

行方市 第2期地域福祉計画 地域福祉活動計画



平成29年3月

行方市・社会福祉法人行方市社会福祉協議会

はじめに

近年、核家族化の進行、地域の連帯感の希薄化、人々の価値観・ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境は刻々と複雑に変化しております。また、経済不況などを背景に社会問題ともなっているひきこもりや貧困、虐待など制度の狭間にある生活課題が顕在化し、地域においては、これまでの分野ごとの福祉サービスではすべてのニーズに対応しきれない状況となっております。



本市においても例外ではなく、人口の減少と少子高齢化が進む中、福祉における課題は多様化し新しい福祉の在り方を考えていかなければならない時を迎えております。ここで重要となるのが、地域の中で、子どもから高齢者、障がいのある方々の誰もがみんなで助け合うことのできる地域づくりをし、市民の皆様と行政及び専門機関がそれぞれの役割を持って地域福祉活動を推進していくことではないでしょうか。

このような中、これまで地域福祉の大きな柱となってきた「第1期行方市地域福祉計画」が改定時期を迎え、このたび、「第2期行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画では、計画の推進効果を高めるため市民の主体的な地域福祉を支援する行方市社会福祉協議会の「行方市地域福祉活動計画」と一体化しました。基本理念に「誰もがみんな ふれ合い、支え合い、助け合うまち なめがた」を掲げ、誰もが何らかの形で地域福祉にかかわることで、住み慣れた家庭と地域で生きがいを実感し、「笑顔で住み続けたいまち なめがた」の実現を目指してまいります。市民の皆様の一層のご理解とご協力、そして地域福祉活動への積極的な参画をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒヤリング調査にご協力をいただきました多くの皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

行方市長
行方市社会福祉協議会長

鈴木 周也

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画の背景と趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	3
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画の期間.....	5
5. 計画策定の体制.....	5
第2章 行方市の地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1. 位置、地勢.....	7
2. 人口の動向.....	8
3. 福祉の動向.....	13
4. 第1期計画の進捗状況.....	20
第3章 計画の基本的考え方	25
1. 行方市が目指す2021年の地域福祉像.....	25
2. 計画の基本理念.....	26
3. 計画の基本目標.....	27
4. 施策の体系.....	34
第4章 施策の展開	35
1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成.....	35
2. 市民に質の高い福祉サービスの提供と権利擁護等の推進.....	46
3. 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成.....	67
第5章 計画の推進に向けて	73
1. 計画の推進体制.....	73
2. 計画の進捗状況の評価.....	75
資料	77
1. 計画策定のためのアンケート調査結果.....	77
2. 行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	106
3. 行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	107

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の背景と趣旨

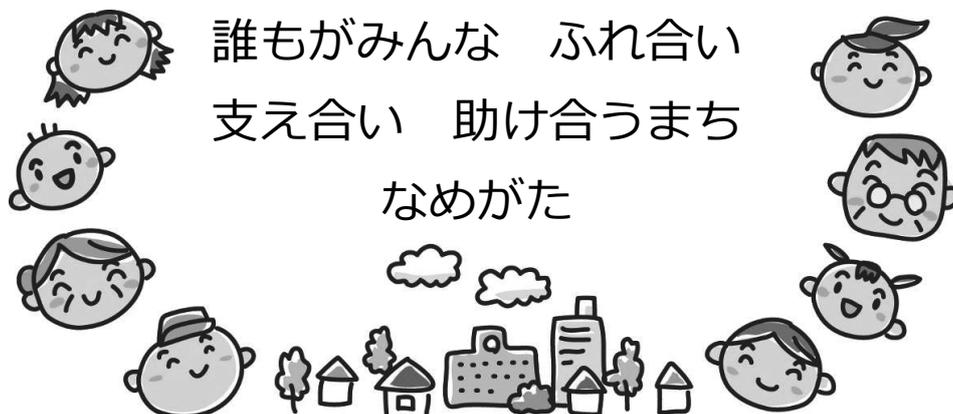
行方市は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図る計画として、“ふれあいと支え合いのまち なめがた”を基本理念とする「行方市地域福祉計画」の第1期計画を平成24年3月に策定し、市民や関係団体と協働し、地域福祉の推進に努めてきました。

また、行方市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進役として位置づけられている団体として、地域福祉を推進する行動計画である「行方市地域福祉活動計画」の第1期計画を平成25年3月に策定し、市民や関係団体、市と緊密に連携して、地域福祉に関する具体的な活動の推進に努めてきました。

そして、今回、市と社会福祉協議会がともに第1期計画の改定時期を迎えたことから、地域社会の動向や生活困窮者への支援方策等、新たな課題を踏まえつつ、市と社会福祉協議会の連携・協働による取り組みを一層進めるべく、2つの計画を一体とする「行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」を策定し、平成29年度からの5年間で地域福祉のさらなる推進を図ることとしました。

本市では、近年は人口の減少が続いており、平成27年の国勢調査では、県内市の中で2番目の減少率（対22年比）となっているほか、高齢化がさらに進行する等、地域社会の状況が変化しており、福祉対象者の増加に伴い、新たな福祉ニーズが生まれています。

このような地域社会の変化を踏まえつつ、本市は市民が積極的かつ自発的に地域で行動していく仕組みづくりや、市民、行政、社会福祉協議会、事業者、関係団体等が緊密に連携しながら、第2期計画に基づき地域福祉を推進していきます。



(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(参考) 市町村地域福祉計画に定める事項(国の通知より抜粋)

①要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

- ・要援護者の把握に関する事項
- ・要援護者情報の共有に関する事項
- ・要援護者の支援に関する事項

②高齢者等の孤立の防止方策

- ・高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくり

③生活保護に至る前の生活困窮者への支援方策

- ・生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ・生活困窮者の把握等に関する事項
- ・生活困窮者の自立支援に関する事項

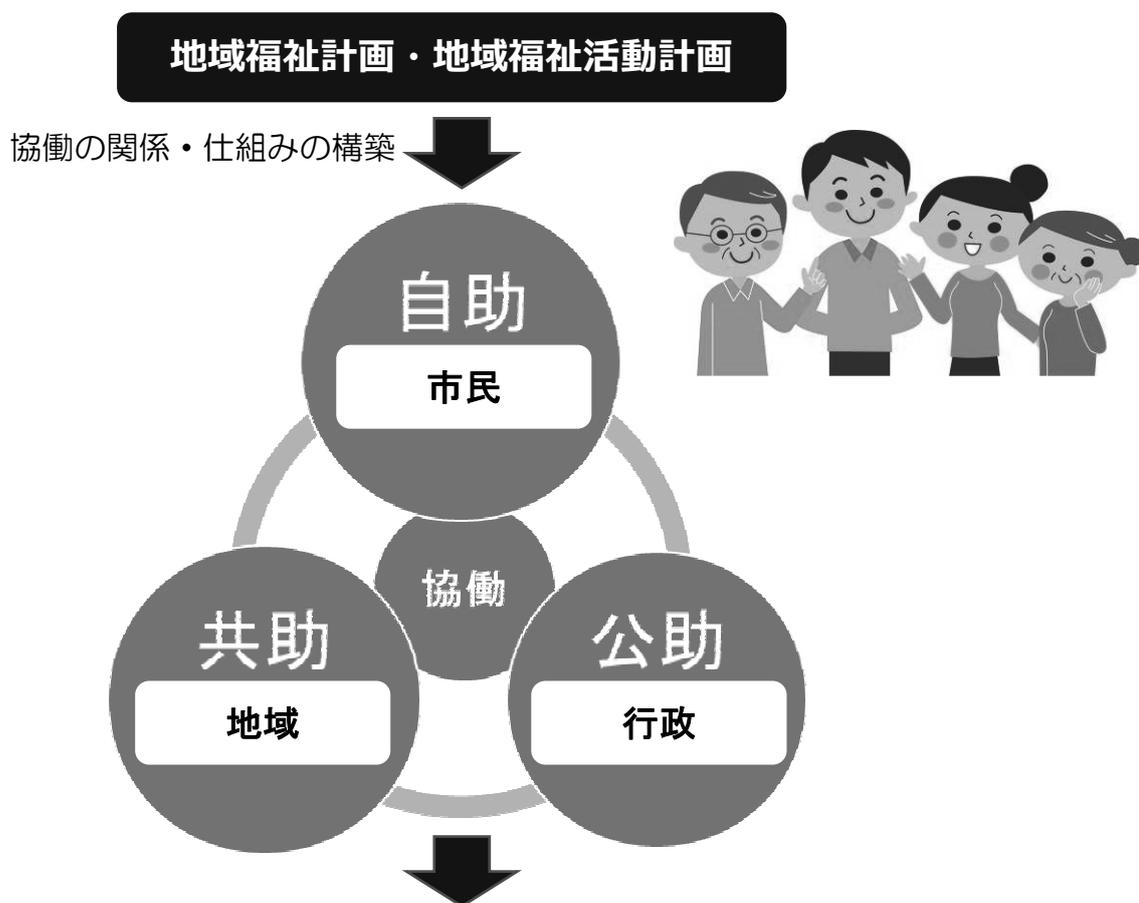
2. 計画の性格

地域福祉の目的は、「住み慣れた地域社会の中で、家族・近隣の人々・知人・友人等との社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族及び地域の一員として、普通の生活（暮らし）を送ることができるような状態を創っていくこと」です。

そして、地域福祉における「住民参加」は、地域の生活者である住民が、その生活を送る上で直結するさまざまな問題を自らの力で協働のもとに解決していくために必要不可欠となってきます。

この計画は、市が一方向的にサービスを提供する仕組みを定めるのではなく、身近な地域で市民自らがまず家族を基本とした「自助」の精神で、次に近隣の人や地域に存在する人材、施設等の社会資源を活用しながら「共助」の精神でともに助け合う、さらに自助や共助だけでは対応しきれない課題に対して、「公助」として行政が地域を支える、このような関係を築いていくための計画です。

これらの特徴を持つ「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市民の視点に立った地域の暮らしづくりのための総合的な福祉環境向上を目指す計画です。



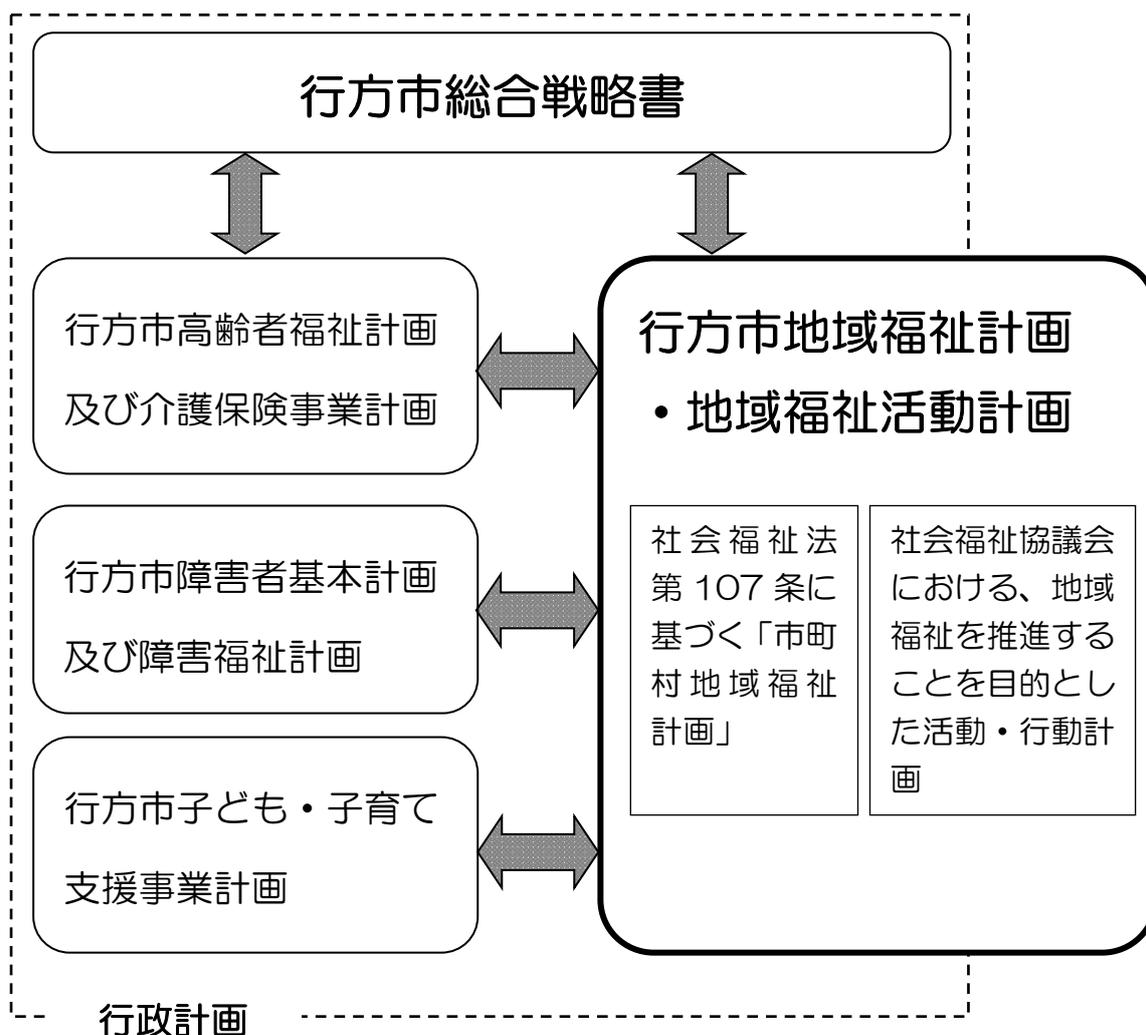
市民の視点に立った地域の暮らしづくりのための総合的な福祉環境向上

3. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられるとともに、社会福祉法第 109 条に位置づけられている社会福祉協議会における、地域福祉を推進することを目的とした活動・行動計画です。

また、県の「茨城県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「行方市総合戦略書」の将来像に基づき、地域福祉に関する総合的な指針となるべきものであり、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者基本計画及び障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の各種福祉計画に対して、地域福祉の観点に立って今後の進むべき方向性を表すものです。

福祉関連計画の関係図

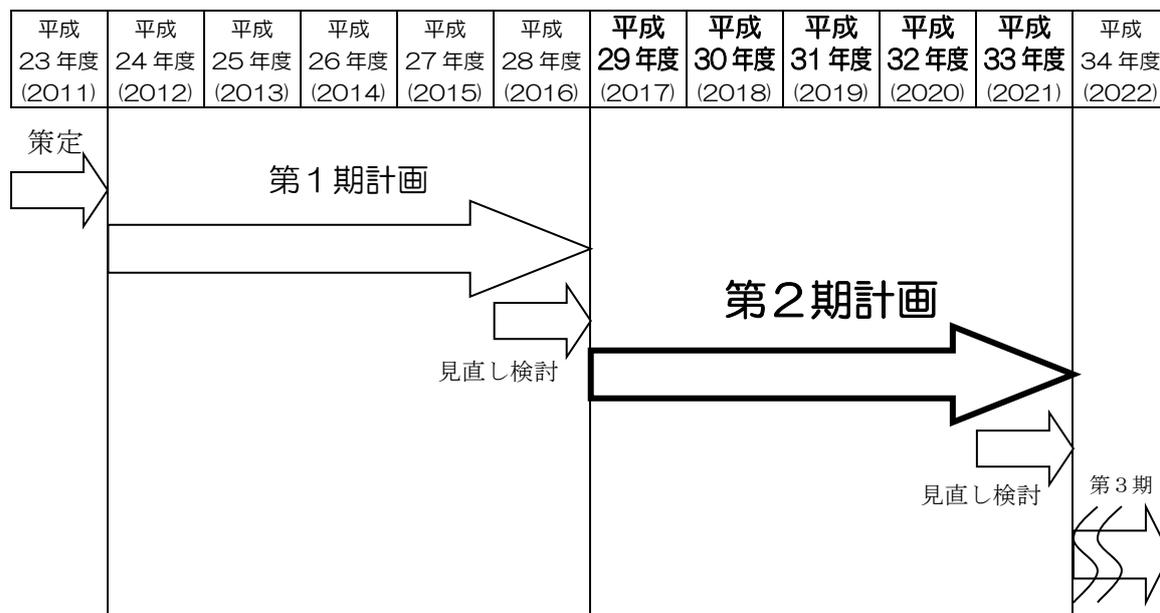


4. 計画の期間

計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間です。

〔 計画期間 〕

第 2 期 : 平成 29 年度～平成 33 年度



5. 計画策定の体制

この計画の策定にあたっては、住民参加のひとつとして「市民アンケート」を実施するとともに、関係部署による第 1 期計画の評価や計画素案に盛り込む取り組み等の協議、また、有識者や各種関係団体の代表で構成する「策定委員会」において審議を行いました。



第2章 行方市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 位置、地勢

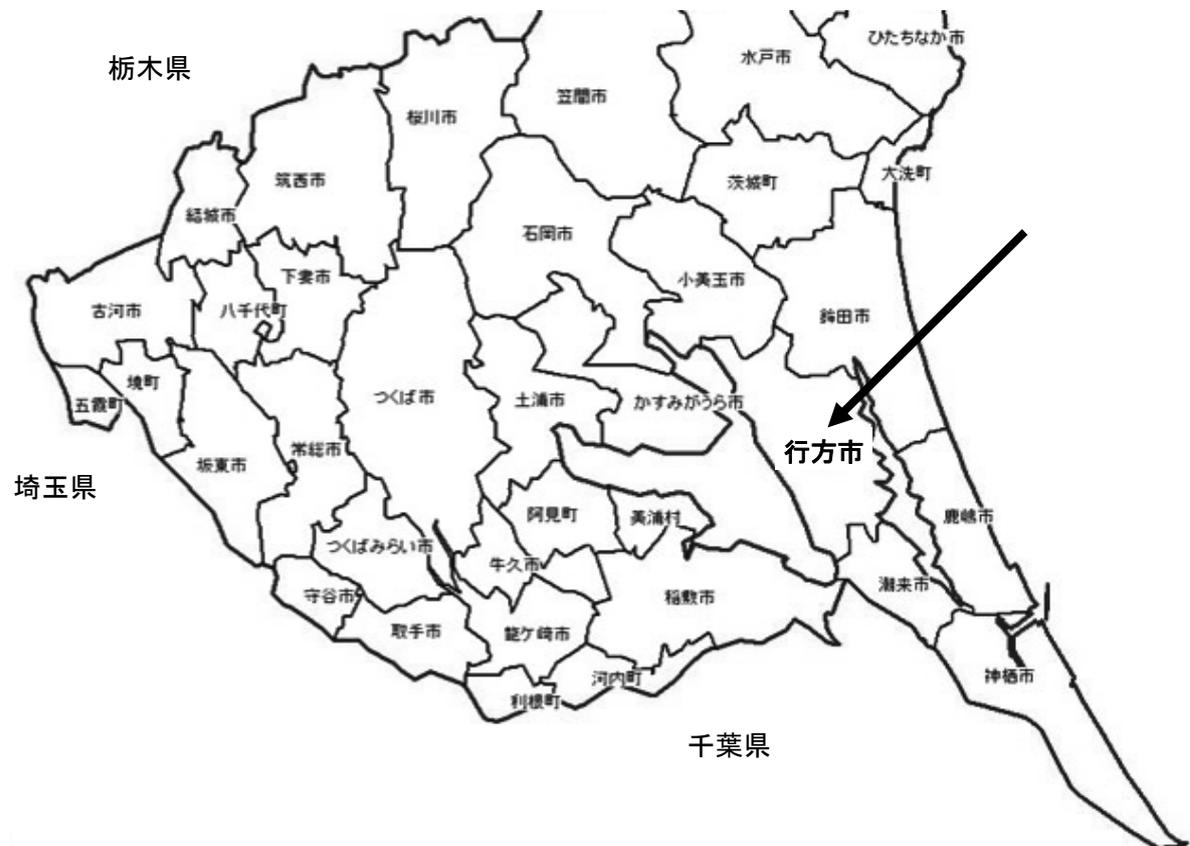
本市は、茨城県の南東部にあり、東京都心から約70km、県都水戸市から約40kmの距離に位置しています。

北は小美玉市と鉾田市、南は潮来市に隣接しているほか、東は北浦、西は霞ヶ浦に挟まれた独特な地形となっており、美しく豊かな自然環境を有しています。

また、交通網は道路中心であり、軸となる国道354号、355号のほか、県道等により各市街地・集落を結びとともに、広域的交通ネットワークを形成しています。

人口は、34,909人（平成27年国勢調査）で近年減少を続けており、少子高齢化が急速に進んでおり、それらの総合的な対策が求められています。

図1 行方市の位置

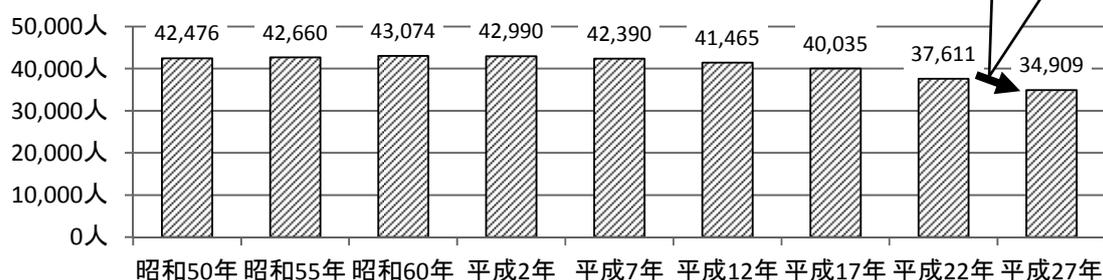


2. 人口の動向

(1) 総人口等の推移

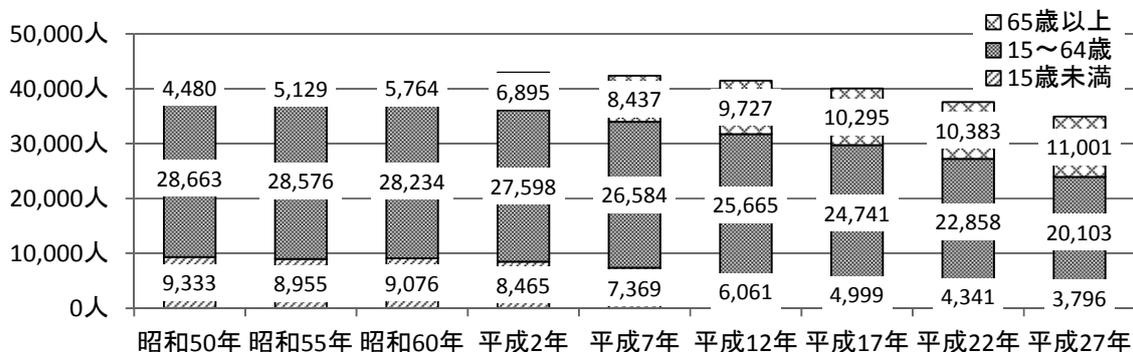
- 本市の総人口（国勢調査）は平成 27 年現在 34,909 人で、平成 22 年と比べて 2,702 人の減少となっており、減少率は▲7.2%と、県内市町村で 7 番目、県内市では 2 番目の減少率となっています。
- 65 歳以上人口は、平成 27 年現在 11,001 人と年々増加傾向となっており、高齢化率は 31.5%に上昇しています。

図 2 総人口の推移



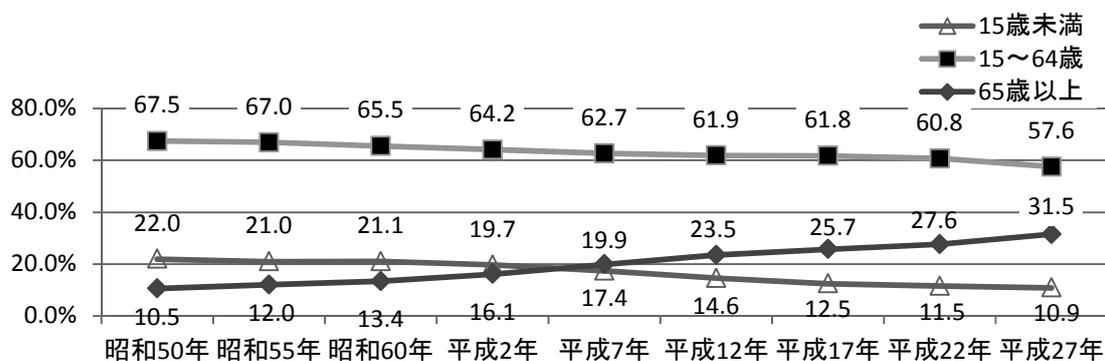
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

図 3 年齢 3 区分別人口の推移



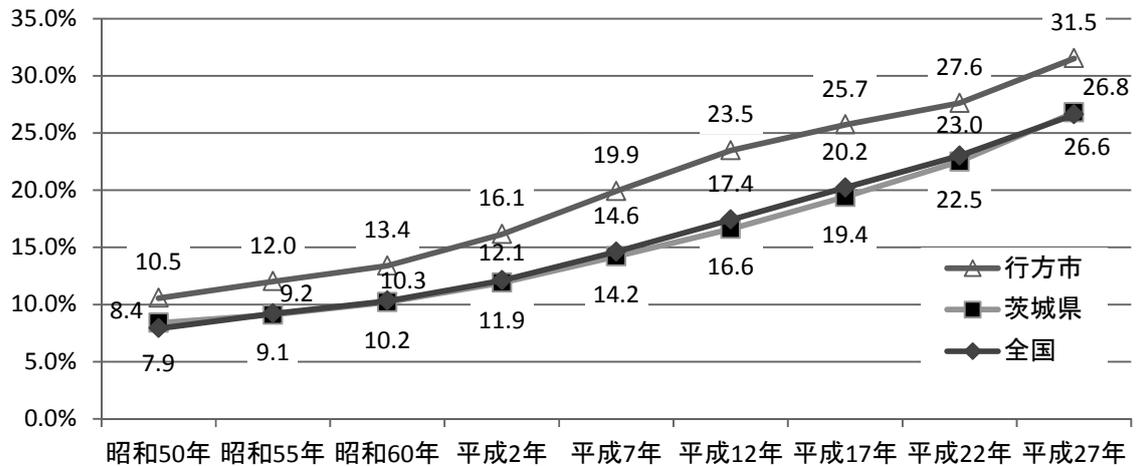
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日 総人口には年齢不詳を含む）

図 4 年齢 3 区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

図 5 高齢化率の推移

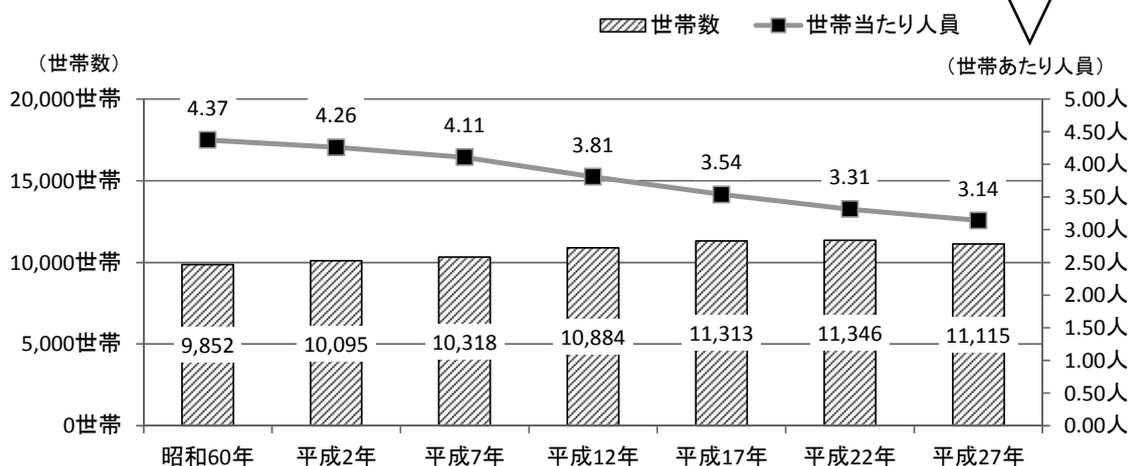


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(2) 総世帯数等の推移

- 平成 27 年の総世帯数は 11,115 世帯で、平成 22 年と比べて 231 世帯の減少と、平成 22 年までの増加傾向から減少に転じています。
- 世帯当たり人員は 3.14 人と、減少傾向にあるものの、県内市町村で 2 番目、県内市では最も多い状況です。

図 6 総世帯数及び世帯当たり人員の推移

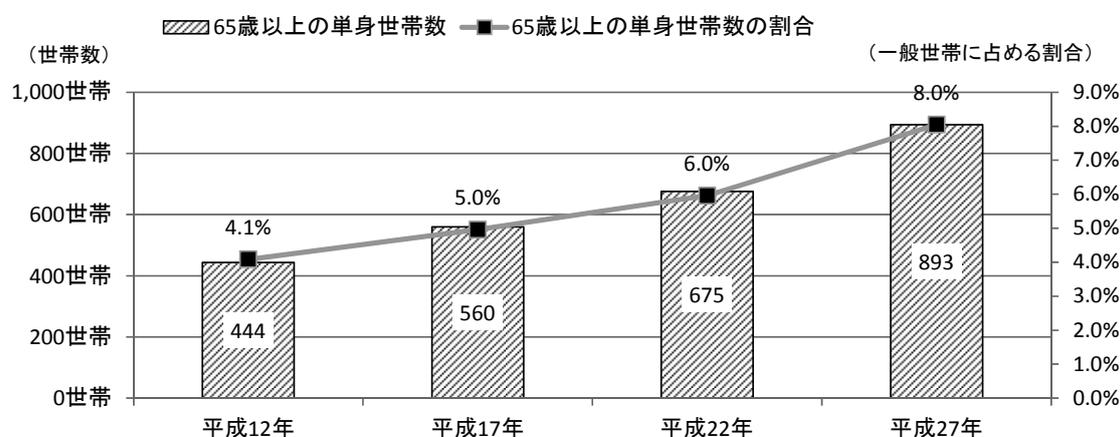


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日 平成 27 年は速報値）

(3) 高齢単身世帯の割合

- 65歳以上の単身者数は、平成27年現在893世帯となっており、平成22年と比べて218世帯の増加となっています。
- 一般世帯に占める65歳以上の単身者数の割合は、平成27年現在8.0%となっており、年々上昇傾向となっています。
- 近隣市等を比較すると、茨城県平均(8.9%)は下回り、近隣市の中では比較的低い水準となっています。

図7 65歳以上の単身者数等の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

表1 65歳以上の単身者数の近隣市等との比較

自治体	一般世帯数	65歳以上の単身世帯数	65歳以上の単身者数の割合
茨城県	1,122,443	100,117	8.9%
行方市	11,095	893	8.0%
神栖市	37,180	2,659	7.2%
かすみがうら市	15,109	1,196	7.9%
稲敷市	14,432	1,433	9.9%
潮来市	10,537	1,046	9.9%
鹿嶋市	27,408	2,747	10.0%
鉾田市	17,401	1,719	9.9%

資料：国勢調査（平成27年10月1日）

(4) 人口動態

- 平成 27 年の出生数は 175 人、死亡数は 515 人と、自然増減は▲340 人となっており、過去 5 年はいずれの年も自然減（出生数<死亡数）です。
- 平成 27 年の転入数は 882 人、転出数は 1,258 人と、社会増減は▲376 人となっており、過去 5 年は、マイナス幅には違いがあるものの、いずれの年も社会減（転入数<転出数）です。

表 2 人口動態

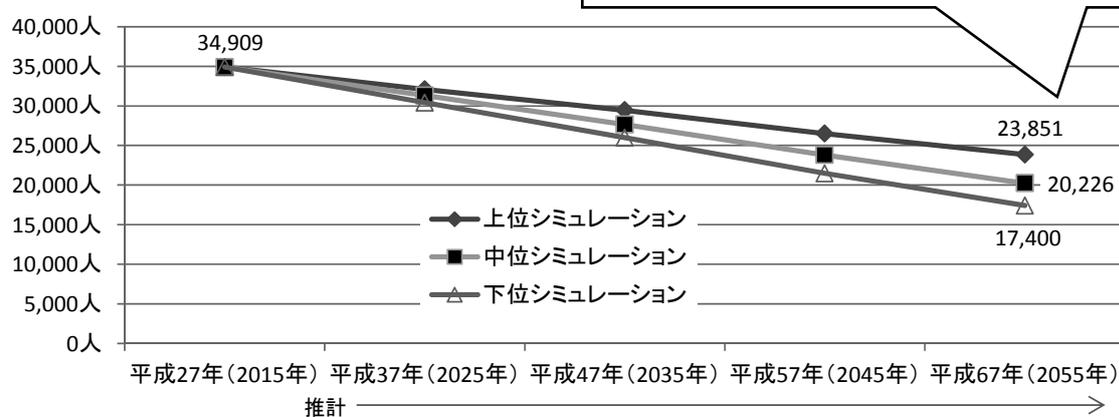
区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
出生	217	221	200	205	175
死亡	546	523	519	521	515
自然増減	▲329	▲302	▲319	▲316	▲340
転入	1,113	1,130	1,037	1,104	882
転出	1,523	1,157	1,359	1,229	1,258
社会増減	▲410	▲27	▲322	▲125	▲376

資料：住民基本台帳

(5) 将来人口

- 平成 28 年 3 月に策定した「行方市総合戦略書」による将来人口は、合計特殊出生率、人口移動率をそれぞれ上位、中位、下位で仮定し、それぞれの場合の人口をシミュレーションしており、上位で仮定した場合は 40 年後の平成 67 年には 23,851 人と推計しており、平成 27 年と比べて 1 万人以上の減少（3 割以上の減少）を見込んでいます。

図 8 将来人口のシミュレーション



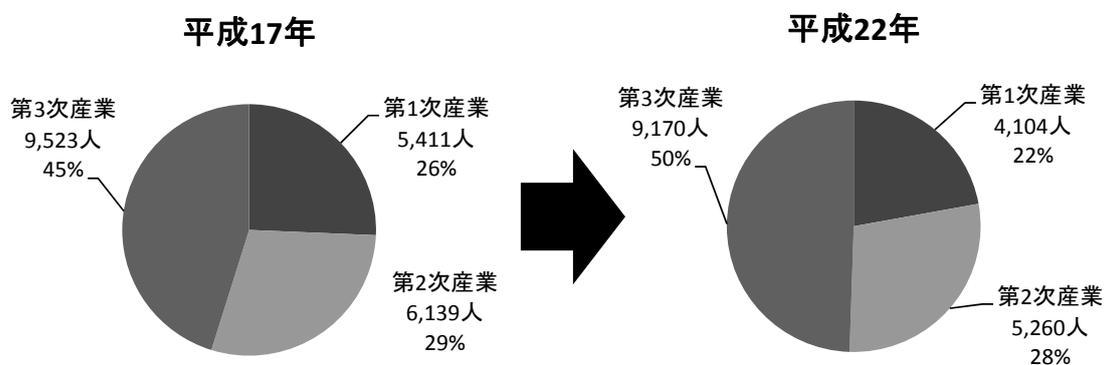
資料：行方市総合戦略書（平成 28 月 3 月）

平成 27 年は国勢調査

(6) 産業別就業者数

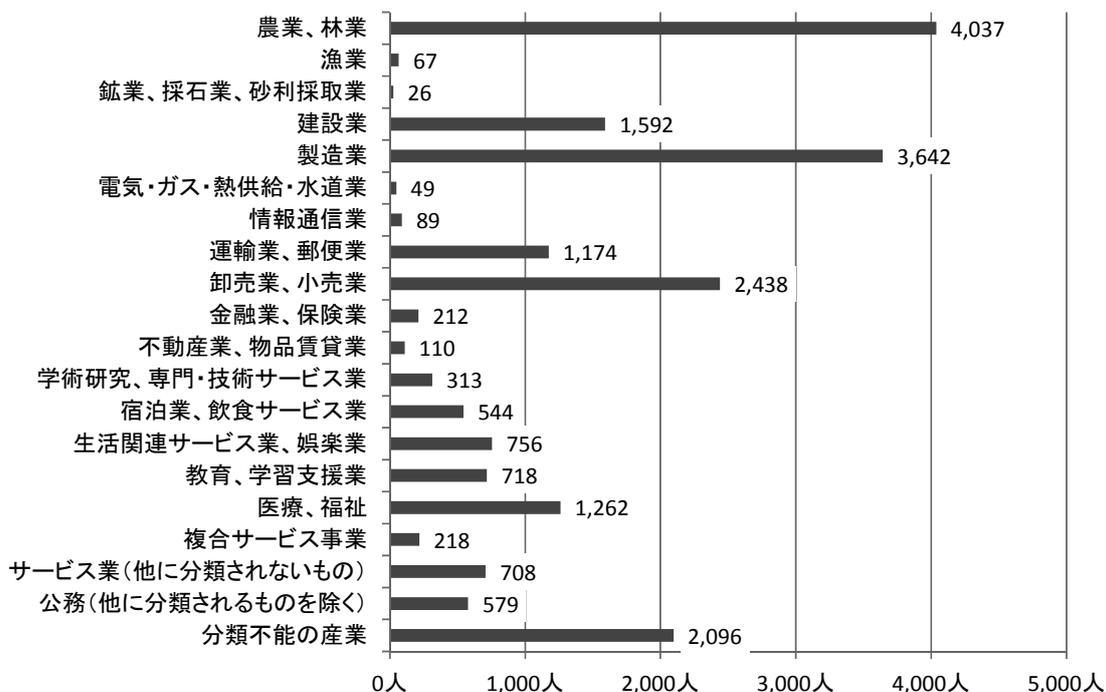
- 産業部門別就業者数は、平成 22 年時点で第 1 次産業 4,104 人、第 2 次産業 5,260 人、第 3 次産業 9,170 人となっており、構成比を平成 17 年と比べると、第 1 次産業と第 2 次産業は低下した一方、第 3 次産業は 45%から 50%に上昇しており、サービス業をはじめとする第 3 次産業が就業者数の半数を占めています。
- 産業大分類別就業者数は、「農業、林業」が 4,037 人と最も多く、次いで「製造業」3,642 人、「卸売業、小売業」が 2,438 人と続いています。

図 9 産業部門別就業者数の割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

図 10 産業大分類別就業者数



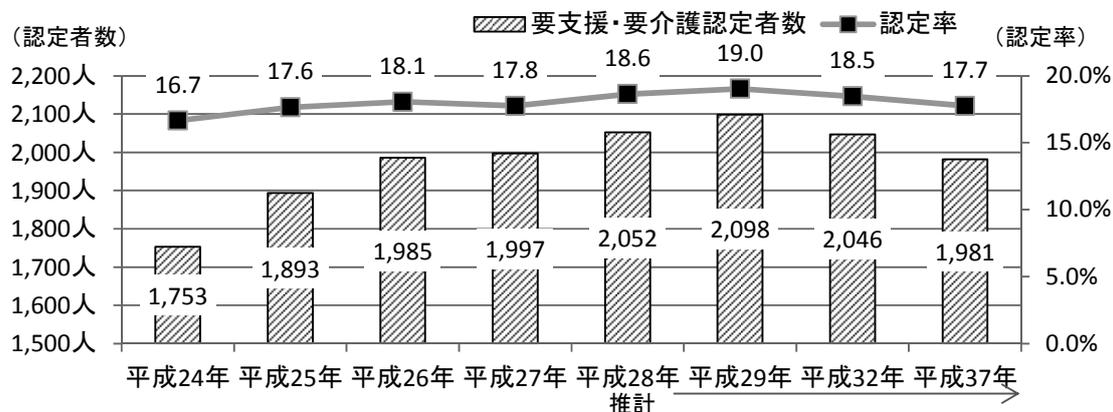
資料：国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日）

3. 福祉の動向

(1) 要支援・要介護認定者数等の推移

- 要支援・要介護認定者数は、平成27年現在1,997人と、第1号被保険者数（65歳以上人口）に対する認定率は17.8%となっています。
- 第6期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による推計では、中長期（平成32年、37年）で要支援・要介護認定者数の減少傾向と認定率の低下傾向を見込んでいます。

図11 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

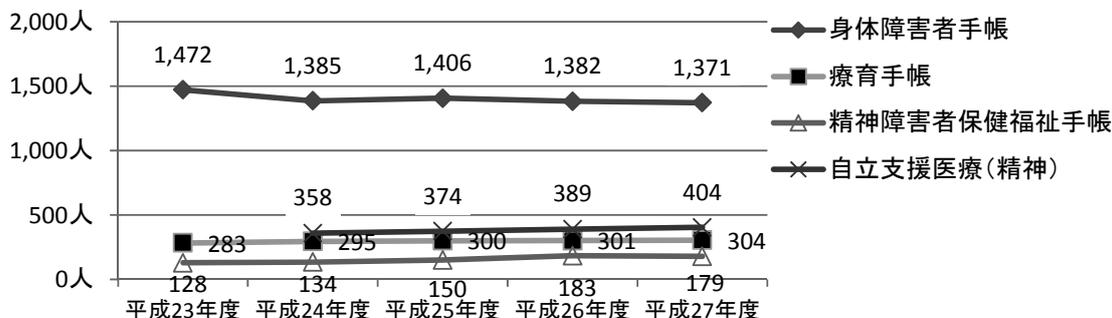


資料：平成24年～27年は介護保険事業状況報告（各年10月1日）
平成28年以降は第6期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による推計値

(2) 障がい者手帳所持者数等の推移

- 各手帳所持者数等は、平成27年度末現在、身体障害者手帳1,371人、療育手帳304人、精神障害者保健福祉手帳179人、自立支援医療（精神）受給者数404人となっています。
- 過去5年度は、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神）受給者数がおおむね増加傾向となっています。

図12 障がい者手帳所持者数及び自立支援医療（精神）受給者数の推移



資料：担当課資料（各年度末）

(3) 生活保護世帯の推移

- 生活保護世帯は、平成 27 年度末現在 145 世帯となっており、うち高齢者世帯が 85 世帯と最も多く、全体の約 6 割(58.6%)を占めています。
- 生活保護扶助費は、平成 27 年度末現在 289,954 千円となっており、年によって増減はあるものの、過去 5 年度はおおむね横ばいで推移しています。
- 被保護実人員数及び保護率(人口千対)について近隣市等を比較すると、保護率は茨城県平均(8.5‰)を大幅に下回っており、近隣市の中では最も低い水準となっています。

表 3 生活保護世帯の推移

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高齢者世帯	79	77	79	82	85
母子世帯	3	3	3	1	3
障がい者世帯	15	13	14	12	17
傷病者世帯	38	30	32	29	31
その他世帯	11	30	21	15	9
合計	146	153	149	139	145
生活保護扶助費 (千円)	286,712	301,384	298,722	284,386	289,954

資料：担当課資料（各年度末）

表 4 被保護実人員数及び保護率（人口千対）の近隣市等との比較

区分	平成 24 年 3 月		平成 28 年 3 月	
	被保護 実人員数	保護率 (人口千対)	被保護 実人員数	保護率 (人口千対)
茨城県	25,114	8.5	26,687	9.2
行方市	179	4.9	177	5.1
神栖市	662	7.0	750	7.9
かすみがうら市	259	6.0	241	5.7
稲敷市	363	7.9	374	8.8
潮来市	205	6.8	214	7.4
鹿嶋市	558	8.4	634	9.4
鉾田市	363	7.4	486	10.1

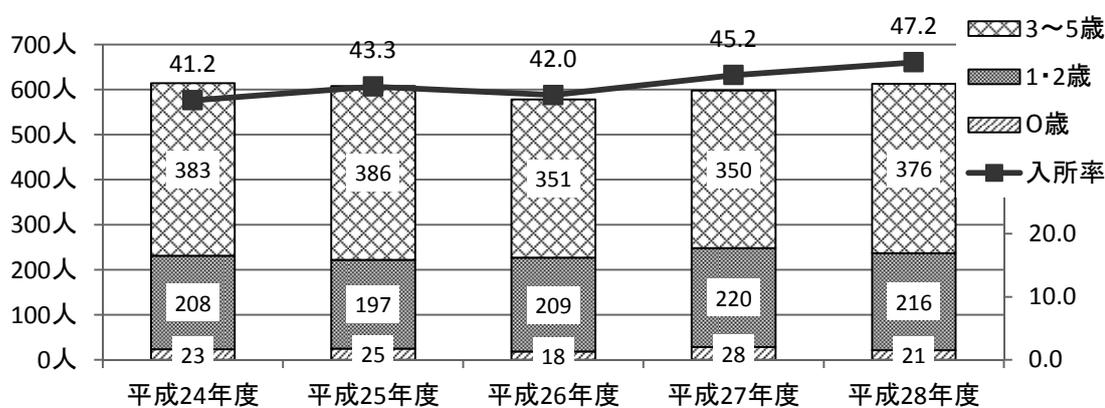
保護率は近隣市の中では最も低い水準

資料：県福祉指導課

(4) 保育所の児童数及び幼稚園の児童数等の推移

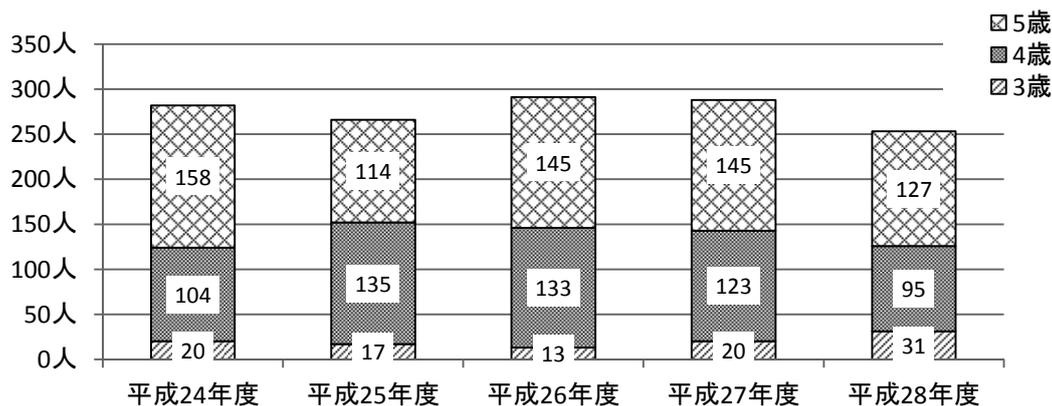
- 保育所の児童数は、平成 28 年度現在 613 人、対象年齢人口に対する入所率は 47.2%と、0～5 歳のおおむね半数の児童が保育所に入所している状況で、入所率はおおむね上昇傾向となっています。
- 保育所の児童数 613 人のうち、3 歳未満の児童数は 237 人で、全体の 38.7%となっています。
- 幼稚園の児童数は、平成 28 年度現在 253 人となっており、うち 3 歳が 12.3%、4 歳が 37.5%、5 歳が 50.2%という状況です。

図 13 年齢別保育所児童数等の推移



資料：担当課資料（各年度 4 月 1 日）

図 14 年齢別幼稚園児童数の推移



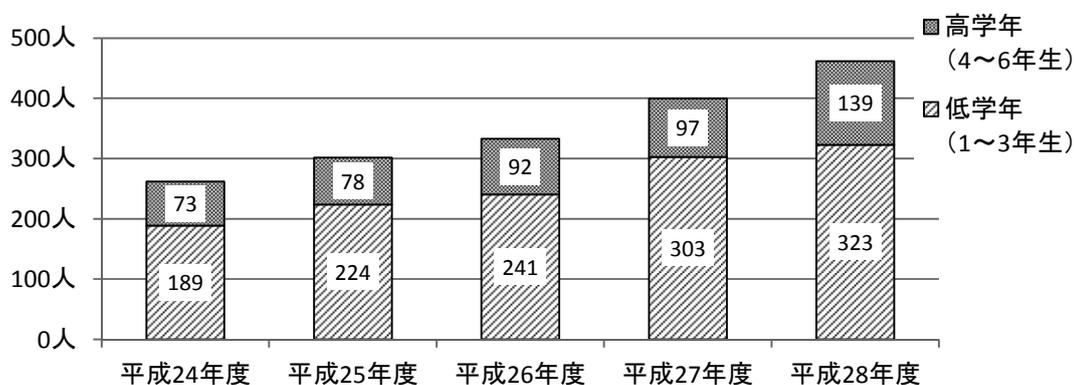
資料：担当課資料（各年度 4 月 1 日）

※ 認定こども園の園児については、保育所・幼稚園の児童数に分けて集計しています

(5) 放課後児童クラブ児童数の推移

- 放課後児童クラブ児童数は、平成 28 年度現在 462 人となっており、うち低学年が 323 人 (69.9%)、高学年が 139 人 (30.1%) です。

図 15 学年別放課後児童クラブ児童数の推移



資料：担当課資料（各年度 5 月 1 日）

(6) 放課後子ども教室児童数等の推移

- 各地区で放課後や土曜日等の子どもたちの居場所づくりを図っており、平成 27 年度からは各地区で放課後子ども教室を開催しています。

表 5 放課後子ども教室児童数等の推移

地区	講座	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		件	人数	件	人数	件	参加予定人数
麻生	土曜日子ども教室	/	/	11	142	11	259
	伝統・文化教室	47	294	43	387	42	324
	放課後子ども教室	/	/	7	71	20	330
	合計	47	294	61	600	73	913
北浦	土曜日子ども教室	28	321	36	475	9	45
	伝統・文化教室	/	/	/	/	/	/
	放課後子ども教室	/	/	5	53	10	100
	合計	28	321	41	528	19	145
玉造	土曜日子ども教室	14	302	2	54	3	66
	伝統・文化教室	17	117	20	195	17	153
	放課後子ども教室	/	/	7	107	10	150
	合計	31	419	29	356	30	369

資料：担当課資料（24 年度から 27 年度は実績。平成 28 年度は 12 月現在の実績及び予定。

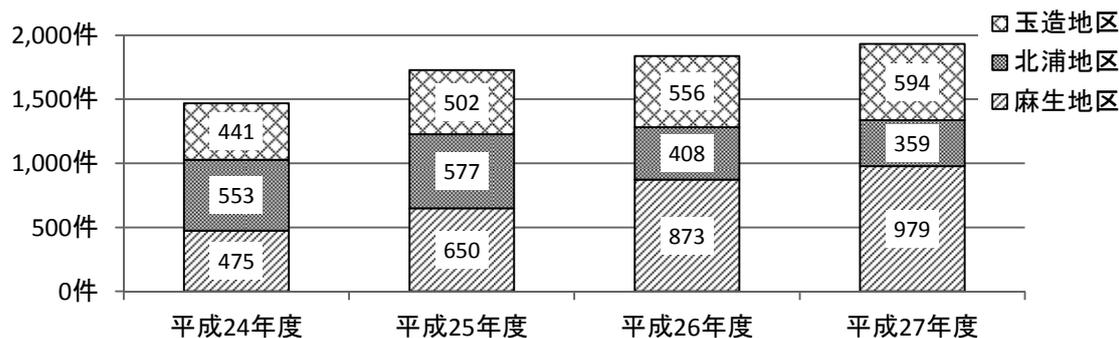
放課後子ども教室は募集中。放課後子ども教室は 27 年度から）

(7) 地域を支える活動の状況

① 民生委員児童委員相談支援の状況

- 民生委員児童委員相談支援件数は、平成27年度実績で麻生地区979件、北浦地区359件、玉造地区594件、合計1,932件となっており、市全体の相談件数は増加傾向となっています。

図 16 民生委員児童委員相談支援件数の推移



資料：担当課資料（各年度実績）

② ふれあい・いきいきサロンの設置状況

- 行方市社会福祉協議会が実施しているふれあい・いきいきサロンについては、平成28年度現在8か所設置されています。

表 6 ふれあい・いきいきサロンの設置状況

地区	設置箇所数
麻生	4
北浦	3
玉造	1

資料：社会福祉協議会（平成28年度）

③ ボランティアセンターの活動状況

- 行方市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターについては、平成28年度現在、団体登録は39団体、740人、個人登録は131人、人数の合計としては871人のボランティアが登録されています。

表 7 ボランティアセンターの登録状況

	団体数	人数
団体登録	39	740
個人登録		131
合計		871

資料：社会福祉協議会（平成28年度）

- 行方市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターを通じて、次のようなボランティア支援の取り組みを実施しています。

表 8 各種ボランティア支援の活動状況

手話教室(平成 27 年度)

開催場所	3か所公民館
延べ開催回数	89

子育て支援事業(平成 27 年度)

依頼件数	25
派遣ボランティア数	218

その他(平成 27 年度)

依頼件数	4
派遣ボランティア数	12



福祉教育(平成 27 年度)

実施内容	手話・車イス・インスタントシニア 5回
------	------------------------

福祉体験(平成 27 年度)

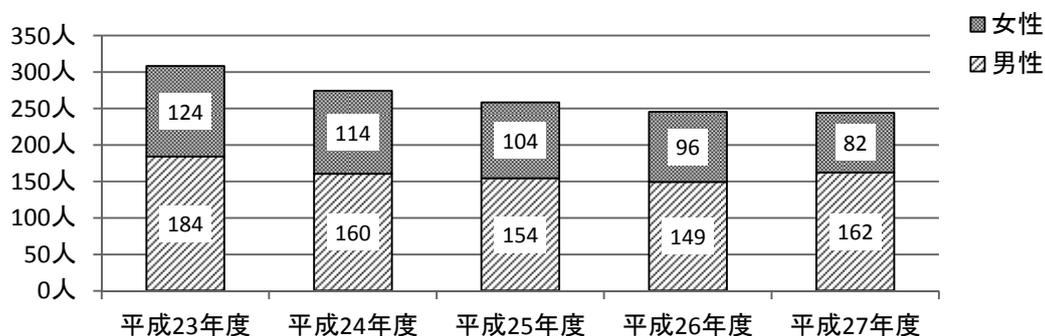
実施回数	4
------	---

資料：社会福祉協議会

④ シルバー人材センターの状況

- シルバー人材センター会員数は、平成 27 年度実績で男性 162 人、女性 82 人、合計 244 人となっており、会員数は減少傾向となっています。

図 17 シルバー人材センター会員数の推移

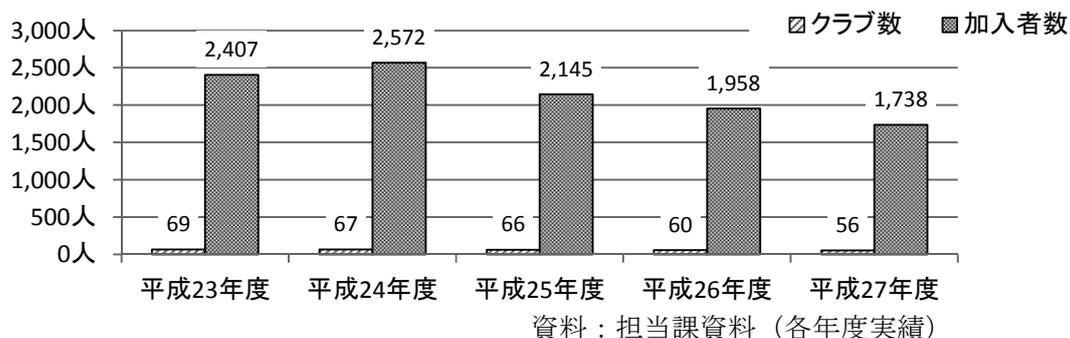


資料：担当課資料（各年度実績）

⑤ 老人クラブの状況

- 老人クラブは、平成27年度実績でクラブ数56、加入者数1,738人となっており、クラブ数、加入者数ともに、平成24年度以降は減少傾向となっています。

図18 老人クラブ加入者数等の推移



（8）福祉に関する財政の推移の状況

- 民生費決算額、扶助費のいずれも、年々増加傾向となっています。

図19 民生費決算額等の推移

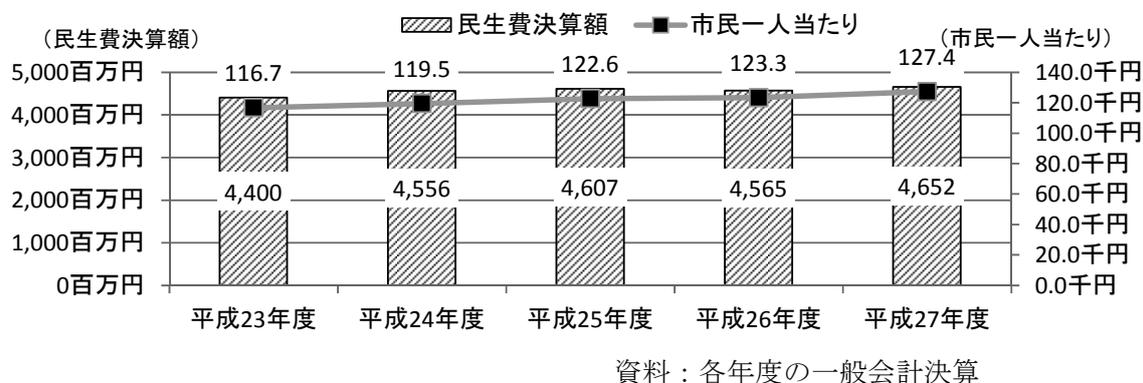
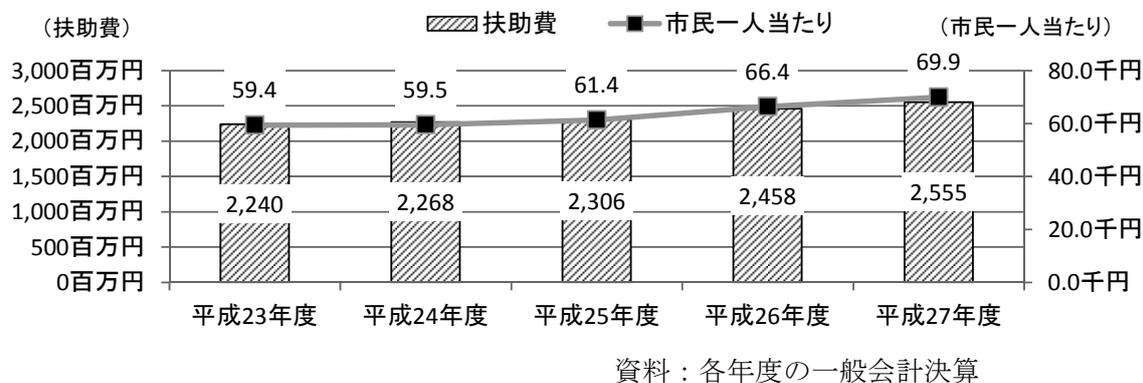


図20 扶助費等の推移



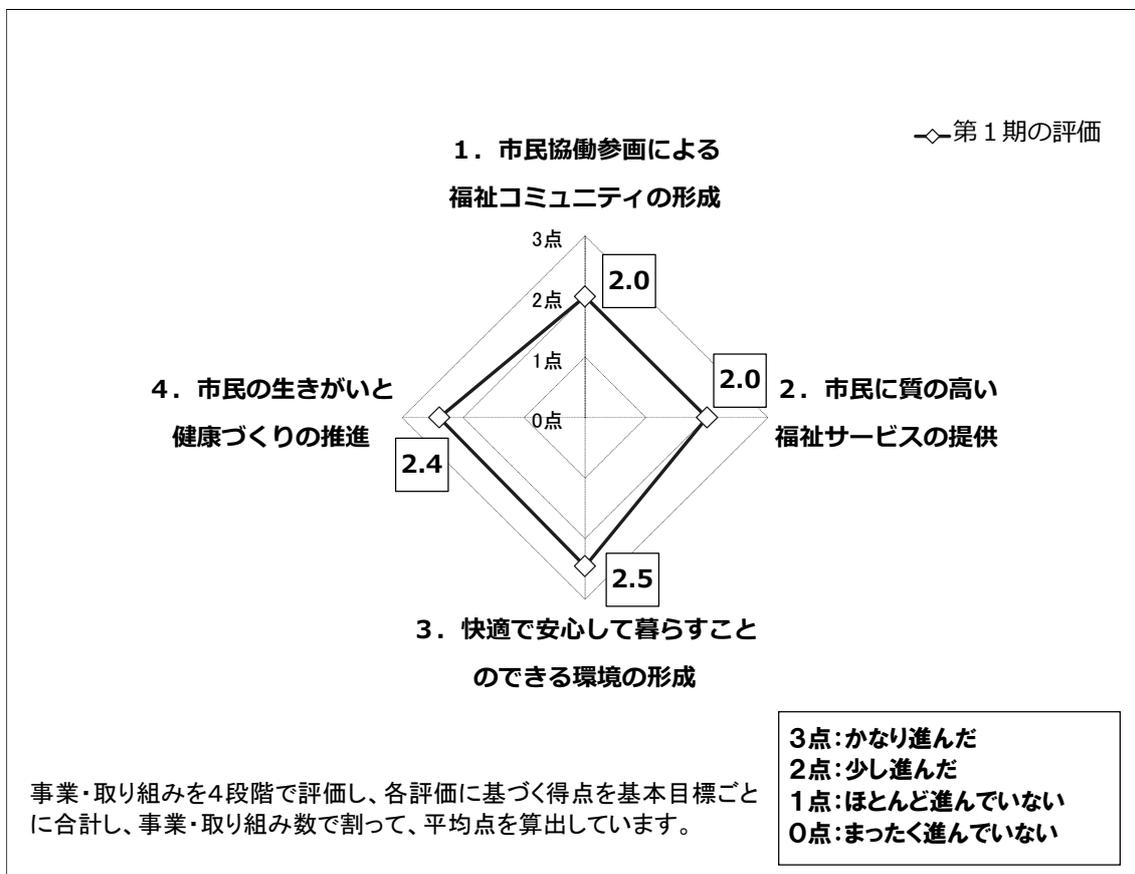
4. 第1期計画の進捗状況

第1期計画の評価は、市の地域福祉計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計画それぞれ、担当者が各事業・取り組みの進捗状況を4段階（かなり進んだ、少し進んだ、ほとんど進んでいない、まったく進んでいない）で評価しました。

【第1期地域福祉計画の事業・取り組みの進捗状況まとめ】

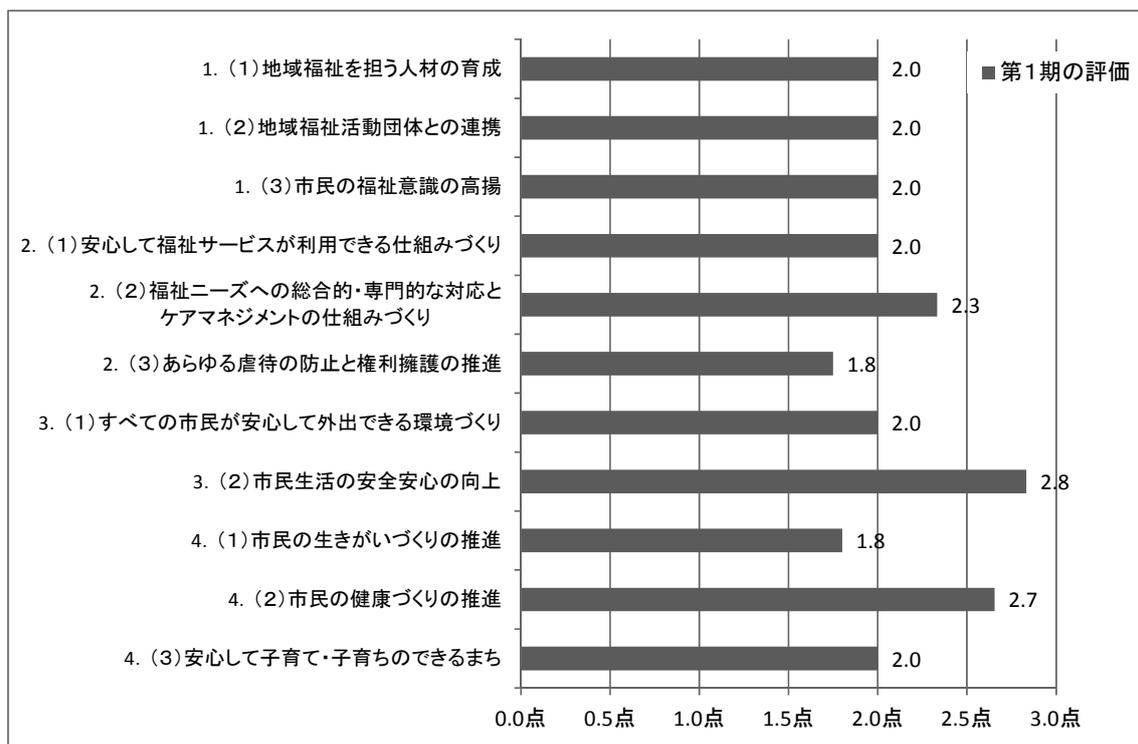
- 第1期計画に掲げた4つの分野別目標について、それぞれ3点満点で評価しました。
- 評価の結果としては、いずれの分野別目標も2点（少し進んだ）以上となっており、『3. 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成』の2.5点、『4. 市民の生きがいと健康づくりの推進』の2.4点で、これら2つの分野別目標で進捗に対する評価が比較的高い状況です。
- 一方、『1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成』と『2. 市民に質の高い福祉サービスの提供』の2つの分野別目標については、3点（かなり進んだ）と評価した事業・取り組みが少なく、一部の事業・取り組みでは1点（ほとんど進んでいない）と評価したものも見られます。

図 21 第1期地域福祉計画の「4つの分野別目標」の評価



- 次に、4つの分野別目標の中の11の基本的取り組みの各評価をまとめると、次のとおりです。
- 最も高い評価となったのは、分野別目標3.の『(2)市民生活の安全安心の向上』(2.8点)であり、各小学校への『見守り隊』の設置や学区内防災ネットワーク会議の設置等、地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進をはじめ、3点(かなり進んだ)と評価した事業・取り組みが比較的多く見られます。
- 分野別目標4.の『(2)市民の健康づくりの推進』(2.7点)についても、「行方市健康増進計画」及び「行方市食育推進計画」の策定、専門職である管理栄養士の増員による母子保健対策の充実、感染症予防のための予防接種への市独自の一部補助等、3点(かなり進んだ)と評価した事業・取り組みが比較的多く見られます。
- 一方、分野別目標2.の『(3)あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進』と分野別目標4.の『(1)市民の生きがいがづくりの推進』については、2点(少し進んだ)を下回る評価となっており、判断能力が十分でない人の権利を擁護する体制の整備、多様な生涯学習ニーズに応じた学習の機会の提供等、1点(ほとんど進んでいない)と評価した事業・取り組みが見られます。

図 22 第1期地域福祉計画の「11の基本的取り組み」の評価



- 第1期計画に掲げた成果指標について、その達成状況をまとめると、次のとおりです。
- 『福祉施設や福祉サービスについての情報や知識が「ある」人の割合を増やす』、『ボランティアセンターの団体登録、個人登録の人数を増やす』の2つの成果指標は、目標の方向性のとおり達成した一方、『地域の行事や活動に「積極的に参加している」「たまに参加している」人の割合を増やす』、『ボランティアに参加した人の割合を増やす』の2つの成果指標は、目標の方向性とは異なる状況となっています。
- なお、「保健」、「高齢者介護・福祉」、「障がい者への支援」、「子育て支援」の各分野の満足度に関する成果指標については、調査の内容が第1期計画策定時と異なるため、参考扱いとなりますが、いずれの指標も目標の方向性とは異なる状況となっています。

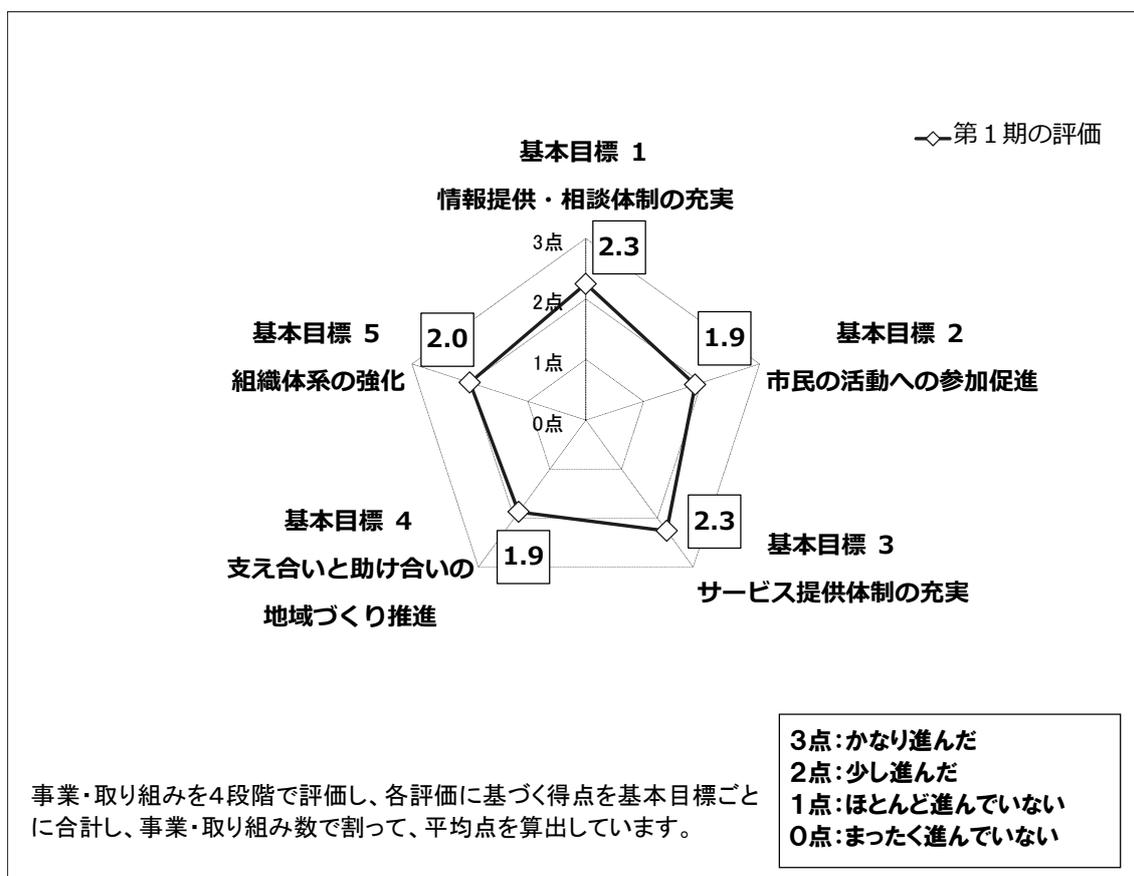
表9 第1期地域福祉計画の「成果指標」の達成状況

成果指標	第1期計画		平成28年度実績	データ	備考
	計画策定時	目標の方向性			
福祉施設や福祉サービスについての情報や知識が「ある」人の割合を増やす	44.8%	上昇	48.8%	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査	
地域の行事や活動に「積極的に参加している」「たまに参加している」人の割合を増やす	69.4%	上昇	62.1%	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査	
ボランティアセンターの団体登録、個人登録の人数を増やす	860名	増加	871名	社会福祉協議会	平成27年度末時点
ボランティアに参加した人の割合を増やす	33.6%	上昇	33.5%	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査	
「保健」に関する満足度(満足及びやや満足)を増やす	56.6%	上昇	11.3%	平成28年度行方市民意識調査	平成28年度調査は「医療・健康づくり」の満足度
「高齢者介護・福祉」に関する満足度(満足及びやや満足)を増やす	29.6%	上昇	9.7%	平成28年度行方市民意識調査	平成28年度調査は「高齢者の環境」の満足度
「障がい者への支援」に関する満足度(満足及びやや満足)を増やす	18.8%	上昇	5.5%	平成28年度行方市民意識調査	平成28年度調査は「障がい者の環境」の満足度
「子育て支援」に関する満足度(満足及びやや満足)を増やす	28.2%	上昇	16.3%	平成28年度行方市民意識調査	平成28年度調査は「子育て環境」の満足度

【第1期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）の事業の進捗状況まとめ】

- 第1期計画に掲げた5つの基本目標について、それぞれ3点満点で評価しました。
- 評価の結果としては、『基本目標1 情報提供・相談体制の充実』、『基本目標3 サービス提供体制の充実』、『基本目標5 組織体系の強化』の3つは、2点（少し進んだ）以上となっている一方、『基本目標2 市民の活動への参加促進』と『基本目標4 支え合いと助け合いの地域づくり推進』はいずれも2点（少し進んだ）を下回っている状況です。
- 基本目標1では相談事業の実施で、基本目標3では障がい者等を対象とする福祉サービスの提供体制の整備に関して、3点（かなり進んだ）と評価した事業が見られます。
- 一方、基本目標2では福祉教育に関する事業で、基本目標4では交流の場の拡充を図る事業で1点（ほとんど進んでいない）と評価した事業が見られる結果となっており、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、重要な2つの機能（市民の活動参加、支え合い・助け合いの仕組みづくり）に関係する基本目標で評価が低い結果となっています。

図 23 第1期地域福祉活動計画の「5つの基本目標」の評価



第3章 計画の基本的考え方

1. 行方市が目指す2021年の地域福祉像

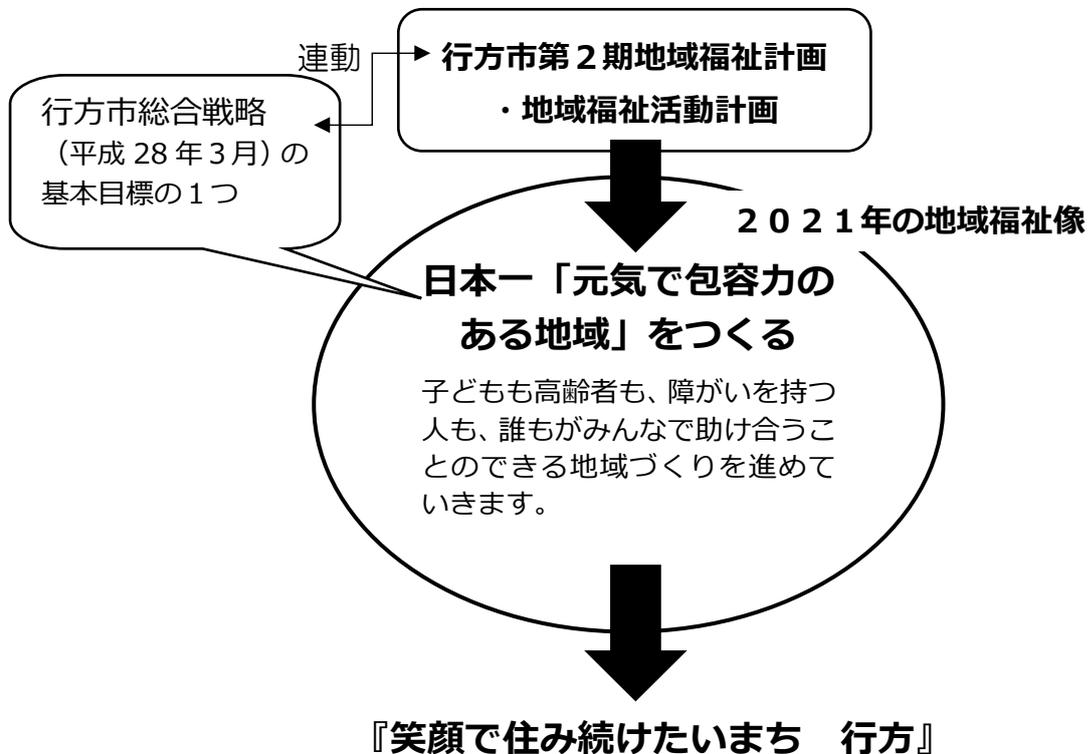
～ 日本一「元気で包容力のある地域」をつくる ～

本市では、市の現状や20～30年後の市の見通しを踏まえ、将来実現すべきまちの姿を示した「行方市総合戦略書」を平成28年3月に策定しました。

「行方市総合戦略書」では、地域福祉が深く関わる重点プロジェクトとして『健康で文化的なまちプロジェクト』を設定し、プロジェクトの基本目標に『日本一「元気で包容力のある地域」をつくる』を掲げています。

そして今回の第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、人口減少と少子高齢化の進行を踏まえつつ、総合戦略と連動して『日本一「元気で包容力のある地域」をつくる』を行方市が目指す2021年の地域福祉像として設定し、『笑顔で住み続けたいまち 行方』を目指します。

図 24 行方市が目指す2021年の地域福祉像



2. 計画の基本理念

市民の誰もが住み慣れた地域で安心して、生涯を元気でいきいきと暮らし続けていくことを望んでいます。すべての市民が安心して充実した生活を送り、健康でいきいきと暮らすことができる地域社会をつくっていくことが、地域福祉の基本的な目標です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の対象は、特定の市民ではなく、すべての市民です。

誰もが、地域住民の支え合いと助け合いにより、地域社会の中で孤立することのない社会が理想です。

そして、市民一人ひとりが自己の意志に基づき、住み慣れた家庭と地域で生きがいを実感でき、地域に誇りと愛着を持って、住み続けたいと心から思えるまちを、計画の中で目指します。

そのためには、子どもも高齢者も、障がいを持つ人も、誰もが何らかの形で地域福祉に関わっていくことが極めて重要になってくることから、この計画では、『誰もがみんな ふれ合い 支え合い 助け合うまち なめがた』を基本理念として設定し、この理念のもとに、2021年の地域福祉像と『笑顔で住み続けたいまち 行方』の実現を目指します。

**誰もがみんな ふれ合い 支え合い 助け合うまち
なめがた**



3. 計画の基本目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、市の第1期地域福祉計画の4つの分野別目標のうち、次の3つを基本目標として設定し、さまざまな取り組みの展開を図っていきます。

なお、第1期地域福祉計画の分野別目標「4. 市民の生きがいと健康づくりの推進」については、第1期計画策定（平成24年3月）以降の「第6期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年3月）」、「行方市健康づくり計画（平成25年3月）」、「行方市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」、「行方市第4期障害福祉計画（平成27年4月）」に施策等を盛り込んでいることから、これら関連計画の施策として推進していきます。

地域福祉を推進する3つの基本目標

- (1) 市民協働参画による福祉コミュニティの形成
- (2) 市民に質の高い福祉サービスの提供と権利擁護等の推進
- (3) 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成

(1) 市民協働参画による福祉コミュニティの形成

【現状と課題】

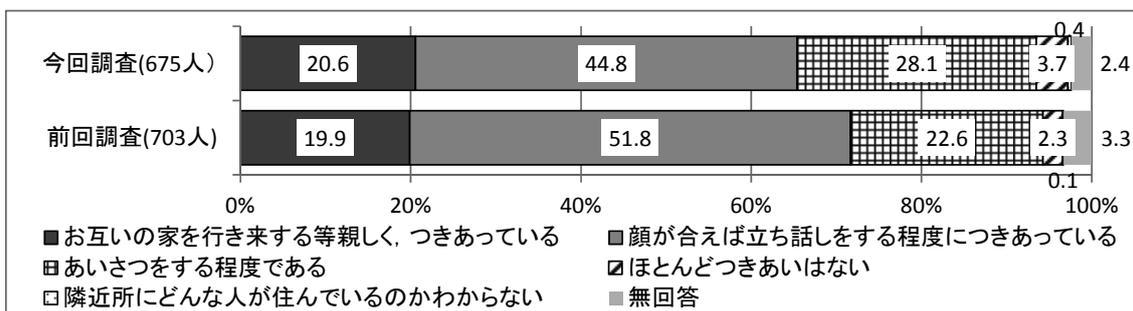
本市では、人口減少が進み、高齢化率が県や全国を上回るペースで進む等、少子高齢化の進行、そしてひとり暮らしの高齢者が急激に増加しており、これら人口や世帯の構造変化に伴い、生活課題が多様化しています。

一方、今回実施した市民へのアンケート調査では、平成22年に実施した前回調査と比べて、ふだんの近所づきあいが希薄となっていたり、地域の行事や活動に参加する割合が低下している傾向がうかがえる等、市民の連帯感や自治意識が低下しているといった状況も見られます。

また、アンケート調査では、人口減少や高齢化を背景に、ひとり暮らし高齢者への見守り、防犯活動、災害への準備等について、市民相互の自主的な支え合いや助け合いの活動として充実すべきと考える市民が比較的多く見られます。

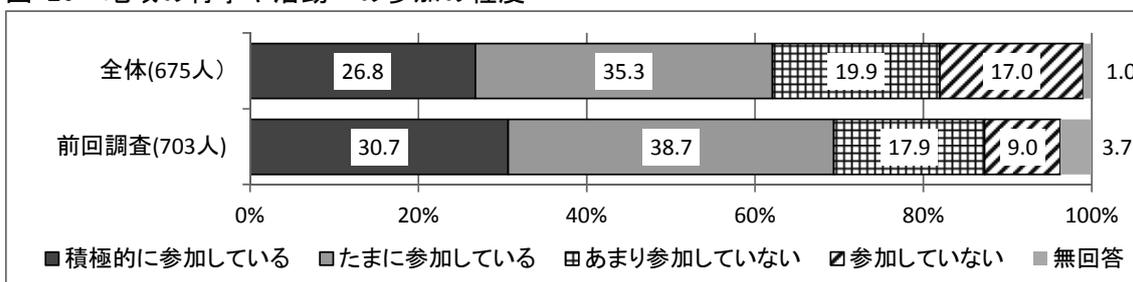
このような状況を踏まえて、従来から地域を担っている行政区等に加えて、ボランティアやNPO等、さまざまな市民の協働参画によって、さまざまな生活課題を地域で解決できる新しい福祉コミュニティを構築していくことがますます必要となっています。

図 25 ふだんの近所づきあいの程度



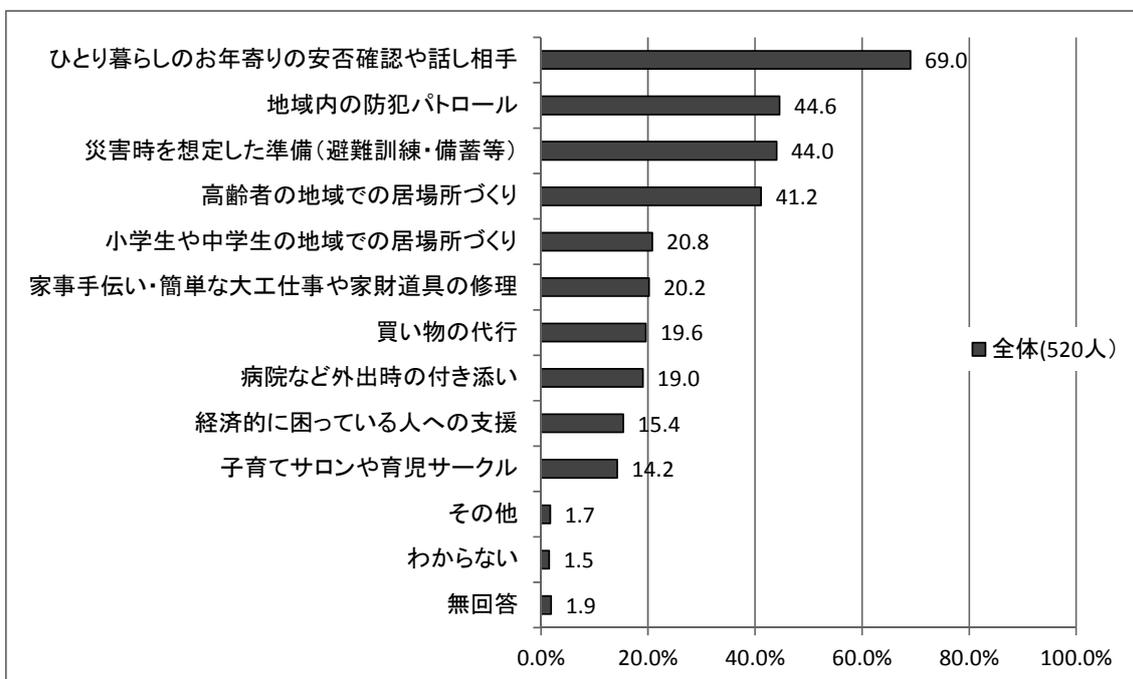
資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

図 26 地域の行事や活動への参加の程度



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

図 27 お住まいの地域で充実するべき市民相互の自主的な支え合いや助け合いの活動



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

【基本方針】

市民の協働と参画を促進し、地域福祉の担い手を育成していくことが、福祉問題の解決の主体者としての市民意識の向上、近隣関係の回復等の社会的孤立や孤独の防止、市民相互の連帯意識の強化につながります。

多くの市民の地域活動への参加を促し、地域での新たな関係づくりや多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成に取り組み、みんなで作る支え合いのまちづくりを目指します。

【達成目標】

地域福祉推進のための人材の育成と地域福祉活動を行う人への支援により、多くの人々が地域福祉活動に参加していく福祉コミュニティの形成、地域生活の再生を目指していきます。

【基本的取り組み】

- 地域福祉を担う人材の育成
- 地域福祉活動団体との連携
- 市民の福祉意識の高揚

（２）市民に質の高い福祉サービスの提供と権利擁護等の推進

【現状と課題】

本市では、高齢化の進行に伴い、介護保険の要支援・要介護認定者数が増加しており、当面は増加傾向が続くものと見込まれています。

また、少子化が進行する一方、共働き家庭の増加等に伴い、保育所への入所率はおおむね上昇傾向にあり、放課後児童クラブについても児童数は増加しています。

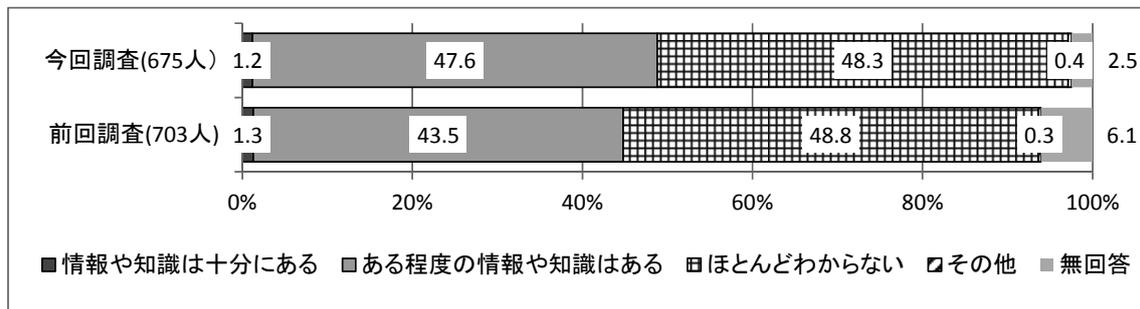
一方、今回実施した市民へのアンケート調査では、行方市の福祉施設や福祉サービス等についての情報や知識を持っている市民の割合について、平成 22 年に実施した前回調査と比べて横ばい、ないしは若干の上昇となっています。

また、アンケート調査では、福祉サービスの充実のために必要になることとして、平成 22 年に実施した前回調査と同様に、「情報提供の窓口を増やす」や「サービスの周知を進める」との回答が比較的多くなっており、「行政や事業者の情報公開を進める」との回答は、前回調査と比べて増加しています。

福祉サービス等に関する知識や情報を持っている市民は増加しているものの、情報提供の窓口の多様化に対するニーズが変わらず大きいこと等を踏まえて、今後も情報提供、情報公開の充実を図る必要があるとともに、情報・相談窓口の充実を通じて、多岐にわたる福祉ニーズを的確に把握し、利用者主体の方針で、それぞれの状況・対応に応じた形で福祉サービスを提供していくことが求められています。

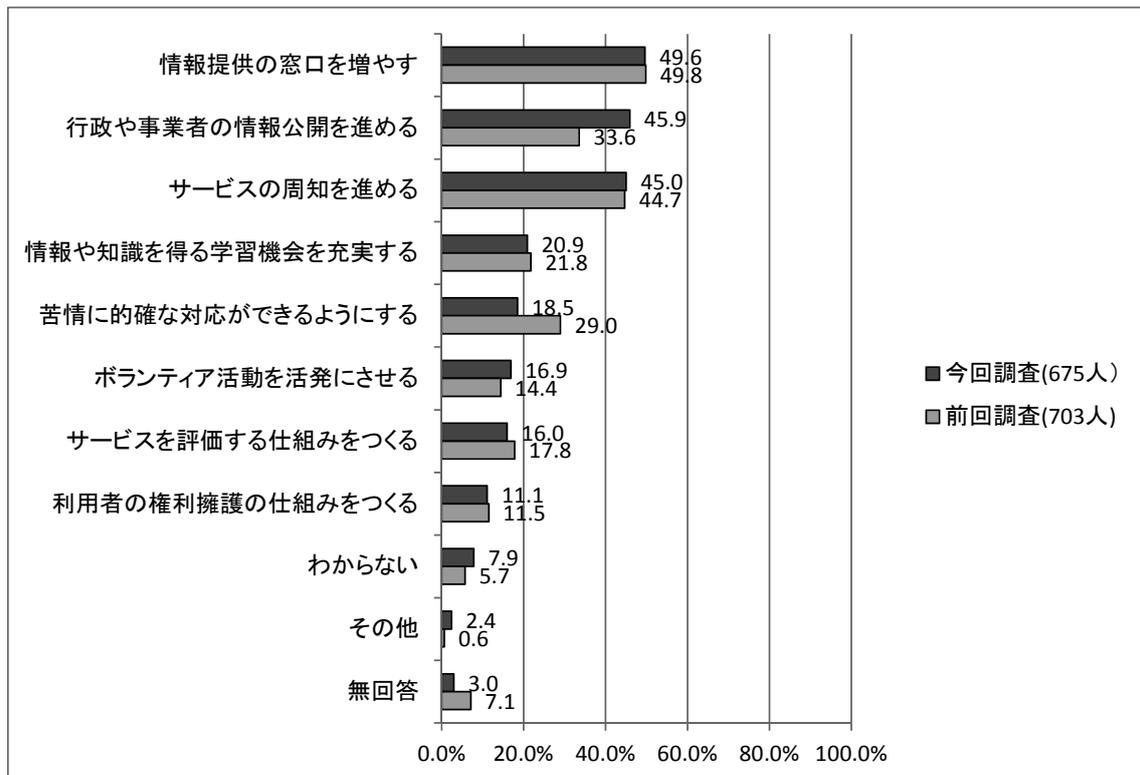
さらに、虐待防止や差別解消、生活困窮者への支援等、新たな課題や制度に市として適切に対応していく必要があります。

図 28 行方市の福祉施設や福祉サービス等についての情報や知識



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

図 29 福祉サービスの充実のために必要になること



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

【基本方針】

福祉サービスを必要とする人が、安心して福祉サービスを選択できるよう、情報提供や相談支援の充実とともに、第1期計画の進捗に対する評価が低かった“判断能力が十分でない人の権利を擁護する体制の整備”等を含めて、高齢者、障がい者、子育てといった分野に関わらず、総合的に必要な支援やサービスを提供する、地域包括ケアの仕組みづくりを進めます。

また、子どもや障がい者、高齢者等の虐待防止のための取り組みとともに、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）」が施行されたことを踏まえて、市民、事業者、行政が一体となって、さまざまな分野における障がいを理由とする差別解消の取り組みを進めます。

さらに、生活保護に至る前の生活困窮者への支援にあたり、関係する施策の連携や生活困窮者の把握、自立支援に取り組みます。

【達成目標】

市民の日常生活の中から福祉課題・福祉ニーズを発見するため、相談事業を充実するとともに、総合的・専門的に福祉ニーズや生活課題に対応することのできる地域包括ケア体制を構築していくことを目指します。

また、虐待防止や障がいを理由とする差別の解消、生活困窮者の自立支援等、多様化する福祉ニーズに対して、関係者による連携強化と情報共有、早期発見、早期対応を目指します。

【基本的取り組み】

- 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり
- 福祉ニーズへ総合的・専門的に対応する地域包括ケアの仕組みづくり
- あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進
- 生活困窮者の自立支援の推進
- 障がいを理由とする差別の解消の推進

（3）快適で安心して暮らすことのできる環境の形成

【現状と課題】

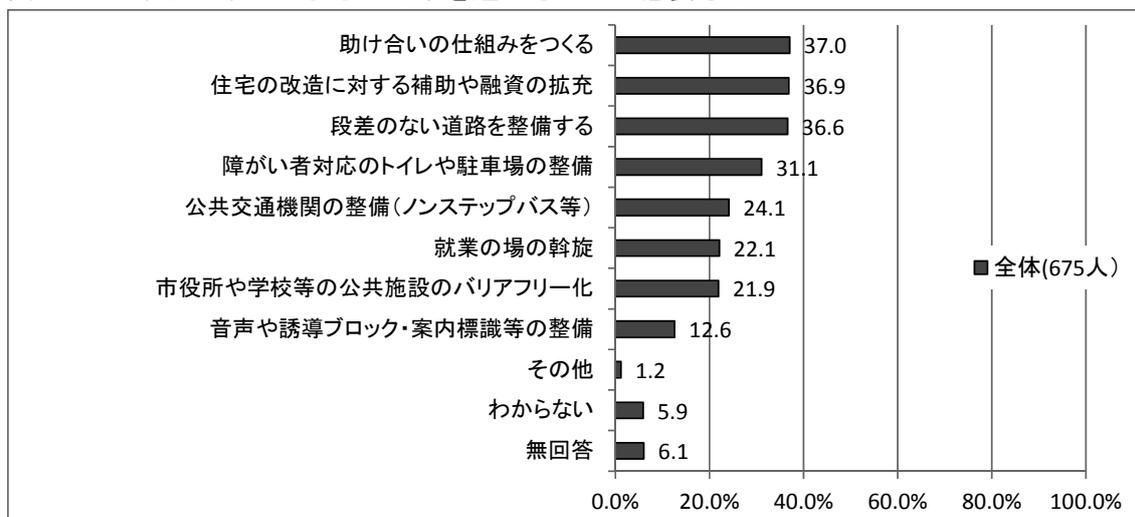
本市では、高齢化が進行する中で、今後ますますさまざまな面でバリアを意識することのないまちづくり、安心して外出できる環境づくりが必要です。

今回実施した市民へのアンケート調査では、バリアフリーのまちづくりを進めるために必要なこととして、広い意味でのバリアフリーである「助け合いの仕組みをつくる」との回答が最も多く、次いで住宅改造に関する補助等、段差の解消等についての項目が上位にあがっています。

また、アンケート調査では、災害時や救急時における障がい者やひとり暮らしの高齢者の安否確認、支援を行うための体制として、「行政・社会福祉協議会・民生委員・町内会等が連携をし、支援を行う」との回答が最も多くなっています。

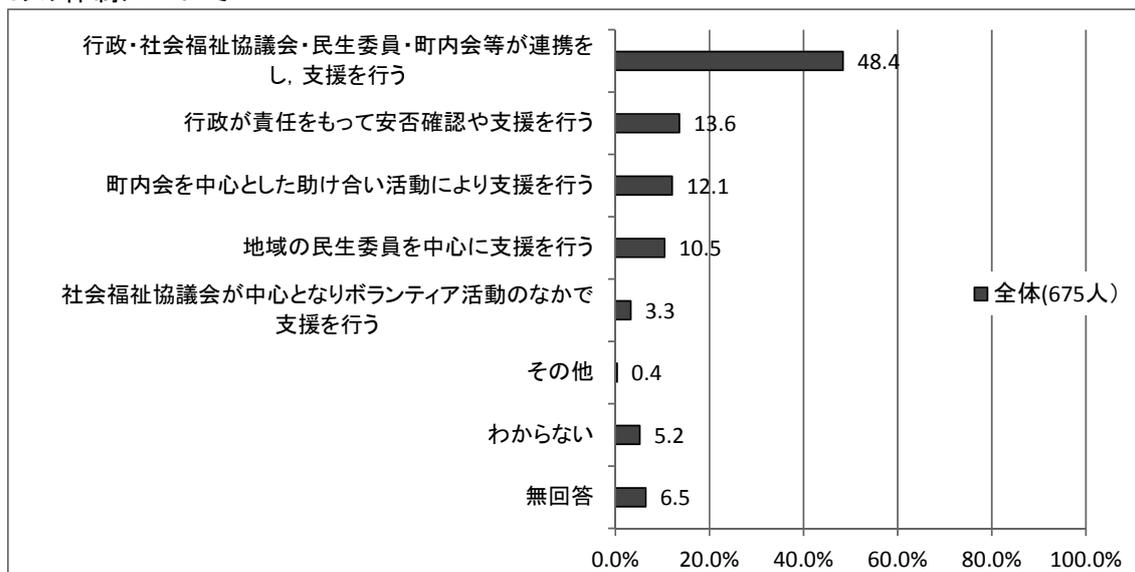
公共施設のバリアフリー化や交通利便性の向上等、市民が安心して外出できる環境づくりを進める必要があるほか、現在本市が進めている避難行動要支援者対策等、防災・減災対策について、地域での見守り活動をはじめ、さらなる充実が求められています。

図 30 バリアフリーのまちづくりを進めるために必要なこと



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

図 31 災害時や救急時における障がい者や一人暮らしの高齢者の安否確認、支援を行うための体制について



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

【基本方針】

多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、すべての市民が利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化、ユニバーサル・デザインの考え方に立って整備を進めるとともに、交通事情の改善等、市民が外出しやすい環境を整えます。

また、災害時の不安の解消、防犯対策等、市民の誰もが安心して暮らすことのできる環境づくり、福祉の視点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

さらに、第1期計画の進捗に対する評価が高かった“地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策”についても、さらなる防犯力、安全対策の強化を進めます。

※ユニバーサル・デザイン

老若男女、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

【達成目標】

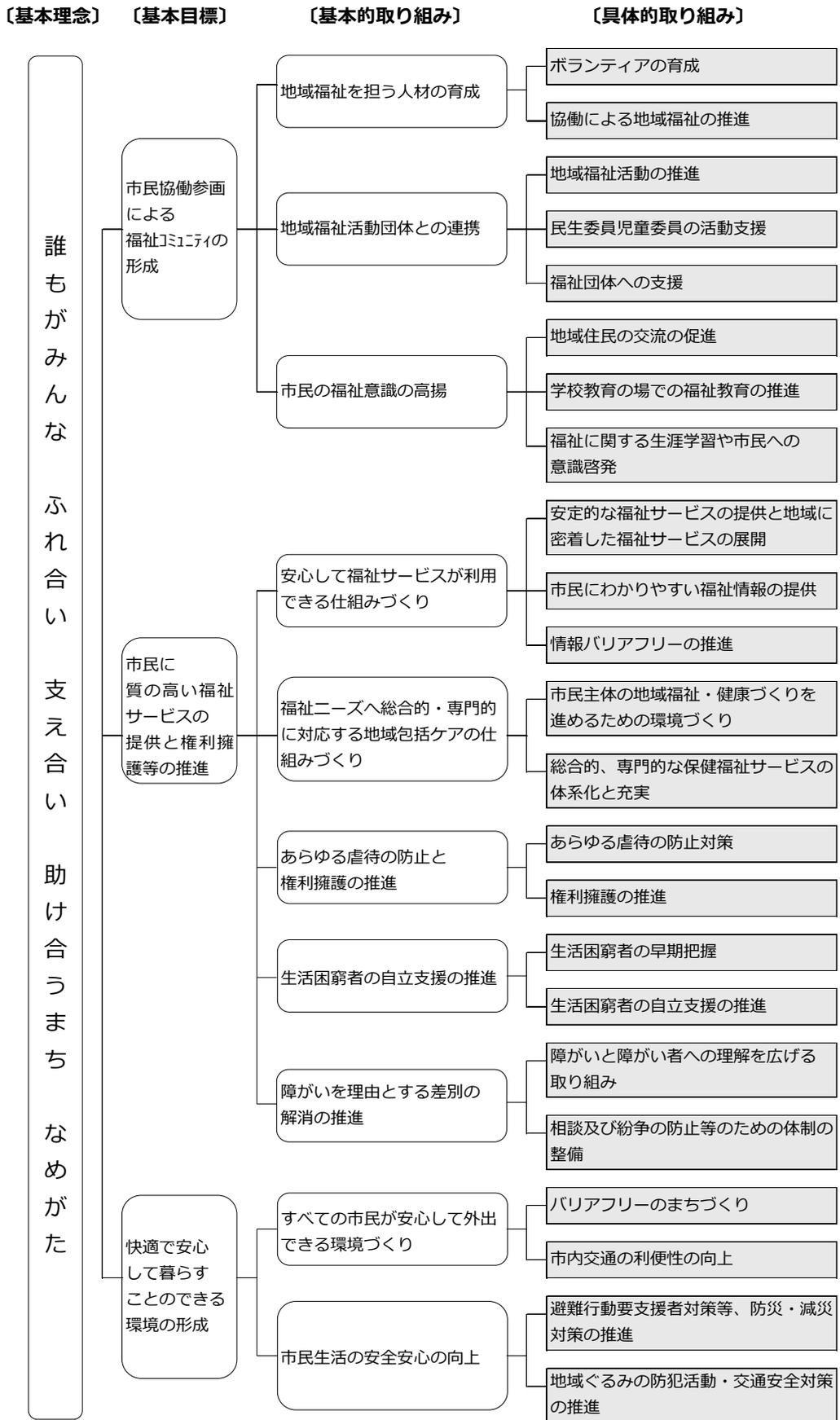
すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指します。

【基本的取り組み】

- すべての市民が安心して外出できる環境づくり
- 市民生活の安全安心の向上



4. 施策の体系



第4章 施策の展開

1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成

(1) 地域福祉を担う人材の育成

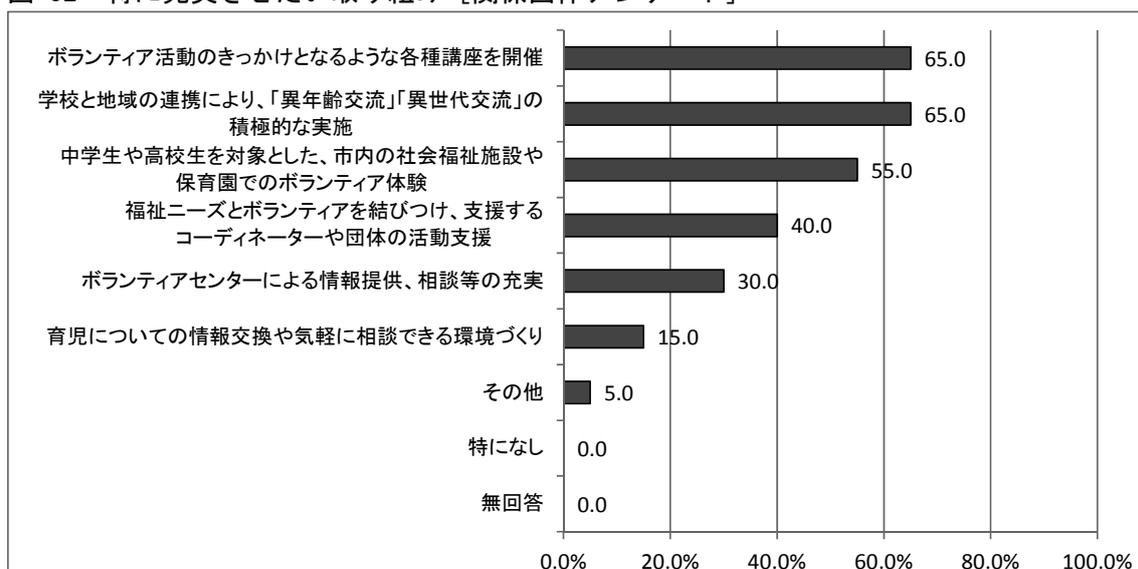
【現状と課題】

本市では、ボランティア活動を始めやすい環境を整えるため、市や社会福祉協議会において、活動に関する情報の提供や研修の機会を提供しているほか、小・中学生、高校生に対して、地域福祉活動やボランティア活動に興味を持ってもらえるような機会や、ボランティアの活躍の場の確保に努めています。

一方、今回実施した関係団体へのアンケート調査では、特に充実させたい取り組みとして、「活動のきっかけとなるような各種講座の開催」や「異年齢交流・異世代交流」、「中高生へのボランティア体験」等をあげた団体が比較的多くあり、今後は、さらにボランティアの育成や発掘につながる取り組みが求められています。

また、高齢者も障がい者も、住み慣れた場所で、共にいつまでも生活ができるような地域づくりが求められており、さまざまな団体・事業者・市民等が、地域の要支援者を支える取り組みを進めており、今後もそれぞれの担い手がさらに協働し、分野を超えた地域内での連携強化を図り、地域福祉を推進する必要があります。

図 32 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

地域で発生した福祉ニーズとボランティアを結びつけるマッチング機能の向上を図るとともに、支援する役割を担っているコーディネーターや団体の活動支援のための専門研修会を開催し、地域福祉活動の活性化を目指します。

また、ボランティア活動・市民活動に参加しやすい環境をつくるため、中学生や高校生を対象としたボランティア体験をはじめ、各機関と連携し、市民活動のすそ野拡大に資するさまざまな事業を展開します。

【具体的取り組みの内容】

① ボランティアの育成

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、人のため、自分のためにシルバーリハビリ体操等のボランティア活動に参加します。
- 市民は、既存のボランティアグループに参加したり、新しいグループを立ち上げて、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、その家族、子育て家庭をサポートします（ボランティア等）。
- 地域の団体や福祉施設は、行事等でボランティアを積極的に活用します。

《市の取り組み》

- 事業の実施にあたり、ボランティアを積極的に活用するとともに、事業参加後も活動の継続を促すよう、フォローアップを図ります。[関係課]
- 市立図書館で実施している「行方市子どもボランティア」をはじめ、子どもたちがボランティア活動にふれるきっかけとなるような取り組みを実施します。[生涯学習課 関係課]

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
ボランティアセンター事業	平成27年度 □団体登録数 39団体 □個人登録数 131名	ボランティアセンターは、市民の善意とボランティア活動の啓発・推進を図ることを目的とする機関であり、登録団体・個人からの協力のもとで関連事業の充実を図ります。	継続
ボランティア向け研修会	平成27年度 □開催数(研修会/年1回) □延べ参加者数(50名)	地域福祉の現状及び地域の「新たな支え合いづくり」について理解を深めるとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして開催します。	継続

② 協働による地域福祉の推進

《市民・地域の取り組み》

- 市民や地域の団体は、市や社会福祉協議会に対して、地域で必要な取り組みや活動について積極的に提案・提言します。
- 市民や地域の団体は、市や社会福祉協議会からの情報や補助等を積極的に活用し、地域福祉活動を展開します。
- 企業や事業所は、地域の活動に積極的に協力・参加し、ともに地域の福祉向上に取り組みます。

《市の取り組み》

- 子育て環境の充実のため、それぞれの地域でボランティアを育成し、一時的な預かりや寺子屋(勉強だけではなく遊びも学べる場所)を構築し、地域コミュニティの強化を進めます。〔こども福祉課〕
- 適正配置計画による統合後の状況を踏まえ、学校と地域の連携した「異年齢交流」「異世代交流」を進め、子どもたちの社会性や道徳性を育むとともに、子どもたちの健全な成長を支援します。〔学校教育課〕
- さまざまなニーズを有する在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の生活を支援するため、ニーズを的確に把握するとともに、総合的サービスを提供できるよう、関係機関との連携を深めるよう努めます。〔社会福祉課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
一人暮らし高齢者見守り事業	平成 27 年度 □ 対象者数 136 名 □ 訪問回数 (4回/年)	高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、関係者及び地域住民が連携して高齢者を見守ることにより、福祉の推進を図ります。 また、給食サービス利用者については、利用料集金時に職員が訪問し、健康状態等を聞き取りや見守りを行っており、今後も継続を図ります。	継続

(2) 地域福祉活動団体との連携

【現状と課題】

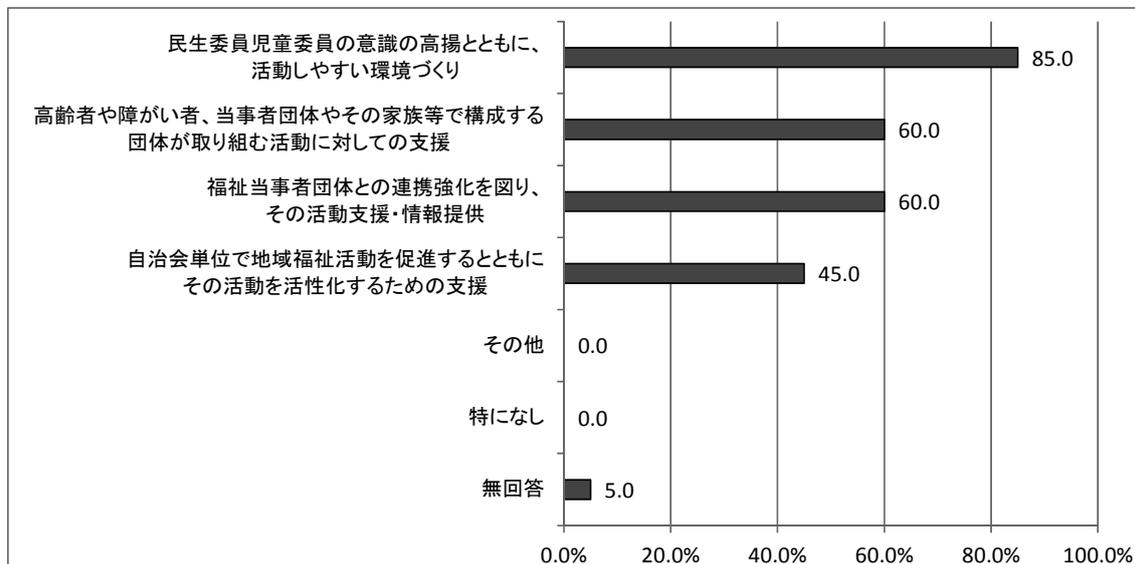
地域福祉の担い手は、特に高齢者福祉の分野で地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、地域住民をはじめ、サービス事業者、ボランティアや民間団体等、多様な主体の参画が求められており、身近な生活の支援にあたり、地域ぐるみによる地域福祉活動の推進を図る必要があります。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症の方の増加等に伴い、将来への不安やさまざまな生活課題・福祉課題のある市民が増えており、地域住民の立場に立った相談・市民との信頼関係の中で支援活動を行う民生委員児童委員の役割と任務がますます重要になっています。

今回実施した関係団体へのアンケート調査においても、特に充実させたい取り組みとして、「民生委員児童委員」に関する取り組みの充実等をあげた団体が比較的多くなっています。

本市では、社会福祉協議会を中心に、民生委員児童委員、老人クラブ、障がい者福祉事業所等の関係機関とのネットワークを拡げながら、地域のあらゆる団体・個人と協働し、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりに努めており、地域で活躍するさまざまな団体・個人との連携を強化し、地域のニーズに合った支え合い活動を推進していく必要があります。

図 33 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

地域福祉に取り組む各種団体を支援するとともに、これらとの連携協働により、地域福祉の推進を図ります。

民生委員児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、課題解決に向けての取り組みを進めます。

【具体的取り組みの内容】

① 地域福祉活動の推進

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、行政区の活動に参加し、地域の問題や課題を理解します。
- 地域住民、行政区、民生委員児童委員、その他地域の関係者は、連携を密にして、地域の問題や課題と一緒に取り組みます。
- 市民や企業等は、募金や寄附等を通じて、身近な地域福祉活動を支援します。

《市の取り組み》

- 行政区への地域住民の自主的参加・活動を促し、あいさつ・声かけ・見守り等や要支援者の早期発見等、隣近所の支え合いを継続し、住民同士が気軽に集まれる機会づくりを目指します。〔総務課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
小地域福祉活動モデル地区指定事業	□緑ヶ丘地区三世 代交流事業協力 (ボランティア派遣) □ニュースポーツ 講習会開催協力	行政区における小地域福祉活動が住民主体で取り組み、継続した活動となるよう、各地域のイベント等の運営に協力し、事業の推進に努めます。	継続
善意銀行事業	平成27年度 □一般寄附総額 1,623,727円 □指定寄附総額 692,000円	地域福祉の増進に寄与することを目的に、市民や企業、団体等から善意の金品の預託を受け、社会福祉事業の活動に払出しします。	継続

② 民生委員児童委員の活動支援

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、自分の地域の民生委員児童委員を知って、支援を必要とする人がいれば紹介します。
- 民生委員児童委員は、市や社会福祉協議会、その他関係機関との連携を密にして、地域住民からの相談対応や課題解決に努めます。

《市の取り組み》

- 地域福祉の担い手として、ボランティア活動の推進や地域住民と関係機関との「パイプ役」として、民生委員児童委員の意識の高揚とともに、活動しやすい環境づくりを支援します。〔社会福祉課〕

③ 福祉団体への支援

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、広報やホームページ其他媒体を通じて、地域の福祉団体の活動を理解します。
- 行政区等地域の団体は、福祉団体と協力し、地域での奉仕活動等を実施します。

《市の取り組み》

- 高齢者や障がい者、当事者団体やその家族等で構成する団体が取り組む福祉課題解決のための事業活動に対して、相談体制や専門職の配置を検討します。〔社会福祉課 介護福祉課〕
- 福祉当事者団体との連携強化を図るため、定期的な情報交換の場を設けて、協力体制を整えます。〔社会福祉課 介護福祉課〕



《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
地域福祉活動 団体への補助	□補助団体数 平成27年度 9件	地域福祉の充実のため、市内 で福祉団体等が行う高齢者、 障がい者、児童等の福祉の向 上を目的とした自主的・積極 的な活動に対し、事業に要す る経費に対して、予算の範囲 内で補助金を交付します。	平成29年 度に事業 見直し
福祉団体活動 支援	行方市老人クラ ブ連合会及び各 支部 行方市ボランテ ィア連絡協議会 行方市身体障害 者福祉協議会 行方市遺族会及 び各地区遺族会	各団体が、独自の活動理念に 基づく特性を発揮し、自立的 な活動や組織運営ができる よう支援します。 なお、団体活動の効率化等を 図るため、必要に応じて各団 体の統合を支援します。	継続

(3) 市民の福祉意識の高揚

【現状と課題】

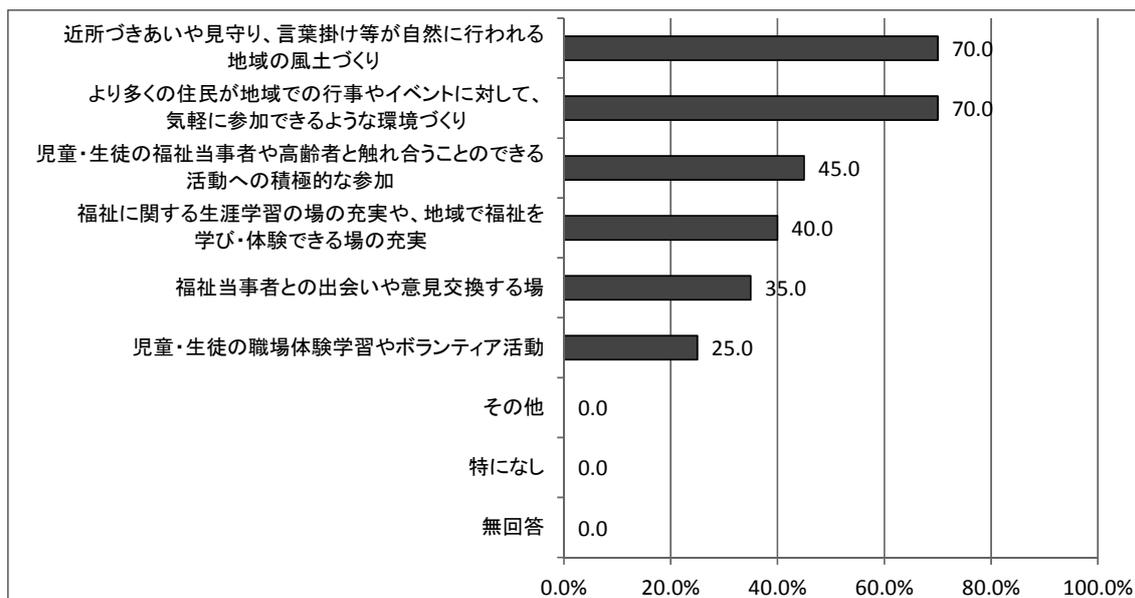
今回、市民を対象に実施したアンケート調査では、平成22年に実施した前回調査と比べて、市民の連帯感や自治意識が低下しているといった状況も見られる一方、市民相互の自主的な支え合いや助け合いについては「必要だと思う」という市民が8割程度を占めています。

また、関係団体へのアンケート調査においても、「近所づきあい等を促す風土づくり」や「行事やイベントに気軽に参加できる環境づくり」をあげた団体が比較的多くなっており、市民相互の交流の促進を通じて、「福祉」に対する意識を高揚していくことが必要です。

さらに、家庭、地域、学校、企業等が連携して福祉についての学習機会を増やしていくとともに、広報活動の拡充により啓発を進めていくことが重要です。

そして、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、思いやりと助け合いの心を醸成することも大切であり、保育園や幼稚園、認定こども園、学校において、ボランティア体験等、福祉教育の充実が求められます。

図 34 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

地域住民の交流や支援を必要とする家庭等への見守りの取り組みの充実を図るほか、学校等におけるボランティア体験等、福祉教育の充実を図ります。

また、市民が生涯にわたって、福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

【具体的取り組みの内容】

① 地域住民の交流の促進

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、地域住民同士の交流行事や支援を必要とする家庭等への見守りの取り組みに積極的に参加します。
- 行政区や地域の団体、福祉施設等は、地域住民同士の交流を促す行事等を積極的に開催します。

《市の取り組み》

- 近所づきあいや見守り、言葉掛け等が自然に行われる地域の風土づくりを目指し、交流行事やイベントの開催等の取り組みを通じて、市民への意識啓発に努めます。 [社会福祉課 他関係課]

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
社会福祉大会	平成 27 年度 未実施	社会福祉協議会の活動や事業のPRや顕彰を含め、市民が参加・交流できる場をつくり、地域が主体の地域づくりを推進します。 平成 28 年度に見直しを行い、顕彰を実施します。	開催を意義あるものとするための検討
ひとり親家庭 ふれあい事業	平成 27 年度 □ふれあい遠 足参加者数 26 名	市内のひとり親家庭の家族が交流や学習を通じて相互の親睦を深め、明日への活力を養い、子どもたちの健やかな成長を願うことを目的に開催します。	平成 29 年度 に見直し
ビックリ・発 見・夏キャン プ	平成 27 年度 □参加者数 160 人	共同生活を体験し、共に社会で暮らすために必要なセンスと知識を学ぶことをテーマとし、単なる楽しみだけではなく、相互に自立・交流・体験することを大切に、参加者全員で支え、ともに成長する事業として充実に努めます。	平成 29 年度 に見直し

② 学校教育の場での福祉教育の推進

《市民・地域の取り組み》

- 企業や事業所、福祉施設は、学校等におけるボランティア体験等、福祉教育に積極的に協力します。

《市の取り組み》

- キャリア教育の形成を重点目標として、体験学習を実施していく中で、福祉に関する部分を多く取り入れます。〔学校教育課〕
- 市内すべての中学校で実施している職場体験学習の継続とともに、特色ある学校づくりとして、今後もボランティア活動を重点的に実施する学校を支援します。〔学校教育課〕

- 学校の近隣にある福祉施設へ慰問し、高齢者等とのふれあいを行っており、このような取り組みを継続します。[学校教育課]

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
福祉体験事業	平成27年度 □事業実施校 数実施機関： レイクエコー 北浦中学校、 麻生小学校 福祉体験 ：合計4回	福祉・ボランティア体験や交流等を通じて学び、福祉に対する理解を深めていくことを目的とした事業です。 地域や学校で行われる福祉体験学習を当事者団体やボランティアグループと共にサポートすることにより、地域を支える人づくり＝福祉のまちづくりに取り組みます。	継続

③ 福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、生涯にわたって、地域の課題や地域福祉について学び、得た知識を周囲に紹介したり、自分の活動に活かします。
- 行政区や地域の団体は、地域の課題や地域福祉について学ぶ機会を定期的に設けます。

《市の取り組み》

- 福祉に関する生涯学習の場の充実や、地域で福祉を学び・体験できる場の充実を図ることにより、地域福祉の浸透を目指します。[社会福祉課]

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
身体障害者スポーツ大会事業	平成 27 年度 □参加大会数 3 件 □延べ参加者数 100 人	市民が自発的に参加できるように事業内容をわかりやすくし、市民へ周知します。	延べ参加数 120 人/年以上
福祉講座	平成 27 年度 □手話講座開催数 麻生地区（週1回× 12か月） 北浦地区（週1回× 12か月） 玉造地区（月2回× 12か月） □手話講座参加者数 麻生地区 延べ 586 人 北浦地区 延べ 292 人 玉造地区 延べ 232 人	聴覚障がい者に対する理解を深め、聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話を広く普及することを目的として、手話講習会を開催します。 今後も、地域住民が参加しやすい講座を計画し、参加者数の増加を目指します。	平成 30 年度 見直し



2. 市民に質の高い福祉サービスの提供と権利擁護等の推進

(1) 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

【現況と課題】

要支援・要介護者の増加や障がいの重度化・重複化、保育ニーズの拡大が進む中で、サービスを必要とする人が必要なサービスを円滑に利用でき、安心して生活できる地域づくりが望まれています。

本市では、高齢者福祉・介護においては、介護保険法に基づく介護予防・介護サービスの充実を図っており、地域包括ケアの拠点として地域包括支援センターを1か所設置しているほか、市内4か所の特別養護老人ホームにはそれぞれ高齢者相談支援センターを設置し、これらが介護サービスや介護予防サービスの利用等に関する相談窓口となっています。

また、障がい福祉においては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく児童発達支援の充実を図っており、市内に4か所の相談支援事業所を設けて、障がい者とその家族等からのサービス利用やその他相談の窓口となっています。

さらに、子育て支援においては、子ども・子育て支援法に基づく乳幼児期の教育・保育サービスや子育て支援事業の充実を図っており、市内8か所の保育園・認定こども園に子育て支援センターを設置し、乳幼児の保育や子育てに関する相談に対応しています。

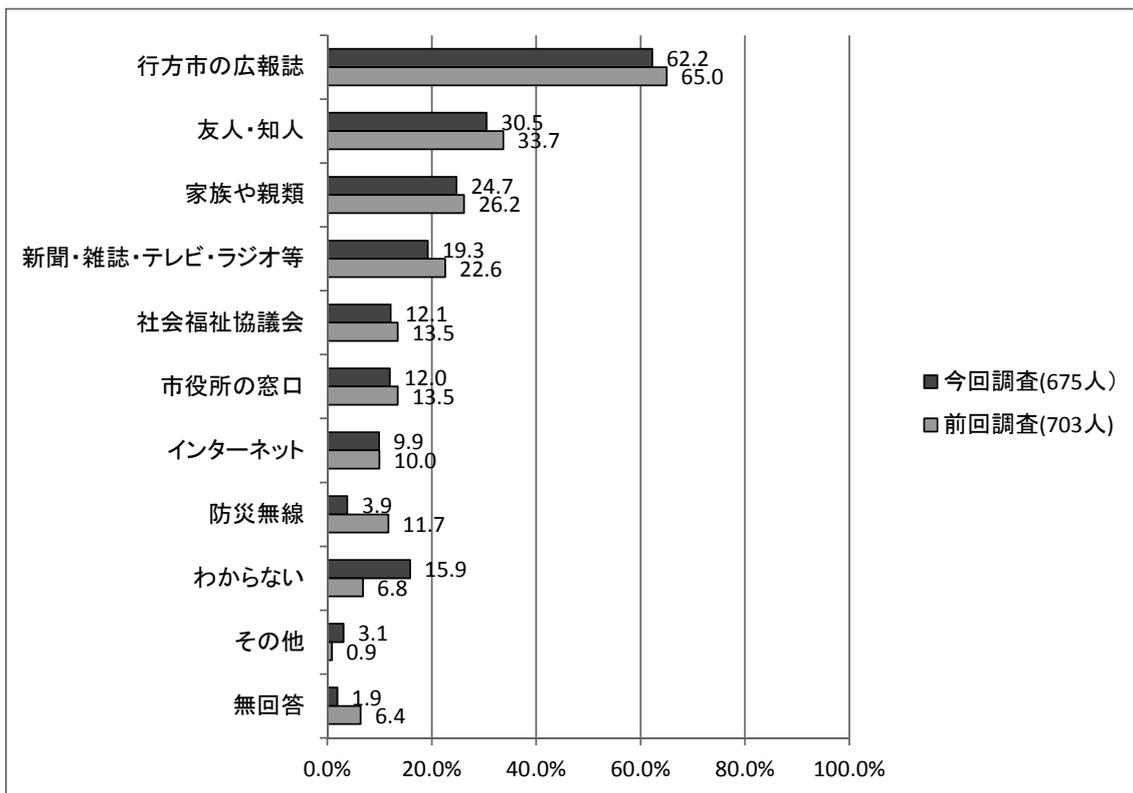
なお、今回実施した市民へのアンケート調査では、福祉サービスの情報の入手先として、平成22年に実施した前回調査と同様に、「行方市の広報誌」との回答が最も多く、6割を超える市民が広報誌から情報を得ています。

一方、関係団体へのアンケート調査においては、特に充実させたい取り組みとして、「きめ細かなケアマネジメント」に関する取り組みの充実等をあげた団体が比較的多くなっています。

今後も、必要な人が安心して福祉サービスを利用できるよう、必要なサービスの充足を図る必要があるほか、相談支援・ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

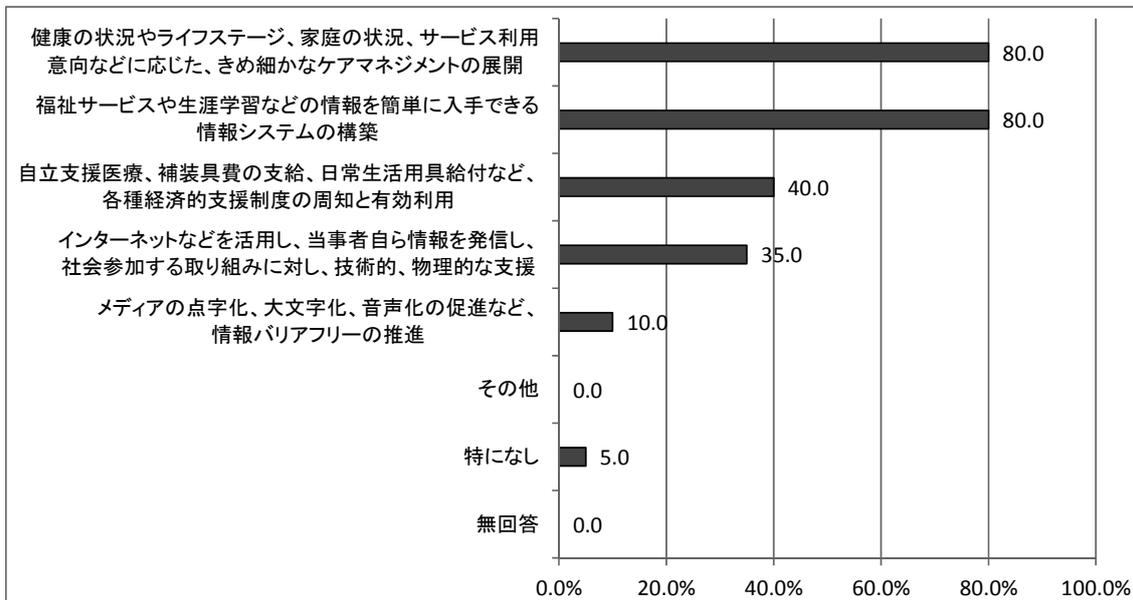


図 35 福祉サービスの情報の入手先 [市民アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

図 36 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

安心して福祉サービスを利用できるように、地域のニーズに対応し、地域に密着した福祉サービスの充実に努めます。

また、地域包括支援センターや高齢者相談センター、障害者相談支援事業所をはじめ、各種相談窓口による支援の充実とともに、わかりやすい情報提供に努めます。

【具体的取り組みの内容】

① 安定的な福祉サービスの提供と地域に密着した福祉サービスの展開

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、自身や家族の生活上の問題について、市内の相談窓口を積極的に活用し、その解決に努めます。
- 市民は、自身や家族の自立した生活を営むために必要な福祉サービスを積極的に活用し、必要なサービスがない場合は、市や社会福祉協議会に提案・提言します。
- 市民は、社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービスの協力会員等、担い手として福祉サービスに積極的に参加します。
- 企業やNPO、ボランティア団体等は、地域に密着した福祉サービスを企画・開発し、事業を展開します。

《市の取り組み》

- 高齢者が心身の健康を保ちながら、生きがいをもって生活できるような支援、介護予防や疾病予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス供給体制の充実に努めます。〔介護福祉課〕
- 障がい者の地域での生活や病院・福祉施設等からの地域移行を支援するため、住まいの確保や日中活動を支援するサービスの充実、就労支援の基盤の確保に努めます。また、障がい児に対する発達支援の基盤の充実に努めます。〔社会福祉課〕
- 安心して子どもを産み、心にゆとりを持った育児ができるよう、乳幼児期の教育・保育サービスや子育て支援サービス、学童期の放課後児童クラブ等の充実に努めます。〔こども福祉課〕
- 各種相談支援の質の向上とともに、相談窓口と地域や関係機関、事業者との連携強化を図り、利用者のニーズに応じた、総合的・複合的な支援に努めます。〔介護福祉課 社会福祉課 こども福祉課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
<p>介護予防フ ォ ローアップ事 業（各サロン 事業）</p>	<p>平成27年度 □麻生地区 ふれあい広場（月1回 ×5か所） 延べ参加者数 600 名 □麻生地区 麻生元気で～さ～び す館（月1回×1か所） 延べ参加者数205名 □北浦地区 北浦元気で～さ～び す館（月1回×1か所） 延べ参加者数 96名 □北浦地区 いきいきゼミナール （月2回×1か所） 延べ参加者数 387 名 □玉造地区 元気で～さ～びす館 （月2回×1か所） 延べ参加者数 254名 □たまり場繁昌（月1回） □南高岡サロン（月1回） □各地区介護予防教 室の支援（月1回×2か所）</p>	<p>地域において、介護予防体 操やレクリエーション等を 行い、市民同士の交流を通 して、引きこもり予防及び 健康づくりと仲間づくりを 図ります。</p>	<p>継続・拡大</p>
<p>給食サービ ス 事業</p>	<p>平成27年度 □実施回数 麻生 月3回（第1、2、 3水曜日7/8/9月は月2回） 北浦 月3回（第2、3、 4金曜日8月は休み） 玉造 月2回（第2、4木 曜日実施。8月は第4木曜日のみ） □実施対象者数 麻生 49名 北浦 35名 玉造 77名</p>	<p>在宅の高齢者等が健康で自 立した生活を送ることがで きるよう、配食サービスを 提供し、安否確認、健康と 福祉の増進及び介護者の身 体的な負担の軽減を図りま す。</p>	<p>継続</p>

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
のびのびサポート事業	平成 27 年度 □利用者数 11 名	障がい児本人や家族の支援を目的に、長期休暇中の活動の場を提供します。 また、参加者がリラックスして活動できる環境を作るほか、外出の機会を通じた地域との交流を進めます。	継続
子育てサポート事業	平成 27 年度 □援助会員数 29 名 □利用会員数 22 名 □利用件数 313 回	育児の援助を希望する人及び育児の援助を行う人の会員組織であり、仕事及び育児又は介護を両立できる環境を整備し、子育てを支援します。	継続
子育て支援事業	平成 27 年度 □ふれあい遠足参加者数 26 名（10 家族）	子育て家庭に対する支援として、平成 27 年度はひとり親家庭研修旅行等を実施しており、今後も必要な支援を企画し実施します。	平成 29 年度見直し
地域活動支援センター事業	平成 28 年 7 月現在 □利用者数 3 人/月	障がい者の相談、コミュニケーションの場として、個人個人の有する能力、適正、ニーズに応じて、生活すること、働くことに必要な能力を身に付け、充実した地域での生活を営めるよう支援します。	利用者数 5 件/5 年
就労継続支援（B型）	平成 28 年 7 月現在 □利用者数 20 人/月	一般就労に向けて、施設内での作業以外にも、企業側に出向いて、作業に取り組むことで、働く上で必要な能力を身に付けられるようにしていきます。また、実習先、就職先の開拓をしていき、就職後は定着できるように支援をしていきます。	一般就労 の件数 5 件/5 年

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
在宅福祉サービスセンター事業	平成 27 年度 <input type="checkbox"/> 利用登録者数 249 名 <input type="checkbox"/> 協力登録者数 38 名	住民参加型在宅福祉サービスとして、地域を支えていく担い手（協力会員）の育成や人材養成を図ります。 また、協力会員の情報交換や交流を図り、ケース検討会や研修の機会を設けるほか、協力会員が、市民の多様なニーズに対応ができるよう体制を整えます。 さらに、協力会員に対する社会的活動の評価を高めるための取り組みを実施します。	継続
居宅介護支援事業	平成 27 年度 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援計画作成数 2,088 件/年 <input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画作成数 351 件/年 平成 28 年 8 月現在 <input type="checkbox"/> 専任介護支援専門員数 5 名	要介護者が、住み慣れた居宅、地域で安心して暮らせるよう、利用者、家族の意向を尊重し、主治医、サービス提供事業者及び行政と連携を図り、居宅サービス計画を作成します。 また、介護予防対象者が住み慣れた地域で、地域市民と共に元気で過ごせ、要介護状態にならないよう、介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメント計画を作成します。	居宅介護支援計画作成 10,000 件/5 年 介護予防支援計画作成 350 件/5 年 介護予防ケアマネジメント計画作成 1,400 件/5 年 居宅介護支援専門員数 5 名

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
訪問介護事業	平成 27 年度 □利用者数（人/年） 1,352 人	<p>要介護者、介護予防対象者に対し、住み慣れた家で安心して暮らせるよう、心身の状況や家庭環境を踏まえ訪問介護を実施します。</p> <p>また、居宅介護支援事業所・行政・関係機関との連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>平成 28 年 12 月より要支援の方は、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの提供に移行します。</p> <p>なお、人材の確保とともに、質の高いサービスを提供できるように、研修等を実施します。</p>	継続
軽度生活援助事業	平成 27 年度 □利用者数（人/年） 55 人	<p>ひとり暮らしの高齢者世帯等、介護保険認定外の人、介護予防・日常生活支援総合事業対象外の人が、地域で在宅生活が維持できるように日常生活上の援助サービスを実施します。</p> <p>なお、人材の確保とともに、質の高いサービスを提供できるように、研修等を実施します。</p>	継続
障害者移動支援事業	平成 27 年度 □利用者数（人/年） 2 人	<p>屋外での移動が困難な障がい者にホームヘルパーを派遣して外出を支援します。</p> <p>障がい特性を踏まえて、安定したサービスが提供できるように、人材の確保とともに、研修等を実施します。</p>	継続

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
障害福祉サービス事業	□利用者数（人/年） 419人	<p>障がい者が住み慣れた家で安心して暮らせるよう、心身の状況や家庭環境を踏まえ訪問介護を実施し、在宅での自立生活を支援します。</p> <p>また、障害者相談支援事業所・行政・関係機関との連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>さらに、利用者の特性とニーズを踏まえ、質の高いサービスが提供できるように、研修等を実施します。</p>	継続
障害者相談支援事業	平成27年度 □計画作成数 19件	在宅の障がい者や家族が、安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの利用援助等を行い、障がい者の自立と社会参加を支援します。	計画作成数 70件 /5年
在宅言語リハビリアドバイス事業	平成27年度 □利用者数（人/件） 12回実施 56人	<p>病気や怪我が原因で、飲み込みに不安があったり、言葉が思うように話せない方を対象に、言語聴覚士がアドバイスします。</p> <p>また、病状や生活スタイルに合った活動についての相談・助言を通して、利用者のよりよい暮らしをフォローアップします。</p> <p>新規利用者の受入及び事業内容の拡充に努めます。</p>	利用者数 300人/5年 年間12回実施

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
福祉機器貸出事業	平成 27 年度 □貸出件数 86 件	疾病や怪我、障がい者（児）及び高齢者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。 また、福祉機器の整備、安全管理に努め、利用者に必要な場面で貸出できる体制づくりを図ります。	貸出件数 500 件/5 年
福祉車両貸出事業	平成 27 年度 □貸出件数 104 件	ボランティア、障がい児（者）及び高齢者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。 また、福祉車両の整備、安全管理に努め、利用者に必要な場面で貸出できる体制づくりを図ります。	貸出件数 600 件/5 年
歳末たすけあい運動	平成 27 年度 □利用者数 186 人	市内全域の高齢者世帯・障がい者世帯を対象に、安心して新年が迎えられよう、家事援助サービスを提供しており、多様なサービスの充実に努めます。	サービス 種類の増 加

② 市民に分かりやすい福祉情報の提供

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、広報やホームページを通じて、福祉に関する情報を入手し、入手した情報を周囲に積極的に発信します。
- 市民は、社会福祉協議会の広報委員等への参加を通じて、市民の視点でのわかりやすい情報提供に協力します。
- 企業や事業所、福祉施設は、サービス内容や施設の活動等を積極的に情報発信します。

《市の取り組み》

- 福祉サービスを必要とする人が、安心して福祉サービスを受けられるよう情報提供や相談等の充実等、利用者の立場に立ったサービスの提供のできる仕組みづくりに取り組み、市民一人ひとりの暮らしにあった質の高い福祉サービスの総合的な提供に努めます。〔介護福祉課 社会福祉課 こども福祉課〕
- 市広報誌に、制度の概要・申請の方法等について掲載し、福祉情報の提供を行います。〔介護福祉課 社会福祉課 こども福祉課〕
- 市内全域で視聴可能な防災対応型エリア放送を通じて、日常的に福祉情報の提供に努めてまいります。〔総合戦略課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
あおぞら（社協だより）の充実	<input type="checkbox"/> 社協広報誌「あおぞら」年4回発行 <input type="checkbox"/> 広報委員会年8回開催	社会福祉に対する市民啓発や福祉事業のPRを目的に、広報紙を発行し、市内全世帯に配布しています。 また、広報委員を中心に市民の意見を取り入れた広報紙作成を心がけています。 さらに、市内の視覚障がい者で希望される方には、音訳ボランティア作成の「声の広報」を送付しています。 今後は、市民が読みたくなるような工夫を広報委員と検討し実施します。	継続
ホームページの充実	平成27年度 <input type="checkbox"/> ホームページアクセス数6,493件	ホームページを利用し、行方市社会福祉協議会の紹介、活動状況を広く情報公開しています。 今後は、情報提供だけでなく、地域住民から意見・要望を収集する機能の充実を図ります。	継続

③ 情報バリアフリーの推進

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、点字化や手話、要約筆記等、情報取得やコミュニケーションの支援を行うボランティア活動に参加します。
- 行政区や地域の団体、企業、事業所、福祉施設は、行事等を開催する際に、障がい者等が参加できるように、手話等のボランティアやコミュニケーション支援機器の活用に努めます。

《市の取り組み》

- 広報等を通じて、福祉サービスや生涯学習等の情報をわかりやすく提供するとともに、メディアの点字化、大文字化、ユニバーサルデザイン書体の導入、音声化の促進等、アクセシビリティへの配慮と情報バリアフリーの推進を図ります。〔政策秘書課 社会福祉課〕
- インターネット、アプリケーション等を活用し、自ら情報を発信し、社会参加する取り組みに対して、技術的、物理的な支援を図ります。〔政策秘書課 社会福祉課〕
- 市が主催する会議や行事等において、障がい者等が参加できるように、手話等のボランティアやコミュニケーション支援機器の活用に努めます。〔関係課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
【再掲】 あおぞら（社協だより）の 充実	□社協広報誌 「あおぞら」 年4回発行 □広報委員会 年8回開催	市内の視覚障がい者で希望される方には、音訳ボランティア作成の「声の広報」を送付しており、今後も継続します。	継続
【再掲】 ホームページ の充実	平成27年度 □ホームページ アクセス数 6,493件	ホームページの利用状況を踏まえつつ、さまざまな市民の利用を想定したアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上に努めます。	継続

(2) 福祉ニーズへ総合的・専門的に対応する地域包括ケアの仕組みづくり 【現状と課題】

高齢者や障がい者とその家族、子どもとその保護者等、置かれている状況、福祉のニーズはさまざまです。

本市は、平成27年3月に策定した「第6期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、高齢者が住み慣れた地域において、その人らしい生活を送るためには、住まい・医療・介護・福祉等の事業を一体的かつ継続的に提供していく「地域包括ケア」の体制づくりに取り組むこととしており、地域包括支援センターを地域の拠点として、市内の関係機関や関係団体・地域住民等との連携により体制づくりを進めています。

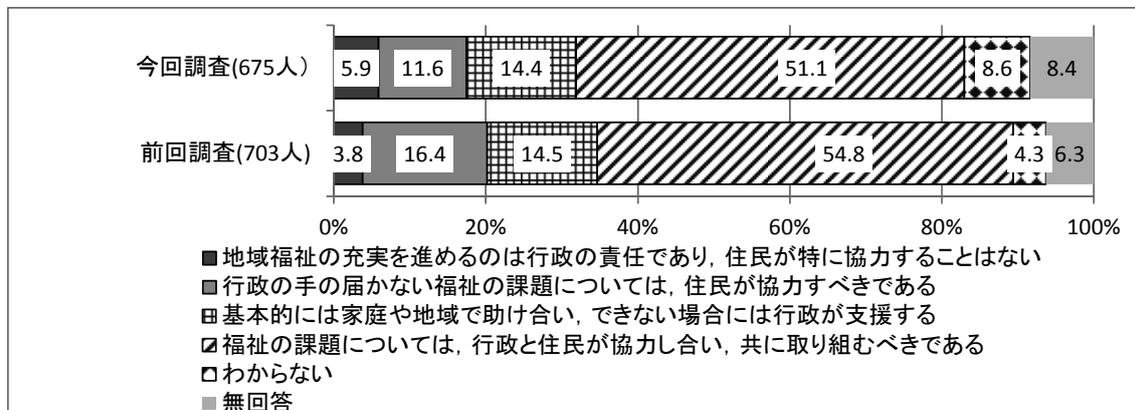
また、地域包括支援センターは、地域ケア会議を主催し、地域の医療・介護等のさまざまな職種が協働する場として、個別ケースや生活圏域レベルの課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備に努めています。

さらに、障がい福祉サービスの利用調整にあたっては、市内の相談支援事業所とともに、「行方市地域自立支援協議会」の個別会議や専門部会等で、関係機関やサービス事業所と連携し課題解決を図っています。

今後も、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりといった分野を問わず、地域福祉の視点で多様な機関・団体が連携して、総合的・複合的な支援・サービスを提供する「地域包括ケア」の体制づくりを進める必要があります。

なお、「地域包括ケア」の体制づくりを進めるにあたっては、福祉ニーズが多様化する中で、行政と市民が連携・協力して取り組む重要性が増しており、今回実施した市民へのアンケート調査では、地域福祉を充実させていく上での行政と市民の関係について、平成22年に実施した前回調査と同様に、「福祉の課題については、行政と市民が協力し合い、共に取り組むべきである」との回答が最も多くなっています。

図 37 地域福祉を充実させていく上での行政と市民の関係について [市民アンケート]



資料：平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体20団体]

【基本方針】

地域福祉の推進や健康づくり活動の充実のため、ボランティア・NPOの活動や隣近所による助け合い等の住民主体によるサービスを「地域包括ケア」に組み込んで、多様なニーズに対応することを目指します。

市民の福祉意識、健康意識の醸成を図るため、必要な情報・知識の提供や活動の拠点となる場や機会の確保、自主的活動の仕組みづくりを進めます。

また、多様化、高度化する保健福祉ニーズに対応するため、保健・医療・福祉のサービスを総合化・一元化し、在宅医療・介護の連携や認知症施策における関係機関の連携をはじめ、関係機関のより一層の連携強化を図ります。

【具体的取り組みの内容】

① 市民主体の地域福祉・健康づくりを進めるための環境づくり

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、市民主体の地域福祉・健康づくりの活動を積極的に展開します。
- 【再掲】市民は、社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービスの協力会員等、担い手として福祉サービスに積極的に参加します。

《市の取り組み》

- 地域における健康福祉活動の人材の育成にあたり、「けんこう応援教室」等を通じ、人材育成の推進を図ります。〔社会福祉課 健康増進課〕
- 栄養に関する正しい知識を身につけ、バランスのとれた食事をこころがけ、生活習慣病等予防の食生活を実践するために、食育普及を図ります。〔健康増進課〕
- 高齢者が持っている経験や知識を活かせる場所、世代を超えた住民同士が交流できる場所の構築を目指します。〔介護福祉課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
【再掲】 在宅福祉サービスセンター 事業	平成27年度 □利用登録者数 249名 □協力登録者数 38名	住民参加型在宅福祉サービスとして、地域を支えていく担い手（協力会員）の育成や人材養成を図ります。 また、協力会員の情報交換や交流を図り、ケース検討会や研修の機会を設けるほか、協力会員が、市民の多様なニーズに対応ができるよう体制を整えます。 さらに、協力会員に対する社会的活動の評価を高めるための取り組みを実施します。	継続

② 総合的、専門的な保健福祉サービスの体系化と充実

《市民・地域の取り組み》

- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、市や社会福祉協議会と連携し、関係する機関等で情報共有を図りながら、総合的、専門的な保健福祉サービスを展開します。

《市の取り組み》

- 関係機関と連携して、保健分野の各種健診事業や相談事業の充実を図るとともに、専門的人材の養成確保に努めます。3つの保健センターについては、平成20年度より北浦保健センターを活動拠点として事業展開しており、今後も取り組みを進めます。[健康増進課]
- 介護サービスを含むさまざまなサービスや地域資源の活用、主治医・民生委員等の関係者との連絡・調整を図るため、包括的な支援拠点である地域包括支援センターの機能強化を図ります。[介護福祉課]
- 地域の医療・介護等のさまざまな職種が参加する「地域ケア会議」を今後も継続開催し、個別のニーズに応じた総合的、専門的な福祉サービスの提供を図ります。[介護福祉課]
- 「行方市地域自立支援協議会」を通じて、関係機関が連携し、今後も障がい者の地域生活を支援する総合的な支援・サービスの提供を図ります。[社会福祉課]

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
地域総合相談・生活支援事業（新規）	—	相談支援機関、関係者の連携・協働により、市民の相談を確実に受けとめ、切れ目のない支援を行うにあたり、相談聞き取りシートを作成し、それを活用しつつ総合相談体制を構築します。	平成 28 年度より実施・継続

（3）あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進

【現状と課題】

現在の家族を取り巻く状況としては、本市の場合は県内市の中でも世帯あたり人員は比較的多く、近隣市に比べれば一人暮らし高齢者の割合が低い状況が見られるものの、世帯の細分化は進行しており、一人暮らし高齢者は急激に増加しています。

このような状況の中で、家族の地縁・血縁関係が希薄になり、少子化の中での子育て家庭の孤立、高齢者や障がい者を介護する家族の孤立等、さまざまな孤立の増加によって、今後は虐待や権利侵害のリスクが高まることが予想されます。

家族や親族等が高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」、障がい者施設や就労先、家族等による「障がい者虐待」、子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンス等の痛ましい事件が相次いで起こり、マスコミ報道等でも大きく取り上げられています。

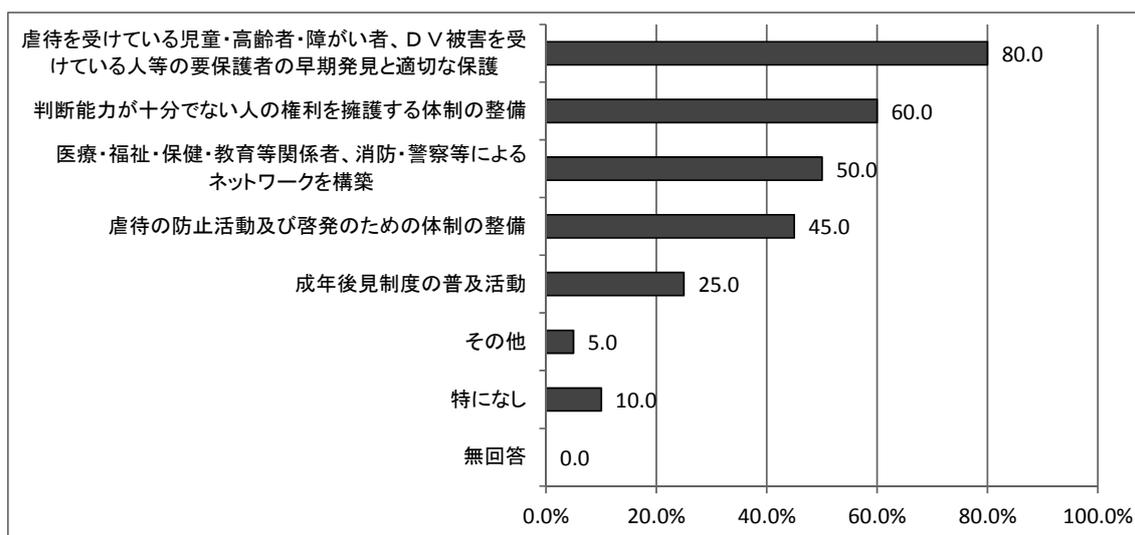
児童の人権侵害は、いじめや不登校等の問題もあります。また、障がいに対する知識・理解の不足や人権に対する意識の欠如、家庭や施設の閉鎖性による「障がい者虐待」のほか、高齢化の進行とともに、認知症の人の増加も予測される中で、高齢者への虐待問題への対応も一層重要となってきます。

また、配偶者や恋人等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等、女性に対する人権侵害についてもさまざまなものがあります。

これら虐待や権利侵害の問題については、市民、事業者、行政が一体となって、根絶するために総合的に対策に取り組んでいく必要があります。

なお、今回実施した関係団体へのアンケート調査では、特に充実させたい取り組みとして、「虐待を受けている児童・高齢者・障がい者、DV被害を受けている人等の要保護者の早期発見と適切な保護」との回答が最も多くなっています。

図 38 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

地域の中で支援が必要な人の発見、見守り、相談等、地域住民、団体や機関等との連携を強化し、SOSを見逃さない仕組みの構築を進めます。

また、子どもや障がい者、高齢者等が、安心して自立した生活を送ることができるように、本人の自己決定を尊重しながら、質の高い福祉サービスの利用を支援するとともに、判断能力が十分でない人の権利を擁護する体制の充実を図ります。

【具体的取り組みの内容】

① あらゆる虐待の防止対策

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、子育てや介護等で悩んでいるときは、気軽に関係する相談窓口を利用します。
- 市民や福祉サービスに従事する人は、虐待等をみかけたときは、すぐに苦情相談窓口等に通報・相談します。
- 福祉サービス事業所、福祉施設、医療機関は、職員による虐待防止のための取り組み（研修等）を実施します。

《市の取り組み》

- 障がい者・児童・高齢者に対する虐待に関し、市が設置しているそれぞれの相談窓口や通報等について、市民や各関係機関に周知し、早期発見、早期対応に努めていきます。また、さまざまな分野の専門機関とのネットワークを構築しており、今後もより一層の連携強化を図ります。〔社会福祉課 こども福祉課 介護福祉課〕
- 権利侵害が起こった場合は、福祉・保健・医療の専門スタッフや民生委員児童委員等とのケアチーム編成、協働により、個別課題にあった対応を模索し、支援します。〔社会福祉課 こども福祉課 介護福祉課〕



② 権利擁護の推進

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、必要な場合には成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等を積極的に活用し、権利侵害を防ぎます。
- 市民は、市民後見人等として権利擁護の取り組みに参加します。
- 福祉サービス事業所、福祉施設、医療機関は、利用者の権利擁護のための取り組み（研修等）を実施します。

《市の取り組み》

- 障がい者や高齢者等が安心して自立した生活を送ることができるように、本人の自己決定を尊重しながら、質の高い福祉サービスの利用を支援するとともに、判断能力が十分でない人の権利を擁護する体制を整えます。〔社会福祉課 介護福祉課〕
- 成年後見制度については、市民に徐々に広まりつつあり、相談も増えてきており、今後も市の広報等を通して普及啓発に努めます。〔社会福祉課 介護福祉課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
日常生活自立支援事業	平成 27 年度 □利用者数 4 名 □生活支援員数 2 名	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助により障がい者等が在宅で自立した生活を送ることができるよう支援します。 また、相談体制や広報の充実に努めます。 迅速な対応、相談を目指し、利用者が望む的確な支援を行います。	継続
法律相談事業	平成 27 年度 □開催回数 月 2 回（月曜日） □相談件数 66 件	土地問題、相続、離婚、金銭トラブル、事故等について、弁護士による相談を無料で行っています。 広報啓発（ホームページや掲示等）の充実に図り、市民の利用を促します。	相談件数 500 件/5 年

(4) 生活困窮者の自立支援の推進

【現状と課題】

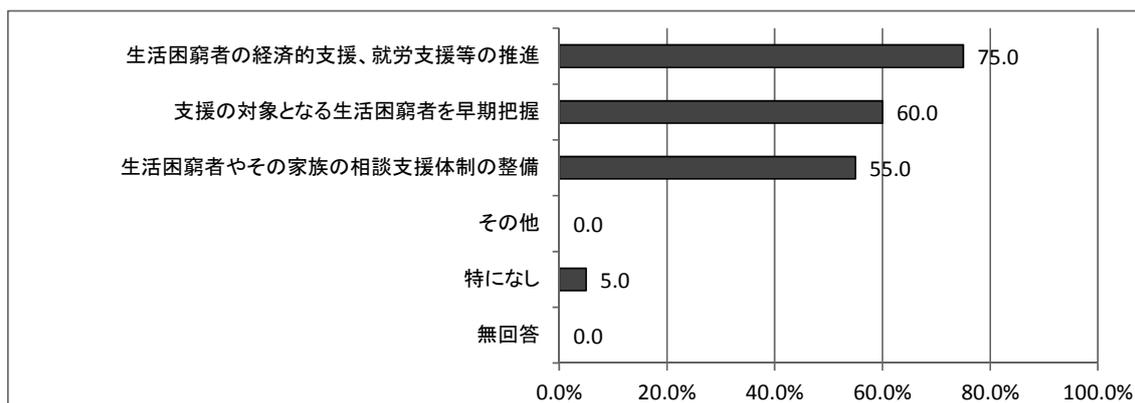
低所得者に対する福祉については、保護を必要とする世帯等の把握にあたって、市と社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携し、的確な把握に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人（要保護者以外の生活困窮者）に対して、平成27年4月から自立に向けた相談支援窓口を設置しています。

今後も、就労や福祉、教育等の支援事業や支援機関と連携した相談支援の充実を図る必要があります。

なお、今回実施した関係団体へのアンケート調査では、特に充実させたい取り組みとして、「生活困窮者の経済的支援、就労支援等の推進」との回答が最も多くなっています。

図 39 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、関係機関と連携し、早期把握に努めるとともに、経済的課題等に関する包括的な相談支援や就労等に関する支援等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。



【具体的取り組みの内容】

① 生活困窮者の早期把握

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、経済的に困窮した場合には、民生委員児童委員に相談したり、市の相談窓口等を活用します。
- 福祉サービス事業所、福祉施設、医療機関は、生活困窮者を把握した場合には、民生委員児童委員への相談や市の相談窓口等の活用を促すとともに、対応困難な事例の場合は、地域ケア会議や自立支援協議会等、関係者による情報共有の場を積極的に活用し、問題解決に取り組みます。

《市の取り組み》

- 関係課による連携のほか、さまざまな関係機関・関係者（社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員、見守り活動の団体等）と連携を強化し、対象者の早期把握に努めます。〔社会福祉課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
【再掲】 地域総合相談・生活支援事業（新規）	—	相談支援機関、関係者の連携・協働により、市民の相談を確実に受けとめ、切れ目のない支援を行うにあたり、相談聞き取りシートを作成し、それを活用しつつ総合相談体制を構築します。	平成 28 年度より実施・継続

② 生活困窮者の自立支援の推進

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、経済的な困窮から自立した生活へと移行するために、市や社会福祉協議会の事業やハローワークによる就労支援等を積極的に活用します。
- 民生委員・児童委員は、訪問活動等を通じて日常的な見守り活動を行います。

《市の取り組み》

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援として、自立相談支援事業と住居確保給付金を実施するほか、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度をはじめとする他制度の活用促進、ハローワークとの連携による就労支援とともに、民生委員・児童委員による訪問活動、近隣住民やボランティア等による日常的な見守り活動等も活用しながら、生活困窮者の総合的な自立支援の体制づくりに努めます。〔社会福祉課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
生活福祉資金貸付事業	平成27年度 □ 相談件数 (件 / 年) 21件	低所得者等に対して、低利又は無利子での資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とします。	継続

(5) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことを目指したものです。

今後は、行政機関や事業者に対して、差別の解消に向けた具体的な取り組みが求められるとともに、啓発活動等を通じて、障がい者も含めた市民一人ひとりが、それぞれの立場で自主的に差別解消の取り組みを進める必要があります。

【基本方針】

市民等に対して、障害者差別解消法の内容などの周知を図り、障がいと障がい者に対する理解とバリアフリーのまちづくりに対する一層の協力を求める障害者差別解消法に基づく具体的な取り組みについて、関係機関と連携して実施します。

【具体的取り組みの内容】

① 障がいと障がい者への理解を広げる取り組み

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、市や社会福祉協議会の広報紙やパンフレット等を通じて、障がいと障がい者への理解とともに、障害者差別解消法の趣旨について理解し、一人ひとりが障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、障害者差別解消法に関する職員研修等を実施し、差別解消のための取り組み（合理的配慮等）を主体的に行います。

《市の取り組み》

- 市民や事業者等への障害者差別解消法の周知を図ります。〔社会福祉課〕
- 法律に基づき、市の職員が適切に対応するために必要な事項を定める「対応要領」を作成します。〔関係課〕

② 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、障がいを理由とする差別・配慮の問題等が起こった場合は、市の相談窓口を積極的に利用します。
- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、「行方市地域自立支援協議会」を通じて連携し、情報共有等を行い、差別を解消するための具体的な施策や養護者に対する支援施策等を推進します。

《市の取り組み》

- 障がい者や家族等、関係者からの差別に関する相談に的確に応じる体制の整備を図ります。〔社会福祉課〕
- 関係機関と連携し、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行います。〔社会福祉課〕



3. 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成

(1) すべての市民が安心して外出できる環境づくり

【現状と課題】

「行方市総合戦略書（平成28年3月）」の策定にあたり実施したアンケート調査によると、市民の身近な環境への不満の最上位は「通勤・通学などの交通機関（51.5%）」で、本市に住み続けたくないという人に理由を聞いたところ、「買い物などの日常の生活が不便である」との回答が最も多い状況です。

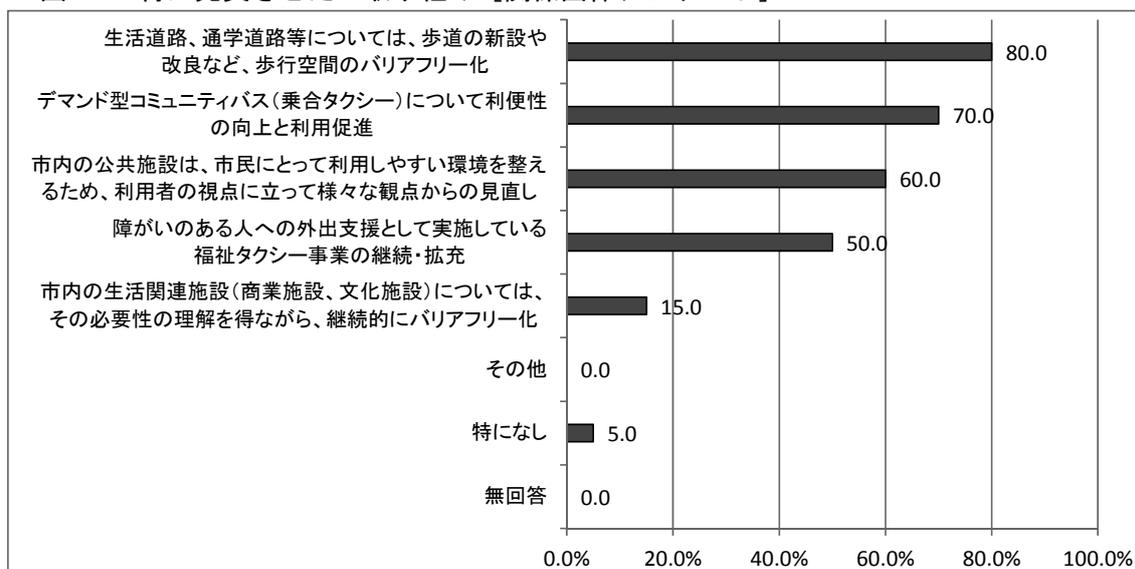
本市の交通事情は、鉄道がなく、バス路線も少ないことから、自動車がなければ移動に支障があり、通勤や通学、買い物や通院等、日常的な移動手段について、交通弱者と呼ばれる自動車を運転しない高齢者や子ども等にとっては、利便性の低い状況となっています。

現在本市では、デマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）事業を実施しており、通院や買い物等に利用されている一方、市民のみの利用、市域内だけの運行で、既存の公共交通機関等とネットワーク化が図れていません。

また、高齢化の進行や障害者差別解消法の施行を踏まえつつ、生活道路、通学道路等、歩行空間のバリアフリー化とともに、公共施設や生活関連施設（商業施設、文化施設）についても、バリアフリー化に努めていく必要があります。

なお、今回実施した関係団体へのアンケート調査では、特に充実させたい取り組みとして、「生活道路、通学道路等については、歩道の新設や改良等、歩行空間のバリアフリー化」との回答が最も多くなっています。

図 40 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

平成28年3月に策定した「行方市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の利便性向上を図るとともに、誰にとっても利用しやすい「ユニバーサル・デザイン」の考え方に基づき、高齢者や障がい者、児童等、すべての人が安心して移動・活動できるようなまちづくりを目指します。

施設、道路等のハード面での整備を進めるとともに、バリアフリーに関する情報提供、さまざまなソフト面での施策についても併せて推進を図ります。

【具体的取り組みの内容】

① バリアフリーのまちづくり

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、安全面で問題のある箇所等について、市等に知らせます。
- 企業、事業所、交通機関等は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆるバリアフリー法）」に基づく取り組みに努めます。

《市の取り組み》

- 市民の利用の多い道路や生活道路、通学道路等については、歩行者の安全性を確保するため、施設ごとに具体的な使用形態を想定しながら、順次改良及び維持補修に努めます。〔都市建設課 道路維持課〕
- 市内の生活関連施設（商業施設、文化施設）については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆるバリアフリー法）」に基づく取り組みを促進します。〔関係課〕

② 市内交通の利便性の向上

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、公共交通機関を積極的に活用し、市等に利便性の向上を提言します。

《市の取り組み》

- 高速バス、路線バス、乗合タクシー、民間タクシー、スクールバス等を組み合わせた持続可能な公共交通ネットワークを形成することにより、市民ニーズにあった公共交通体制を構築します。〔総合戦略課〕
- 障がい者への外出支援として実施している福祉タクシー事業については、新規手帳交付者への制度の案内を交付時に行い、制度の周知に努めます。〔社会福祉課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
新公共交通システム事業	平成27年度 □運行日数 243日 □延べ利用者数 16,894人 69人/日	日常生活の移動に不便を感じる交通弱者の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図り、公共福祉の増進と活力に満ちた地域社会の実現を目指します。	継続

(2) 市民生活の安全安心の向上

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本市も甚大な被害を受けたことをふまえて、平成25年3月に「行方市地域防災計画」の改訂を行いました。さらに、平成28年3月に災害対策基本法の改正に伴い再び改訂し、必要な防災対策を推進しています。

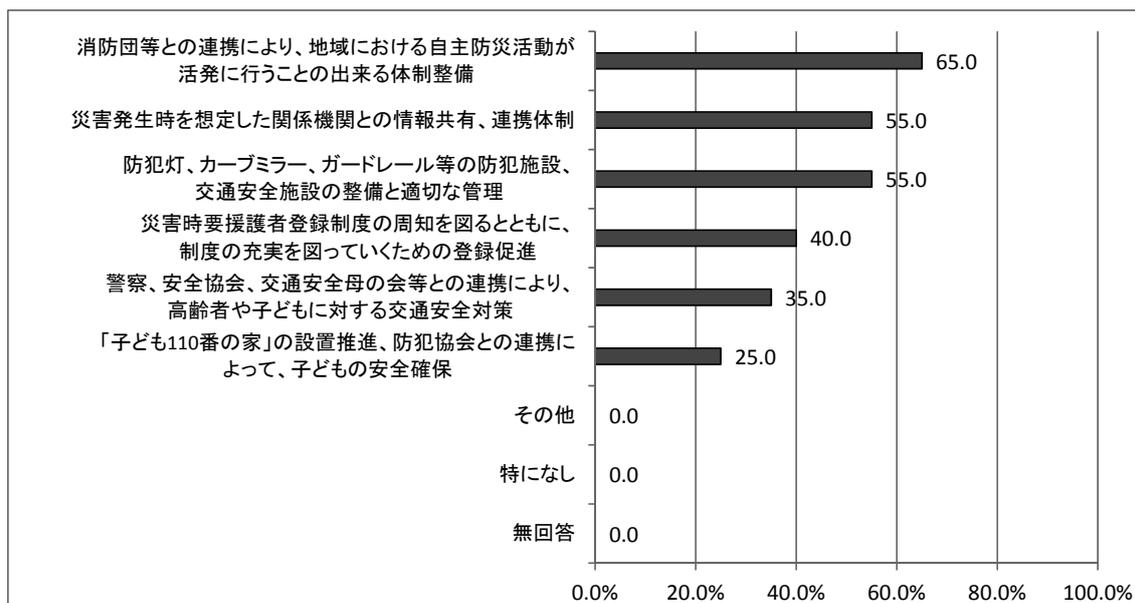
一人暮らしの高齢者や障がい者といった避難に支援を必要とする人（避難行動要支援者）に対しては、登録制度を設けて、地域での見守りや支援者の設定等、災害が起こった場合を想定した取り組みを進めています。

また、高齢化の進行等により、交通安全対策の重要性は日々高まっており、市では、警察、安全協会、交通安全母の会等の協力のもと、子どもたちや高齢者を中心に交通安全教室等で啓発活動を行うとともに、交通安全施設の整備等を進めています。

さらに近年、特殊詐欺（二セ電話詐欺等）が多発しており、茨城県警察二セ電話詐欺対策室の公表資料によると、平成27年中の県内の二セ電話詐欺の認知状況（暫定値）は、認知件数404件（前年比103件増）、被害額は12億円以上となっており、警察の活動はもちろんのこと、市民と関係機関、団体が一体となって犯罪の発生しにくい環境を創ることが不可欠となっています。

なお、今回実施した関係団体へのアンケート調査では、特に充実させたい取り組みとして、「消防団等との連携により、地域における自主防災活動が活発に行うことのできる体制整備」との回答が最も多くなっています。

図 41 特に充実させたい取り組み [関係団体アンケート]



資料：平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 [関係団体 20 団体]

【基本方針】

行政・地域住民・関係団体との連携、協調により、防災対策、防犯対策、交通安全対策等、総合的に市民の安全・安心の向上を図ります。

万が一の災害発生時における被害を、最小限に食い止めるための減災対策に力を注ぎます。

また、災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実を進めます。

【具体的取り組みの内容】

① 避難行動要支援者対策等、防災・減災対策の推進

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、地域の防災訓練に積極的に参加したり、避難行動要支援者の支援者等となって、災害時に備えます。
- 行政区や福祉施設、医療機関等は、避難行動要支援者の避難を想定した防災訓練を実施します。
- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、災害時を想定した職員や利用者のための備えを行います。

《市の取り組み》

- 避難行動要支援者登録制度や福祉避難所（保健センター3か所、観光交流センター）の周知を図るとともに、個別計画の推進を図り、避難支援等関係者に日頃の見守り活動への活用を促進します。〔社会福祉課〕
- 災害発生直後の初動期における被害を軽減するため、区長と民生委員と消防団が緊密に連携し活発な自主防災活動を行います。〔総務課〕
- 大規模災害時でも住民サービスの提供の継続や円滑な業務の再開ができるよう関係機関との情報共有、連携体制を構築します。〔総務課〕
- 災害時の情報伝達手段の複合化・正確性の向上を図り、防災対応型エリア放送を通じて速やかに情報提供をします。また、平常時には日常の防災・減災情報の提供にも取り組みます。〔総合戦略課〕

《社会福祉協議会の事業》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
地域防災・防犯ネットワーク推進事業（新規）	—	<p>自助、共助という防災の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的とします。</p> <p>その実施にあたっては、行政、防災関係機関、市民、事業所、行政区等の様々な主体の役割分担を明確にし、一体となって取り組むこととします。</p>	継続



② 地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進

《市民・地域の取り組み》

- 市民は、防犯活動や交通安全教室に積極的に参加します。
- 市民は、市の情報メール一斉配信サービス（メールマガジン）等を利用し、防犯に関する情報入手に努めます。
- 行政区や地域の団体等は、特殊詐欺（二重電話詐欺等）をはじめ、犯罪に対する注意喚起に協力します。

《市の取り組み》

- 地域との協力により、防犯活動の推進に努めます。各小学校に「見守り隊」を設置し、子どもの安全対策の強化を図ります。地域の連携による学区内防災ネットワーク会議を設置して、学校の防災力強化を図ります。
[生涯学習課]
- 警察、安全協会、交通安全母の会等との連携により、高齢者や子どもに対する交通安全対策の強化を図ります。[総務課]
- 防犯灯、カーブミラー、ガードレール等の防犯施設、交通安全施設の整備と適切な管理に努めます。[総務課]
- 市の広報やホームページ、防災行政無線、防災対応型エリア放送等を通じて、特殊詐欺（二重電話詐欺等）に対する警戒情報を発信するとともに、警察や行方市消費生活センター等と連携し、老人クラブ等での講座開催等、さまざまな機会を通じた注意喚起を図ります。[関係課]



第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 地域住民、関係機関・団体等との連携

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係機関・団体、企業、社会福祉協議会、市等が協働で取り組むことが不可欠となります。

今後も、地域住民一人ひとりが地域のことに興味・関心を持ち、さまざまな支援を利用しつつ自立し、地域福祉活動に積極的に参加していくことが求められます。

また、計画の策定に参加した関係機関・団体をはじめ、企業、そして市と社会福祉協議会は、地域住民による主体的な活動をさまざまな面で支援する必要があります。

計画の推進にあたっては、地域住民や関係機関・団体、企業、社会福祉協議会、市等それぞれが、具体的にできることは何かをまずは話し合い、できることから着実に実践します。

(2) 市の関係課の連携、市と社会福祉協議会の連携

今後の地域福祉の推進にあたっては、本市は『地域包括ケア』の視点で、保健・医療・介護・福祉を担当する関係課相互の連携・協力とともに、教育やまちづくり、防災・防犯等を担当する関係課と、積極的に連携・協力しながら事業を展開します。

また、市と社会福祉協議会が協働して、地域住民が福祉活動に参加するための支援を行い、関係団体等が身近な地域での支え合い活動を推進します。

(3) 社会福祉協議会の組織体制の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域における福祉推進の中心として位置づけられています。

この計画に基づく事業について、効率的かつ実効性のある展開をしていくため、次のとおり組織体制の強化を図るとともに、職員の知識や能力の向上、事務事業等の効率化を図ります。

《組織体制の強化》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
広報委員会	平成27年度 □開催回数 (回/年) 8回	広報紙やパンフレットの発行にあたり、市民・関係者の助言・協力のもとで、さらなる紙面の充実を図ります。	継続
理事会・評議員会	平成27年度 □開催回数 (回/年) 理事会4回 評議員会3回	地域福祉を推進する中核的団体としての使命を達成するために、理事会・評議員会を開催し、法人運営及び事業の円滑な実施を図ります。	継続

《財政基盤の強化》

事業名	実績	事業の概要・方針	目標
共同募金配分金事業	平成28年度 □共同募金配分金額 2,744,397円	住民の善意によるボランティア活動や住民の自発的意志に基づく社会的活動及び小中学校における福祉教育の啓発、推進を図り、活動の質を高めることを目指し、地域福祉活動事業を行います。	継続
会員募集	平成27年度 □一般会員数 8,131件 □賛助会員数 253件 □特別会員数 131件	住民、企業等へ事業活動をPRし、会員加入の促進を図ります。 なお、会員募集以外の自主財源の確保に向けても、検討を進めます。	継続

2. 計画の進捗状況の評価

本計画の推進にあたっては、事業の進捗状況を検証し、改善するPDCAサイクルによる管理を行います。

PDCAサイクルによる管理の考え方は、次のとおりです。

- ・ **Plan** : 客観的な評価指標を設定した本計画を策定
- ・ **Do** : 事業の実施
- ・ **Check** : 評価指標の進捗を通じて、客観的に検証
- ・ **Action** : 検証結果を踏まえて事業を見直し、計画を見直し

計画の進捗状況の評価は、関係者の連絡会議を毎年度開催し、評価を実施します。

なお、計画全体の成果指標については、次のとおり設定し、この計画の改定時期にアンケート調査等を実施し、達成状況を把握します。

《計画の成果指標》

成果指標		現状値	目標の方向性	データ
福祉施設や福祉サービスについての情報や知識が「ある」人の割合		48.8%	上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
地域の行事や活動に「積極的に参加している」「たまに参加している」人の割合		62.1%	上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
ボランティアセンターの団体登録、個人登録の人数		871名	増加	社会福祉協議会
ボランティアに参加した人の割合		33.5%	上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
住まいの地域が安心して暮らしていける地域であることについて、「とてもそう思う」「そう思う」という人の割合	麻生地区	66.7%	上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
	北浦地区	64.7%	上昇	
	玉造地区	64.9%	上昇	

資料

1. 計画策定のためのアンケート調査結果

(1) 平成 28 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

この調査は、地域福祉計画の策定にあたって市民や関係団体の意向を把握するため、関係する各分野についての調査を実施しました。

① 住民アンケート

【調査の内容】

- ・ 福祉全般に関すること
- ・ 住民活動や地域の助け合いについて
- ・ 社会福祉協議会について
- ・ 福祉のまちづくりについて
- ・ 回答者属性

【調査方法と回収状況】

調査方法：行方市在住の 20 歳以上の市民 2,000 名を無作為に抽出し、アンケート用紙を郵送し、返信用封筒で提出する方法で実施

調査時期：平成 28 年 8 月

回収数：回収数 675 件
回収率 33.8%

② 関係団体アンケート

【調査の内容】

- ・ 『市民協働参画による福祉コミュニティの形成』にあたり、充実させたい取り組み
- ・ 『市民に質の高い福祉サービスの提供と権利擁護等の推進』にあたり、充実させたい取り組み
- ・ 『快適で安心して暮らすことのできる環境の形成』にあたり、充実させたい取り組み

【調査方法と回収状況】

調査方法：ボランティアセンターに登録している行方市内で活動するボランティア団体を対象に、アンケート用紙を郵送し、返信用封筒で提出する方法で実施

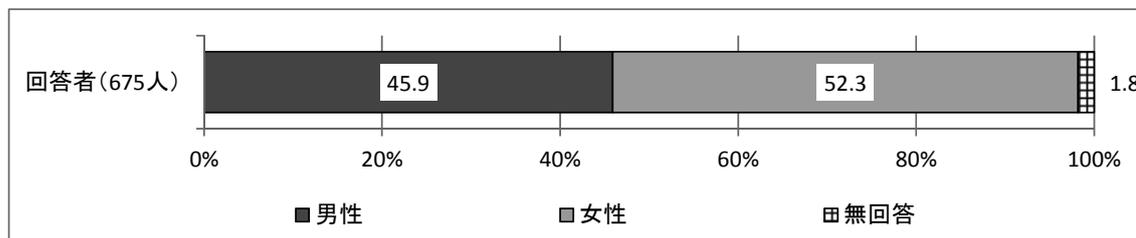
調査時期：平成 28 年 8 月

回収数：回収数 20 件

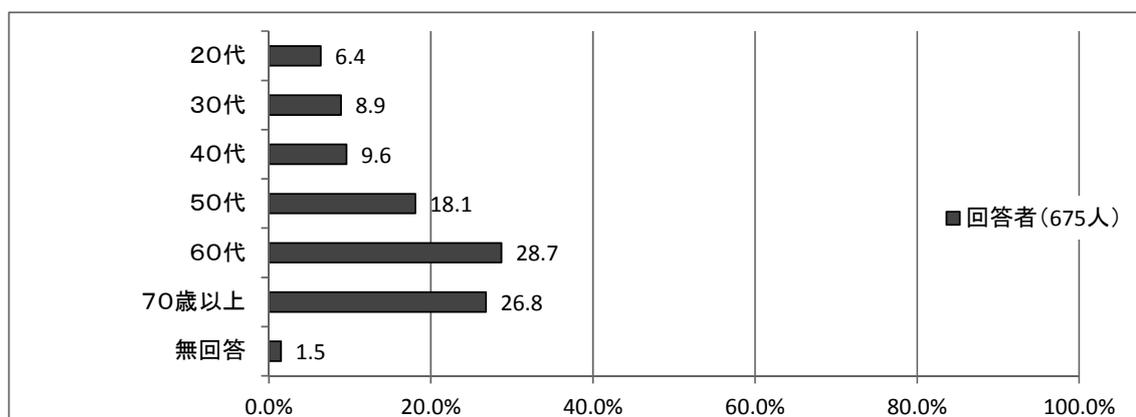
(2) 住民アンケート調査の結果概要

【回答者の基本属性】

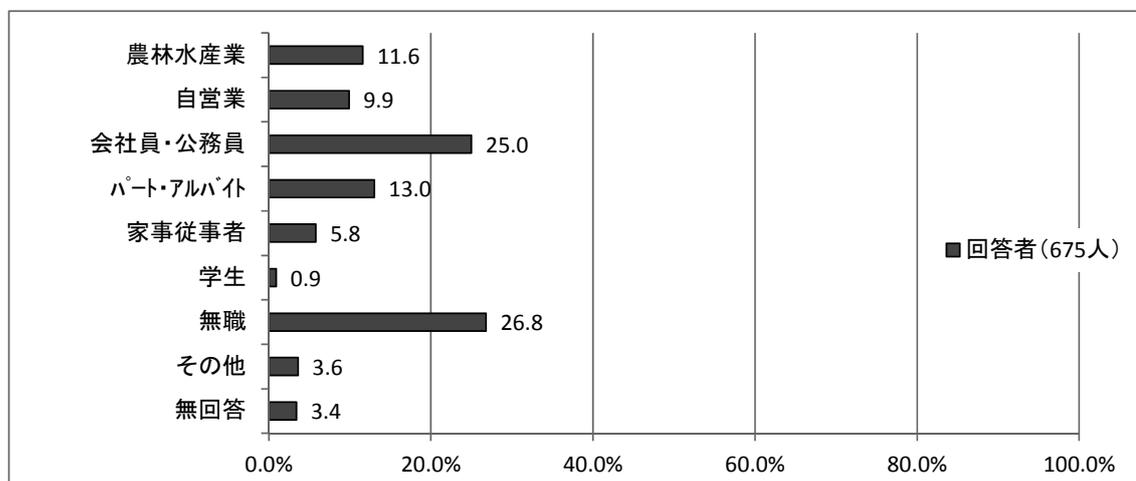
① 性別



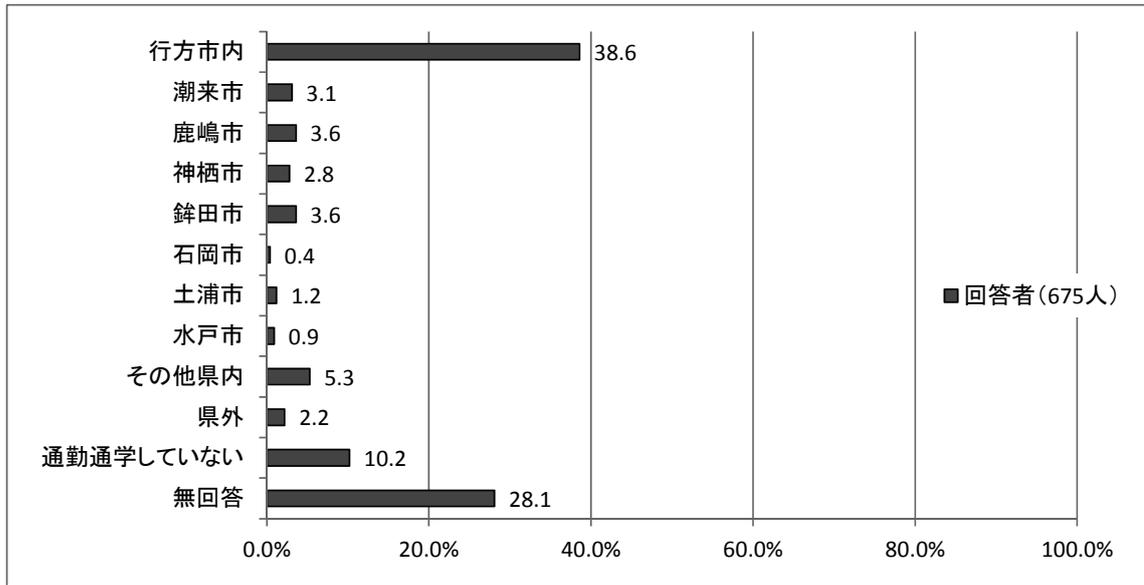
② 年齢



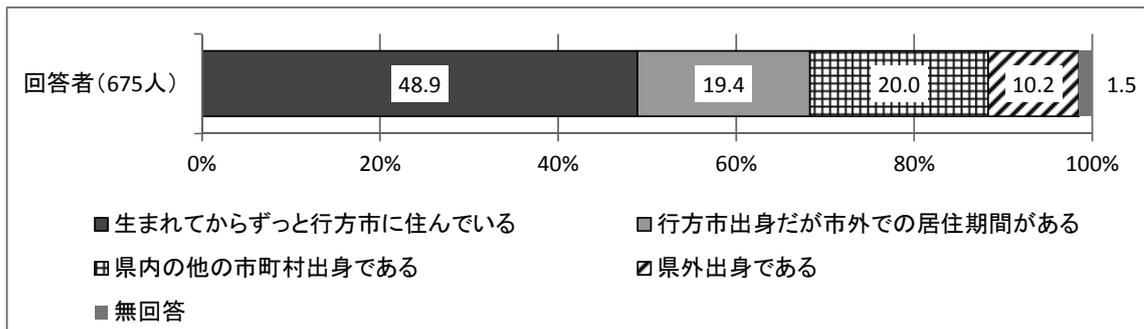
③ 職業



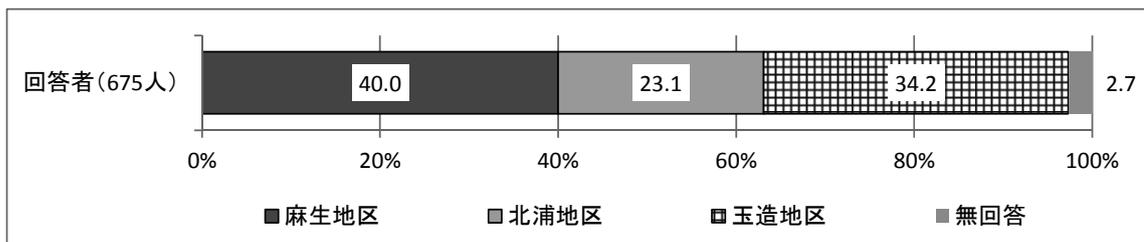
④ 勤務先・就学先



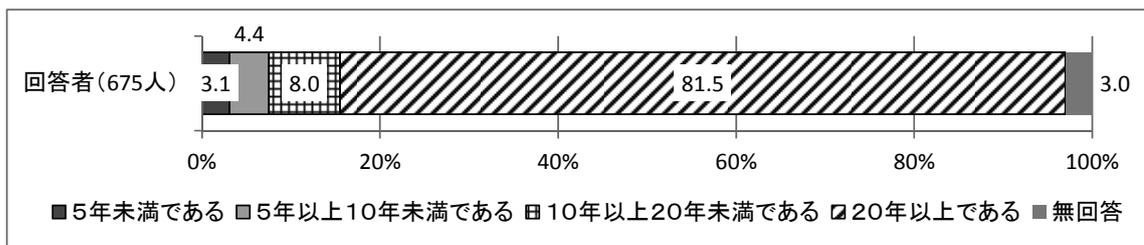
⑤ 出身地



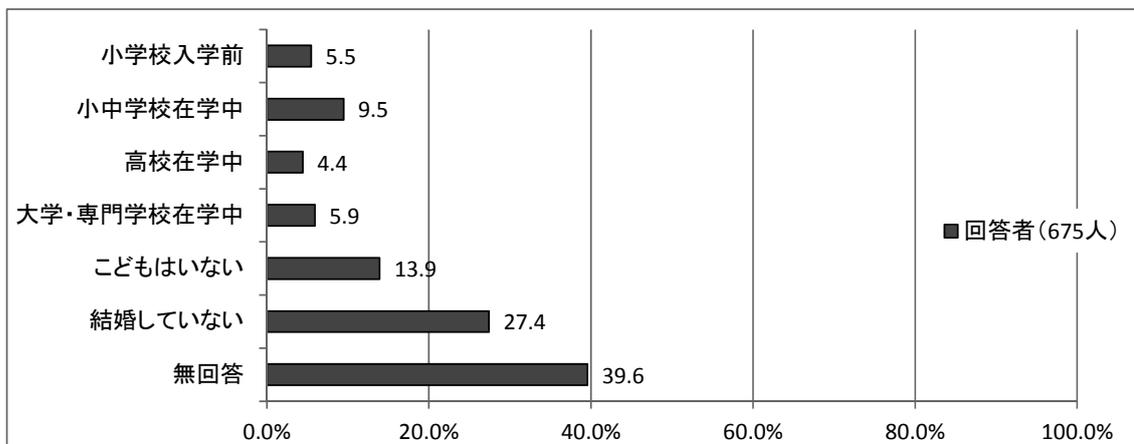
⑥ 居住地



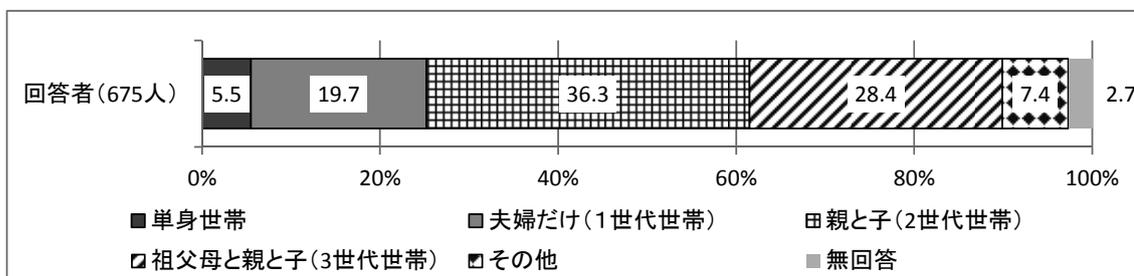
⑦ 居住年数



⑧ こどもの有無



⑨ 家族構成

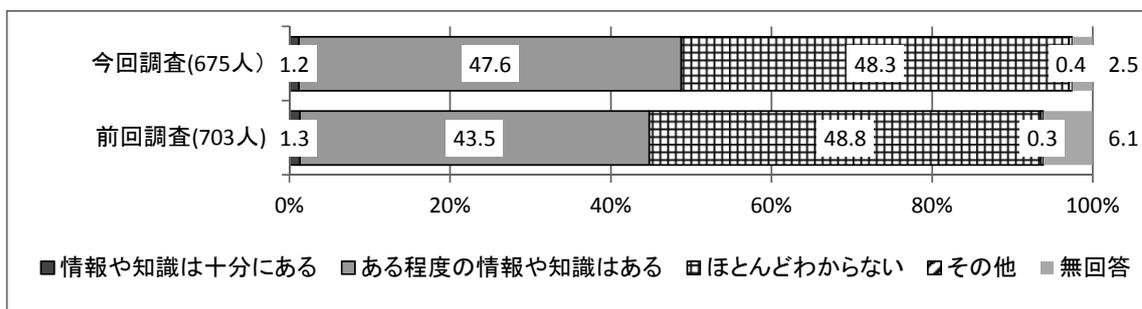
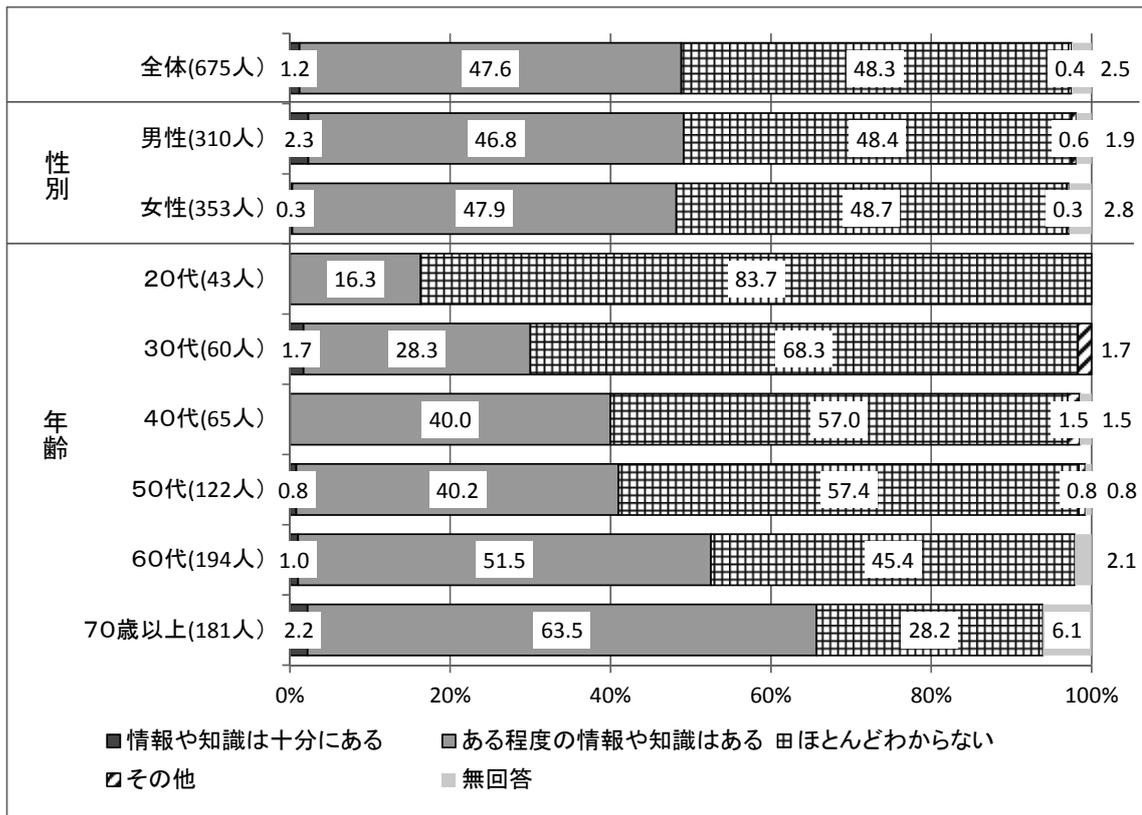


【各設問の回答結果】

問1 あなたは、行方市の福祉施設や福祉サービス等について、どの程度ご存知ですか。
 (あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)

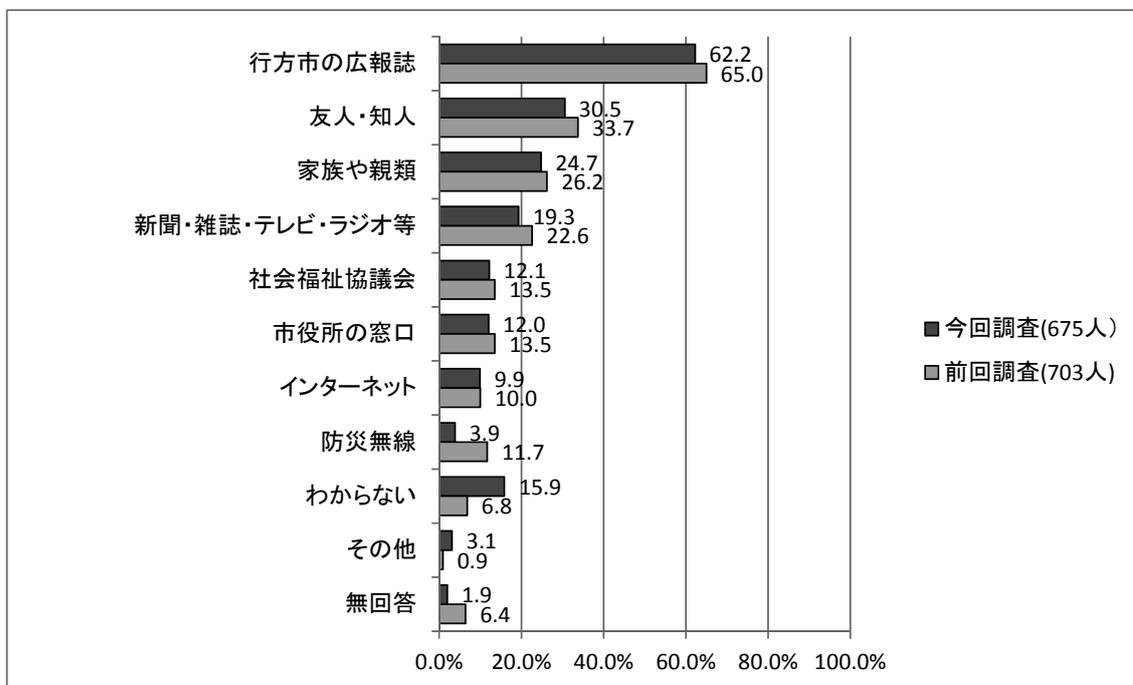
全体では、「情報や知識は十分にある」、「ある程度の情報や知識はある」との回答が48.8%と半数近くとなっており、年齢では70歳以上は同回答が6割以上を占めるなど、年齢が上がるに従って情報や知識を持っている割合が上昇しています。

前回調査(平成22年実施)と比べると、情報や知識を持っている割合が若干上昇しています。



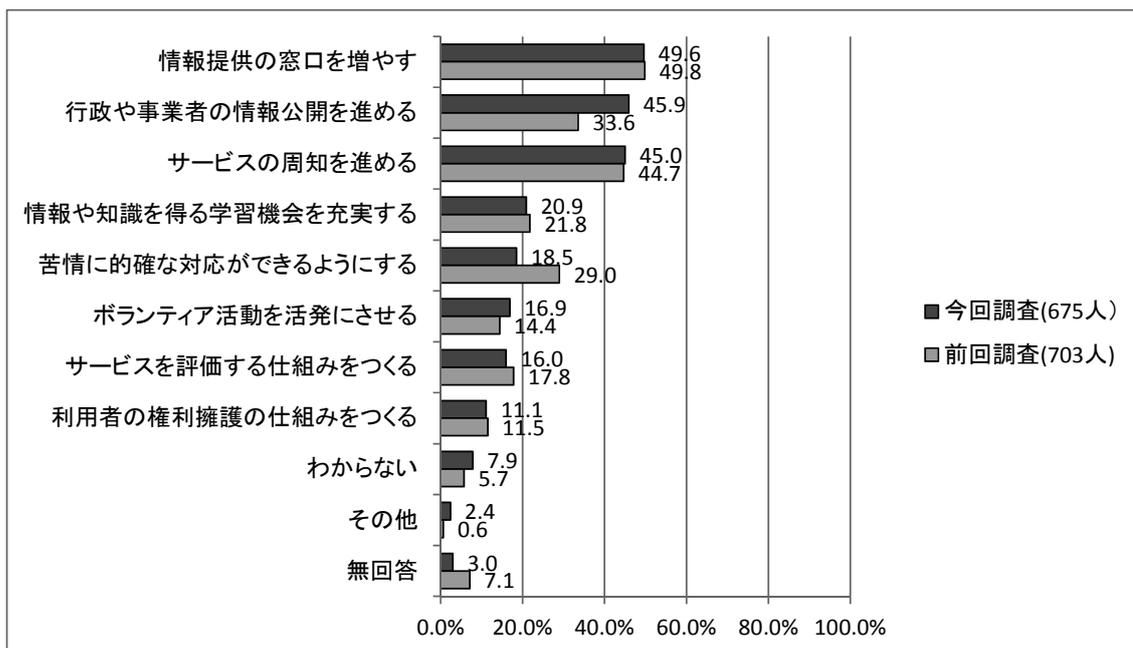
問2 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
(あてはまる番号を3つまで選んで○をつけてください。)

「行方市の広報誌」との回答が62.2%と最も多く、次いで「友人・知人」、「家族や親類」などと続いており、上位は前回調査と同様です。



問3 あなたは、福祉サービスを充実させるために、どのようなことが必要になると
思いますか。(あてはまる番号を3つまで選んで○をつけてください。)

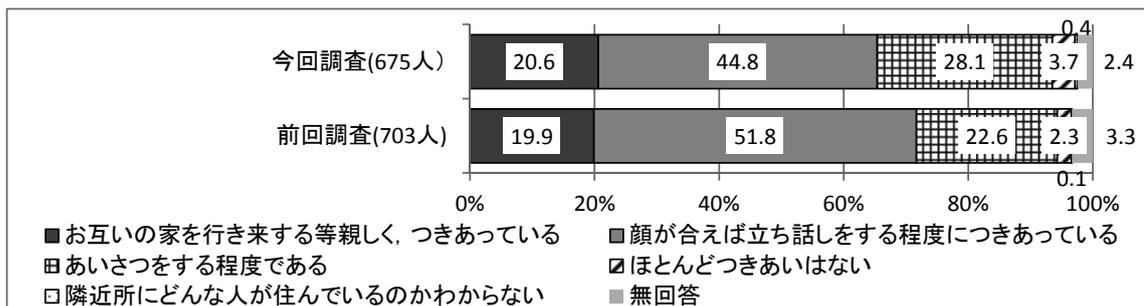
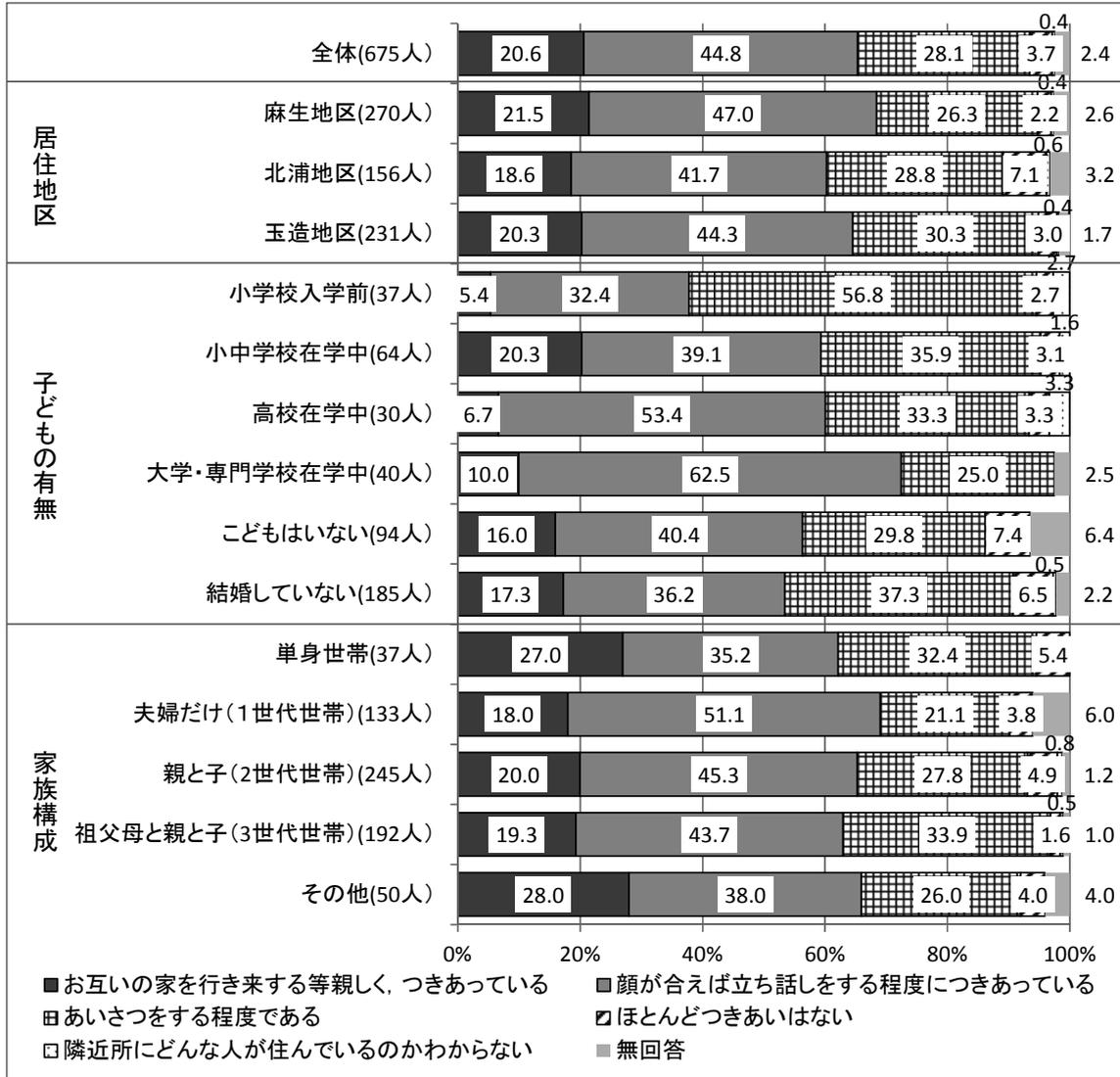
「情報提供の窓口を増やす」、「行政や事業者の情報公開を進める」、「サービスの周知を進める」との回答がいずれも40%を超えて上位3つで、「行政や事業者の情報公開を進める」との回答は、前回調査からの上昇が見られます。



問4 あなたは、ふだん近所の方々とどの程度のおつきあいをしていますか。
(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)

全体では、「顔が合えば立ち話しをする程度につきあっている」との回答が44.8%と最も多く、次いで「あいさつをする程度である」が28.1%、「お互いの家を行き来する等親しく、つきあっている」が20.6%と続いています。

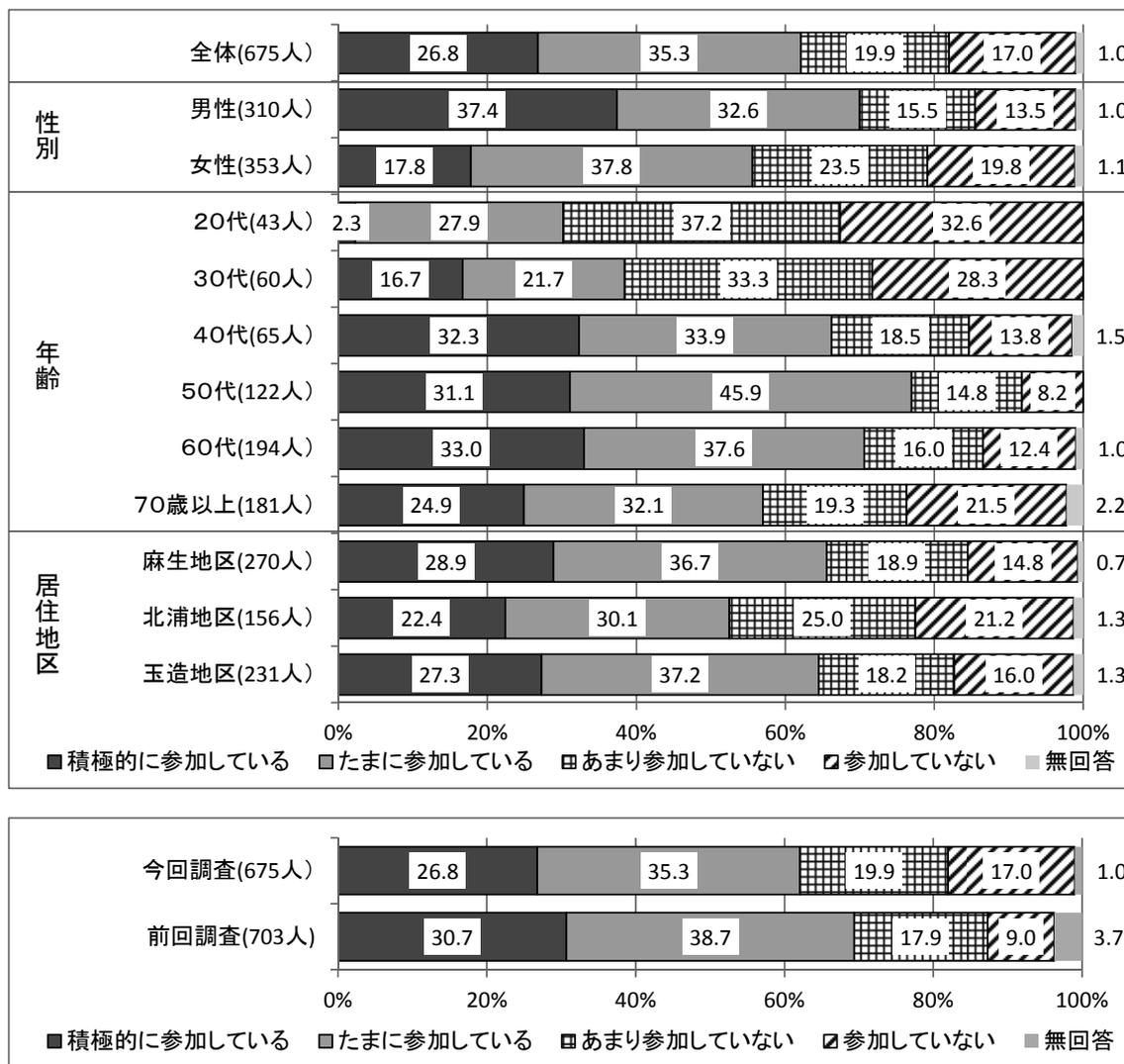
「お互いの家を行き来する等親しく、つきあっている」という、近所づきあいの積極派は、居住地区では大きな差が見られない一方、子どもの有無では、子どもが小中学校在学中の場合は2割を超える割合（20.3%）で積極派が見られます。



問5 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。
(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)

全体では、「たまに参加している」との回答が35.3%と最も多く、次いで「積極的に参加している」が26.8%と続いており、合わせた参加率は62.1%となっています。

「積極的に参加している」という積極派は、男性では37.4%で女性を大きく上回っており、年齢では、40代~60代でいずれも積極派が約30%となっています。居住地区では、北浦地区の参加率が他地区と比べて低い状況となっています。なお、前回調査と比べると参加率が若干低下しています。



問6 あなたは、お住まいの地域（日常生活で関わりがあり、自宅から歩いて行ける程度の区域）について、どのように感じていますか。（それぞれあてはまる番号1つを選んで○をつけてください。）

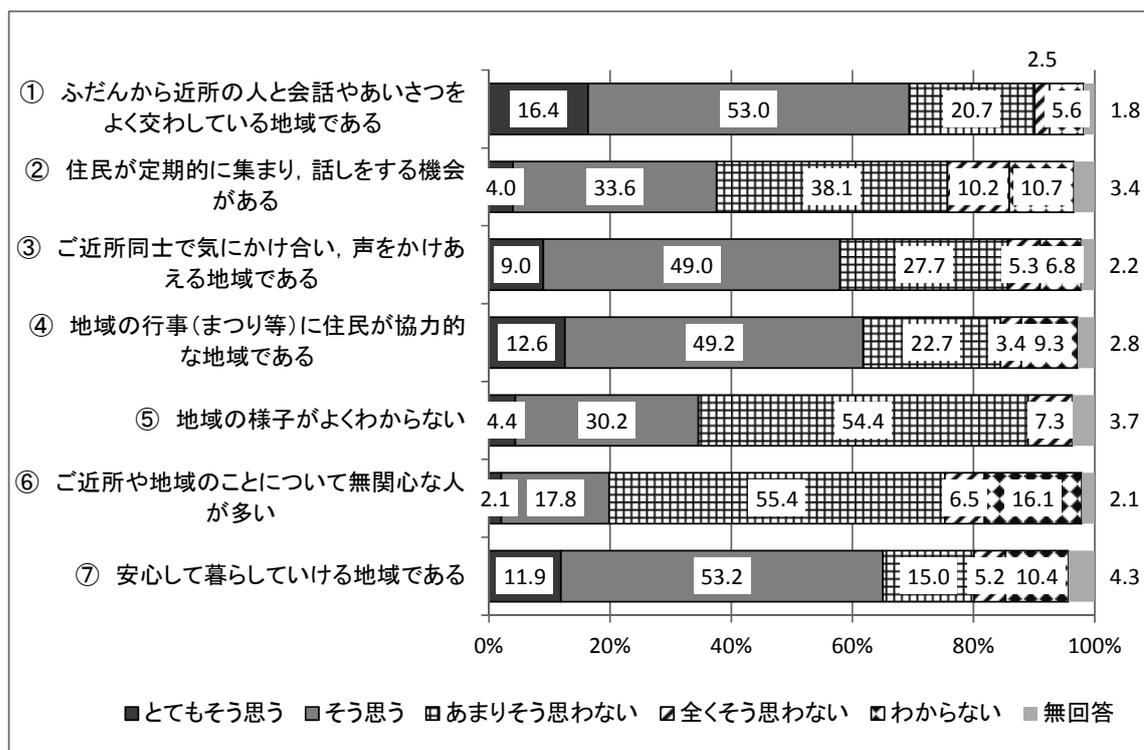
全体では、“①ふだんから近所の人と会話やあいさつをよく交わしている地域である”という環境について、「とてもそう思う」、「そう思う」という肯定派が69.4%と7割近くを占めており、“⑦安心して暮らしていける地域である”ということについても、肯定派が65.1%と比較的多くなっています。

なお、各項目の満足度と地域の総合的な満足度との関係分析（地域のどのような環境が、地域の総合的な満足度を示す指標「安心して暮らしていける地域である」との関係が深いのか）を見ると、“③ご近所同士で気にかけて、声をかけあえる地域である”という環境が地域の満足度との関連度が最も高く、“①ふだんから近所の人と会話やあいさつをよく交わしている地域である”という環境についても、地域の満足度との関連度が比較的高い状況です。

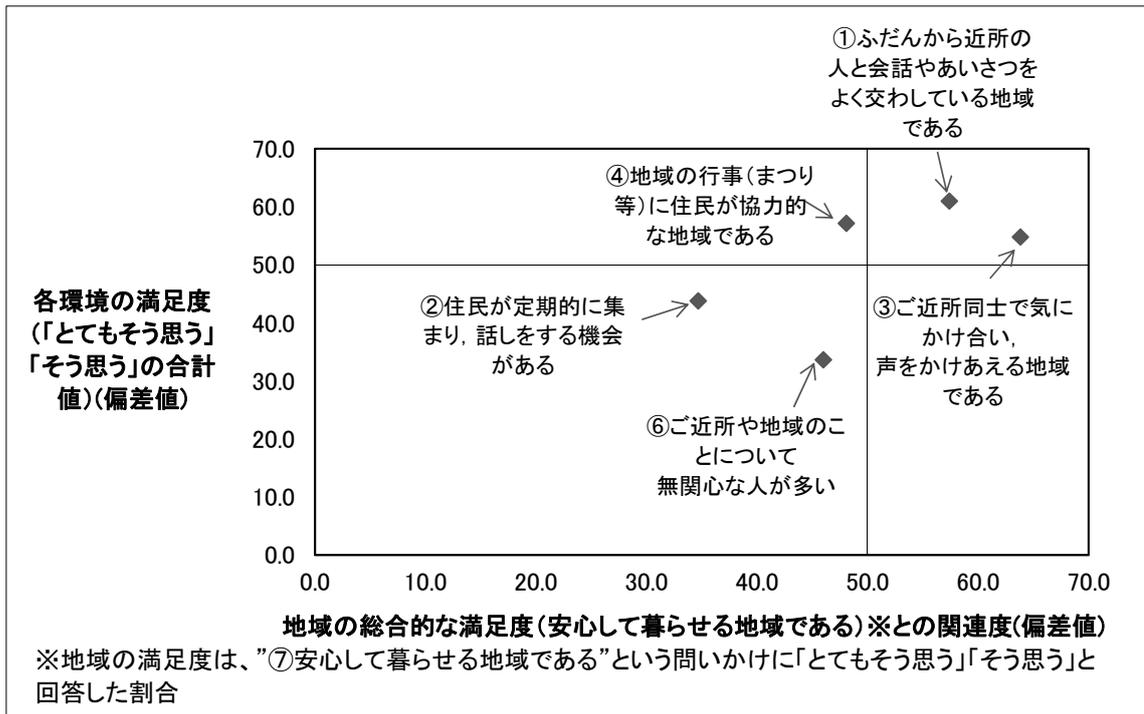
居住地区では、麻生地区は、①～④、そして⑦のいずれの問いかけについても、「とてもそう思う」、「そう思う」という肯定派の割合が他地区を上回っており、“①ふだんから近所の人と会話やあいさつをよく交わしている地域である”という環境については肯定派が7割を超え、“③ご近所同士で気にかけて、声をかけあえる地域である”、“地域の行事（まつり等）に住民が協力的な地域である”のいずれも肯定派が6割以上を占めています。

一方、北浦地区については、“⑥ご近所や地域のことについて無関心な人が多い”という環境について、肯定派が2割以上と他地区に比べて多く、“⑤地域の様子がよくわからない”ということも肯定派の割合が最も高い状況です。

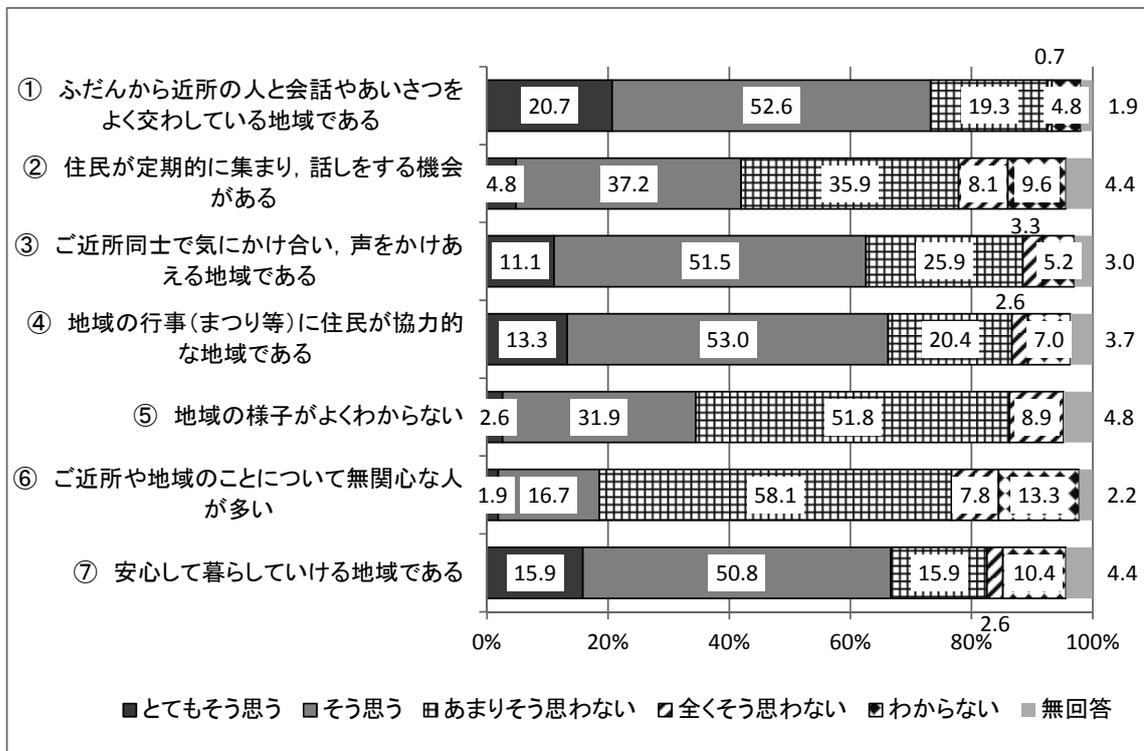
【全体】



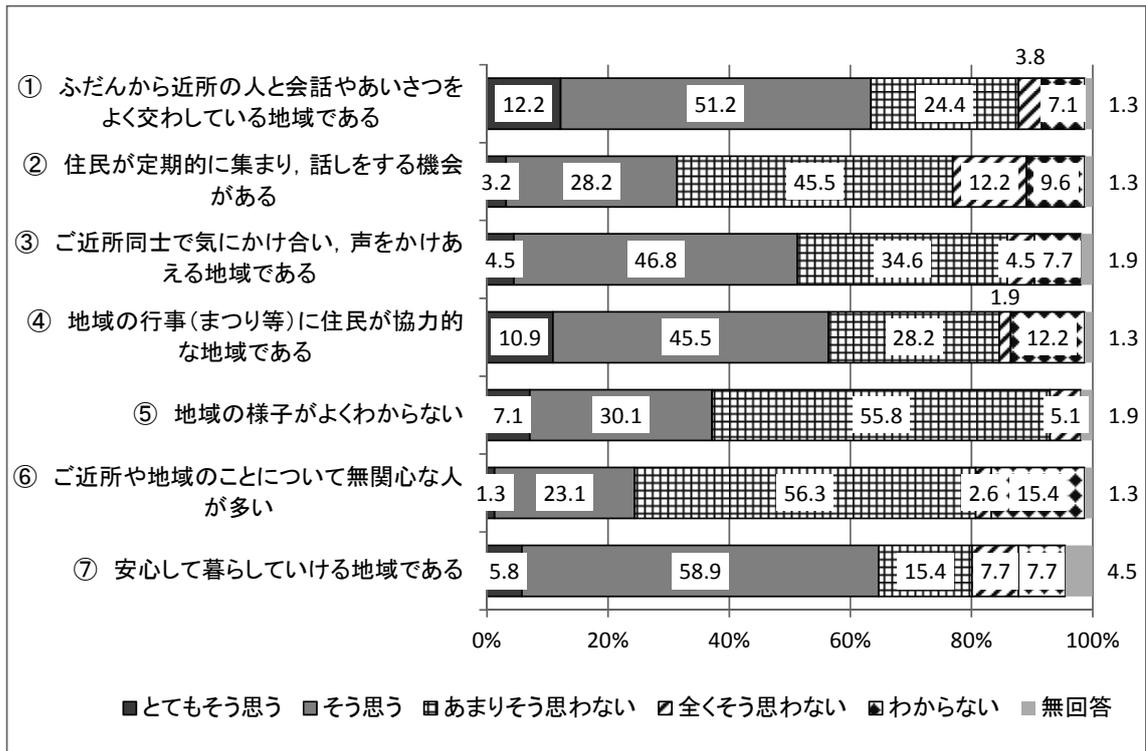
【各環境の満足度と地域の総合的な満足度との関係分析】



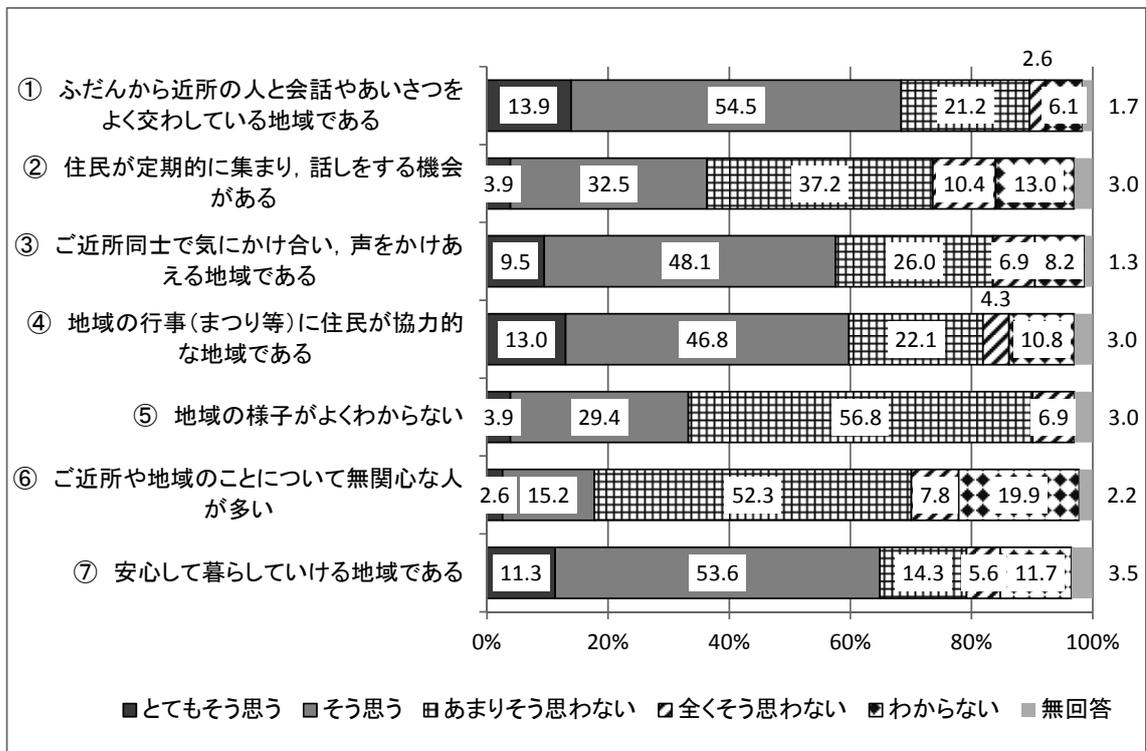
【麻生地区】



【北浦地区】

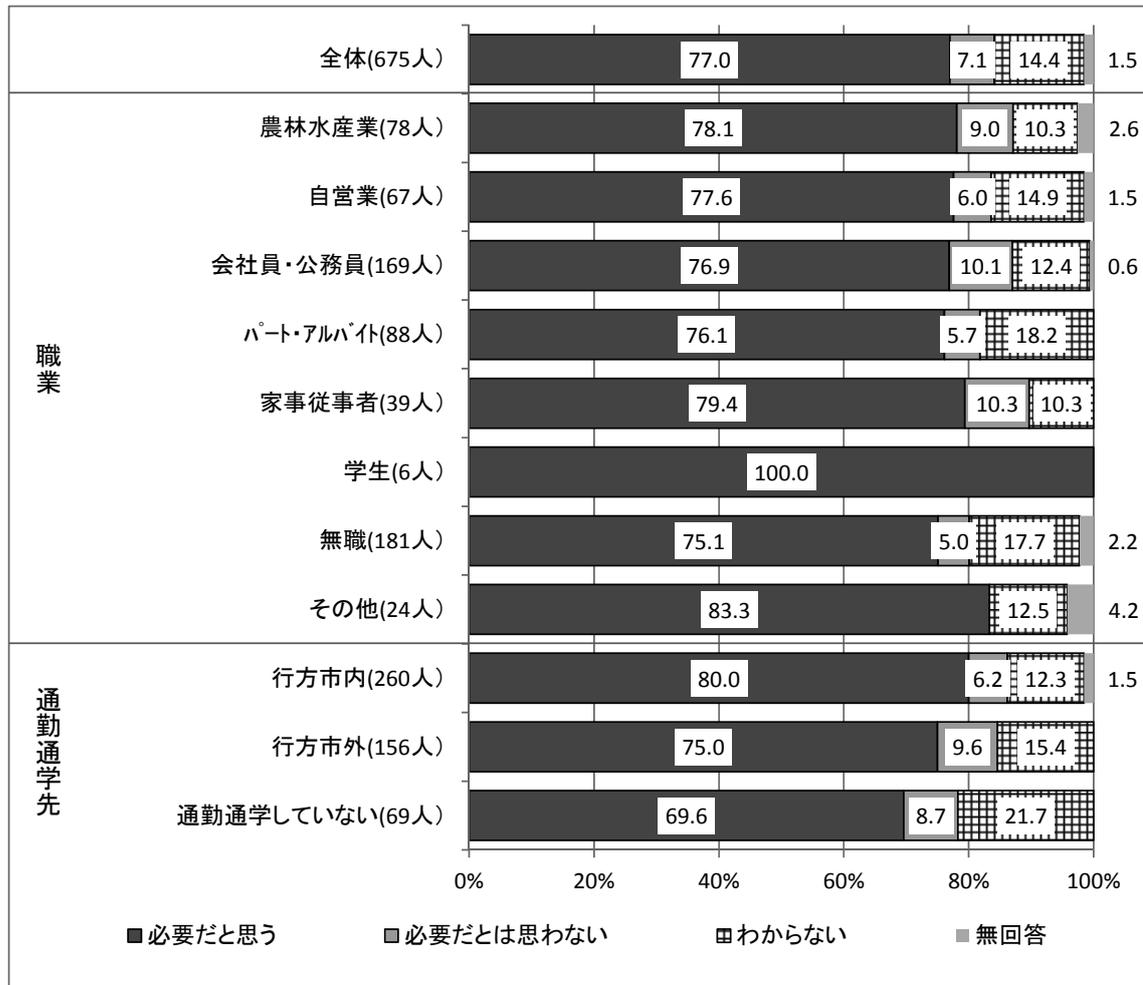


【玉造地区】



問7 あなたは、お住まいの地域で生じるさまざまな生活課題に対して、住民相互の自主的な支え合いや助け合いが必要だと思いますか。（あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。）

全体では、「必要だと思う」との回答が77.0%となっており、いずれの職業も同回答が7割を超え、行方市内に通勤・通学している人の場合は、同回答が8割を占めています。



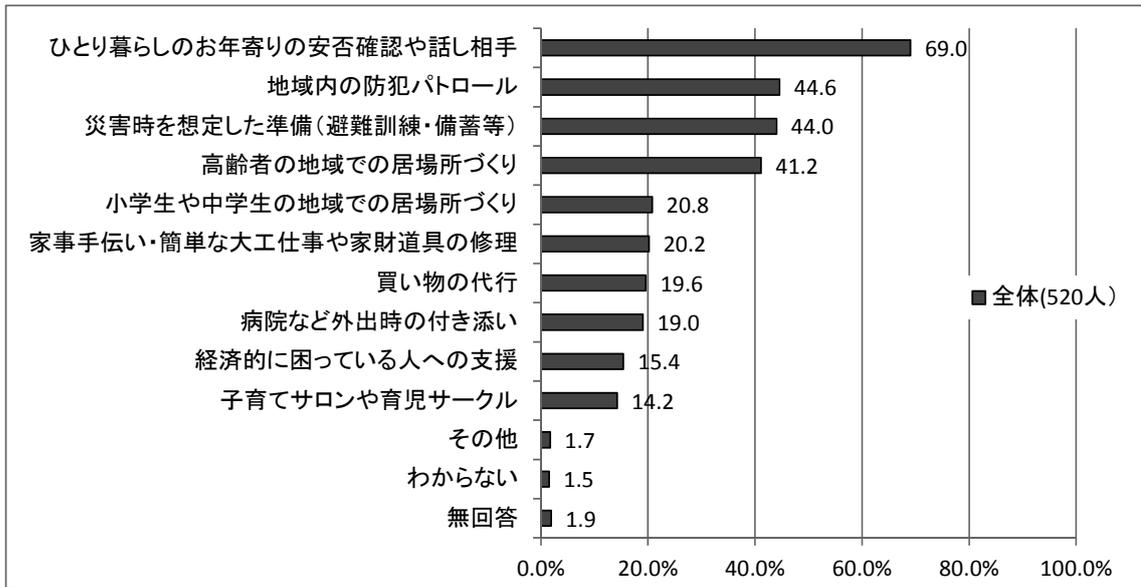
問8 問7で（1. 必要である）とお答えになった方へお伺いします。

あなたは、お住まいの地域でどのような住民相互の自主的な支え合いや助け合いの活動を充実するべきであると感じていますか。（あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。）

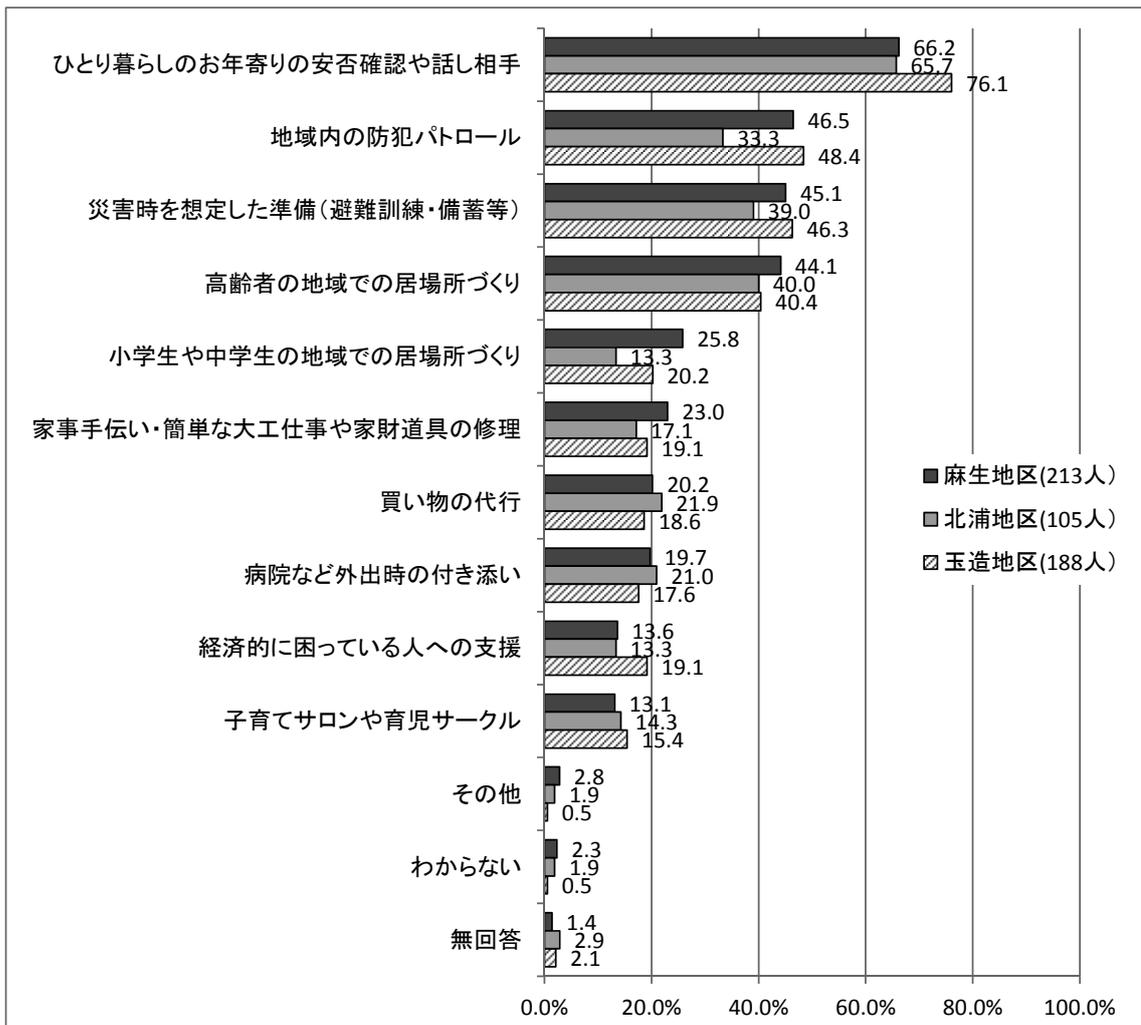
全体では、「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」との回答が69.0%と最も多く、次いで「地域内の防犯パトロール」、「災害時を想定した準備（避難訓練・備蓄等）」、「高齢者の地域での居場所づくり」などと続いています。

居住地区では、玉造地区は「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」との回答が76.1%と、他地区よりも高い割合となっています。

【全体】



【居住地区別】

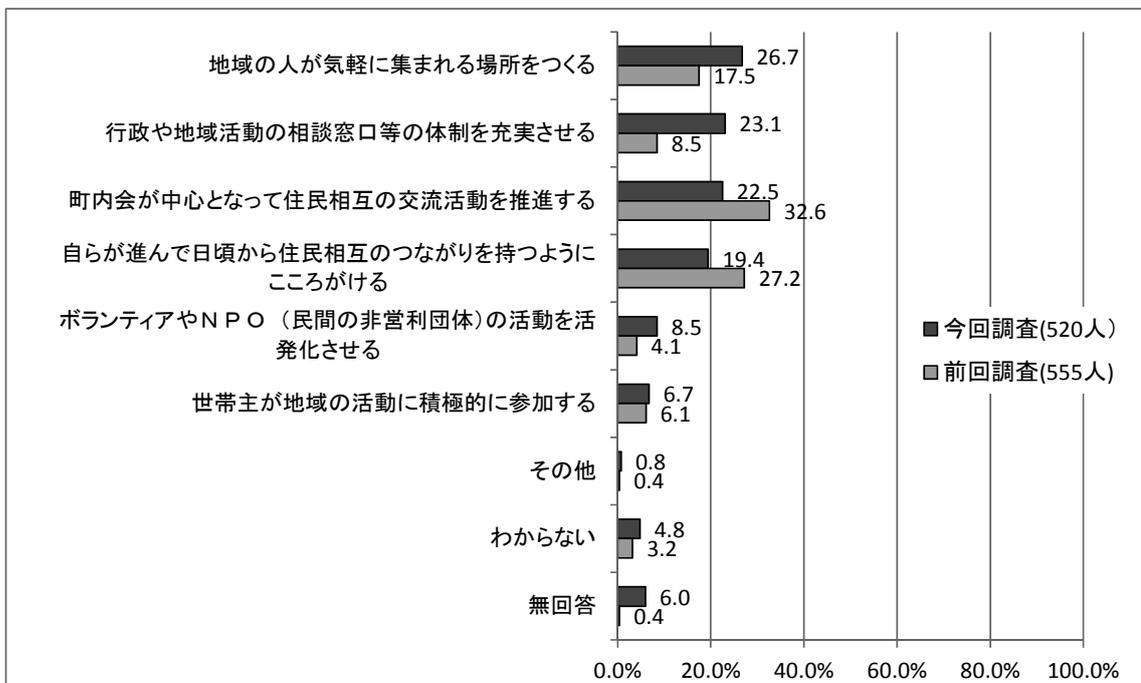
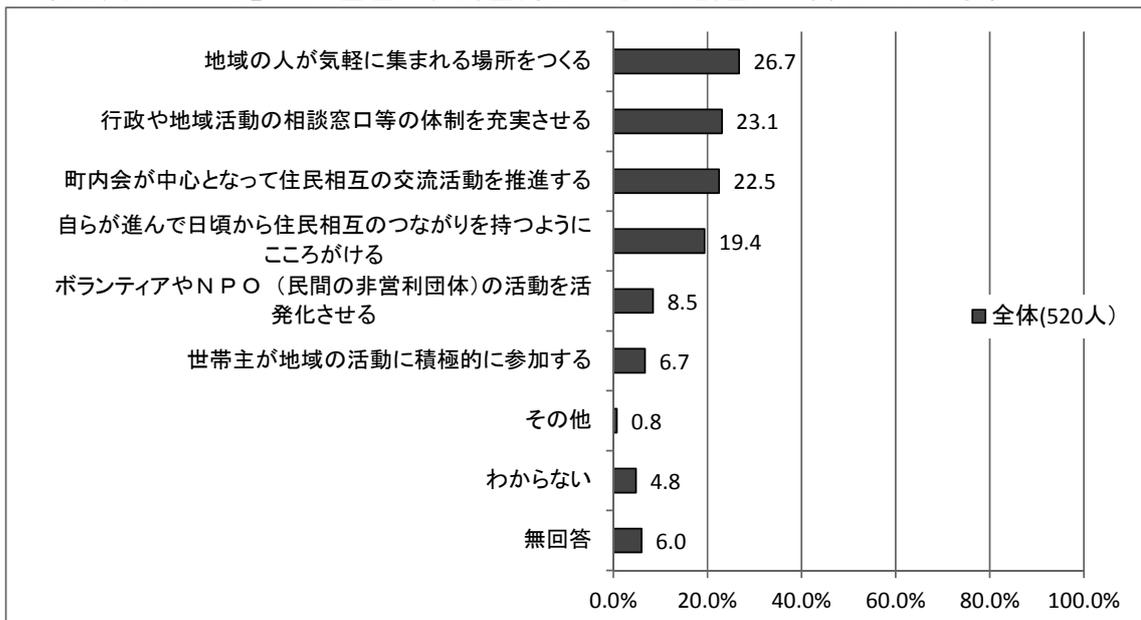


問9 問7で（1. 必要である）とお答えになった方へお伺いします。

あなたは、地域で生じるさまざまな生活課題に対する住民相互の協力のためには、どんなことが必要だと思いますか。（あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。）

全体では、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」、「行政や地域活動の相談窓口等の体制を充実させる」、「町内会が中心となって住民相互の交流活動を推進する」が上位3つとなっています。

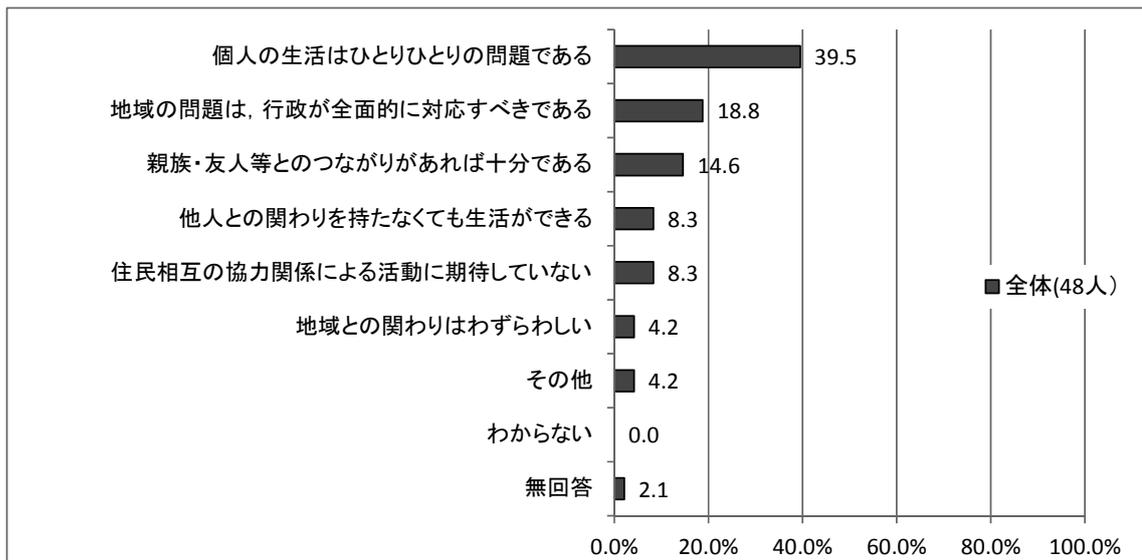
「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」、「行政や地域活動の相談窓口等の体制を充実させる」との回答は、前回調査と比べて割合が上昇しています。



問10 問7で（2. 必要だと思わない）とお答えになった方へお伺いします。

あなたは、地域で生じるさまざまな生活課題に対する住民相互の協力が必要だと思わない理由は何ですか。（あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。）

「個人の生活はひとりひとりの問題である」との回答が39.5%と最も多く、次いで「地域の問題は、行政が全面的に対応すべきである」、「親族・友人等とのつながりがあれば十分である」などと続いています。

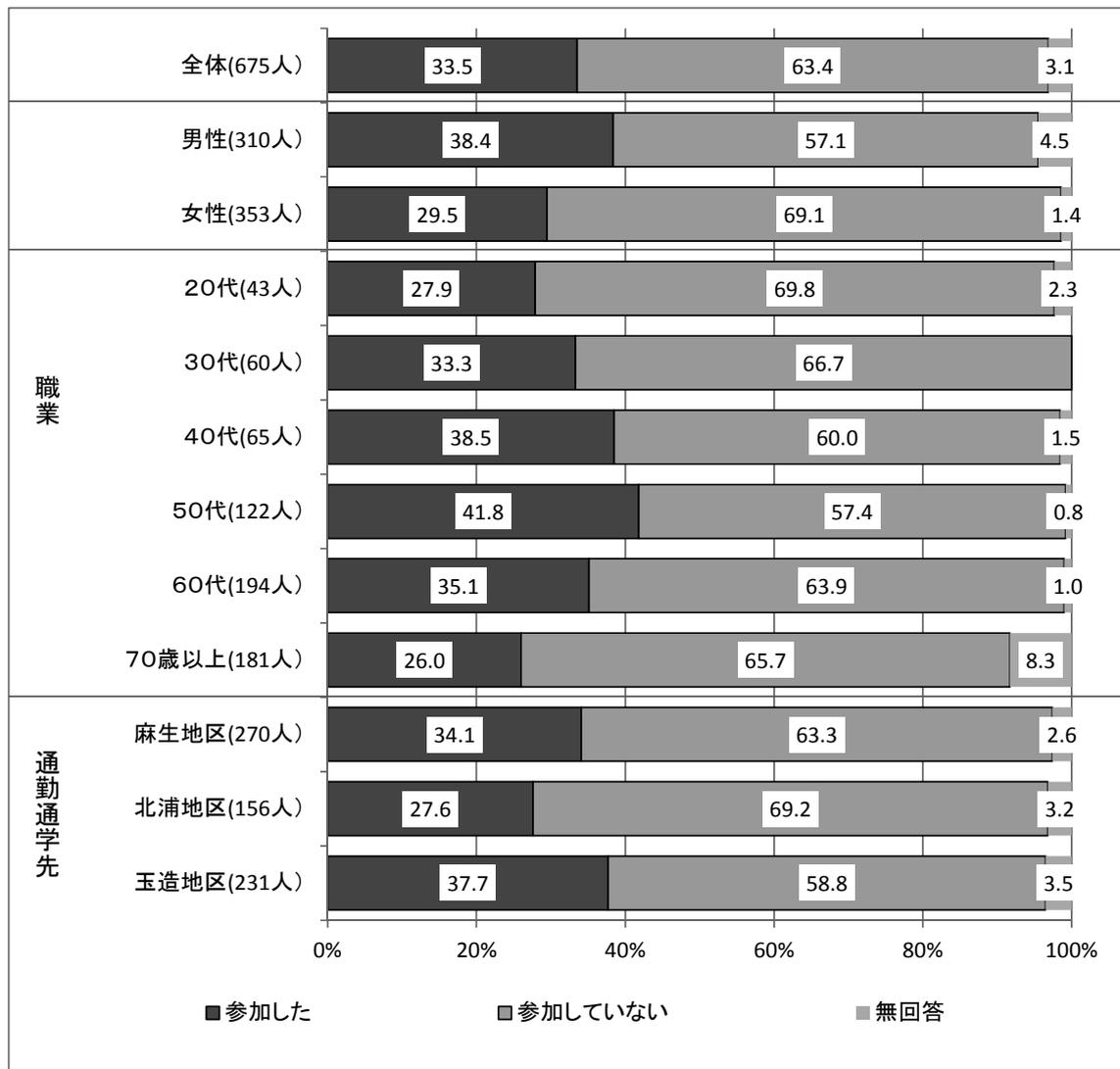


問 1 1 あなたは、この1年間に何らかのボランティア活動や地域での活動に参加しましたか。(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)

全体では、「参加した」との回答が33.5%となっています。

問5の地域の行事や活動への参加状況と同様に、男性の参加率が女性を上回っており、年齢では、50代の参加率が41.8%と最も高い状況です。

居住地区では、玉造地区の参加率が37.7%と最も高く、最も参加率の低い北浦地区とは10ポイントほどの差が見られます。



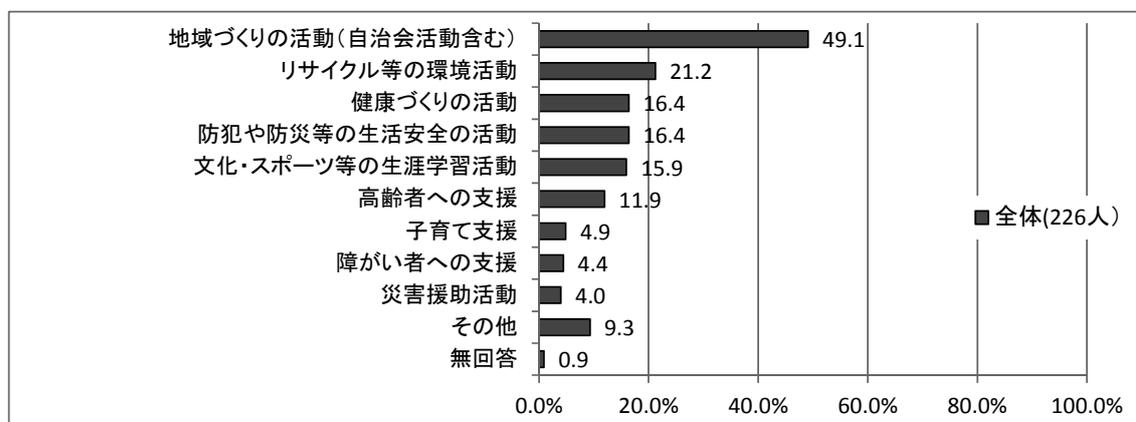
問12 問11で（1. 参加した）とお答えになった方にお伺いします。

どんな分野の活動団体・グループですか。（あてはまる番号すべてに○をつけてください。）

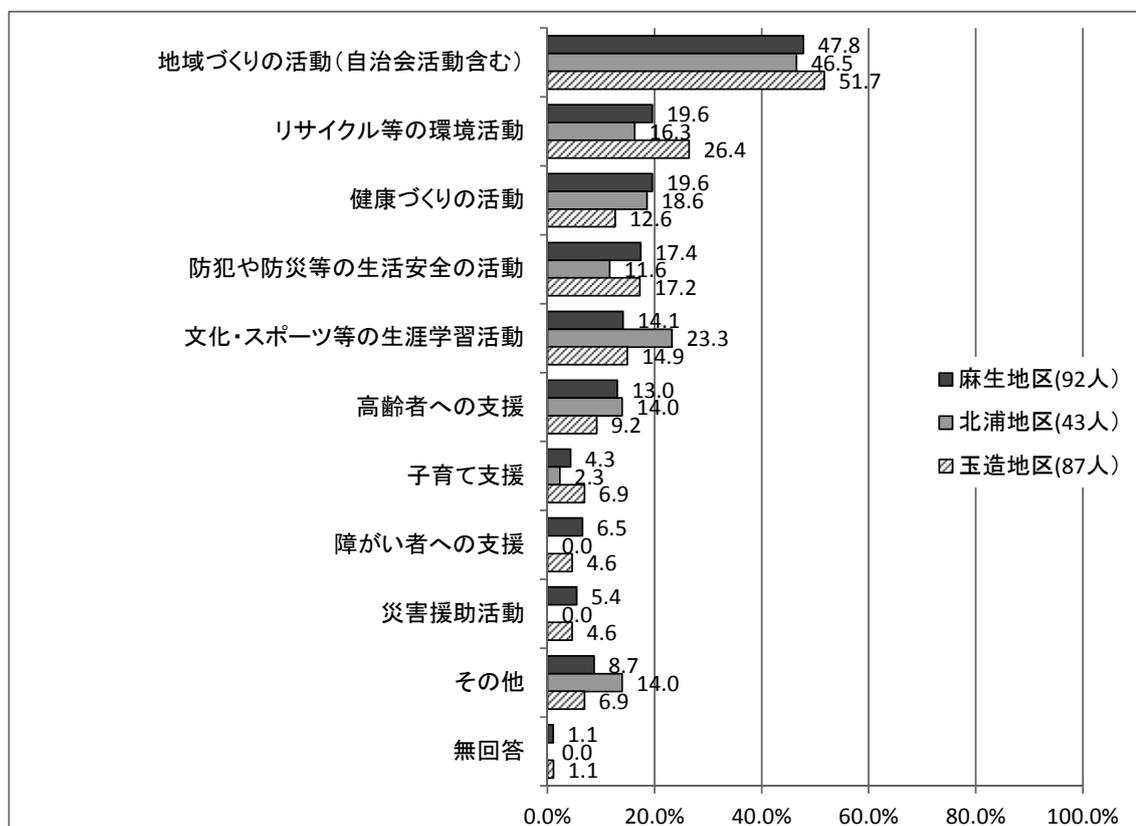
全体では、「地域づくりの活動(自治会活動含む)」との回答が49.1%と最も多く、次いで「リサイクル等の環境活動」、「健康づくりの活動」や「防犯や防災等の生活安全の活動」などと続いています。

居住地区では、玉造地区は「地域づくりの活動(自治会活動含む)」との回答が51.7%と半数を超えており、「リサイクル等の環境活動」も他地区と比べて高い割合となっています。また、北浦地区は「文化・スポーツ等の生涯学習活動」が他地区と比べて高い割合となっています。

【全体】



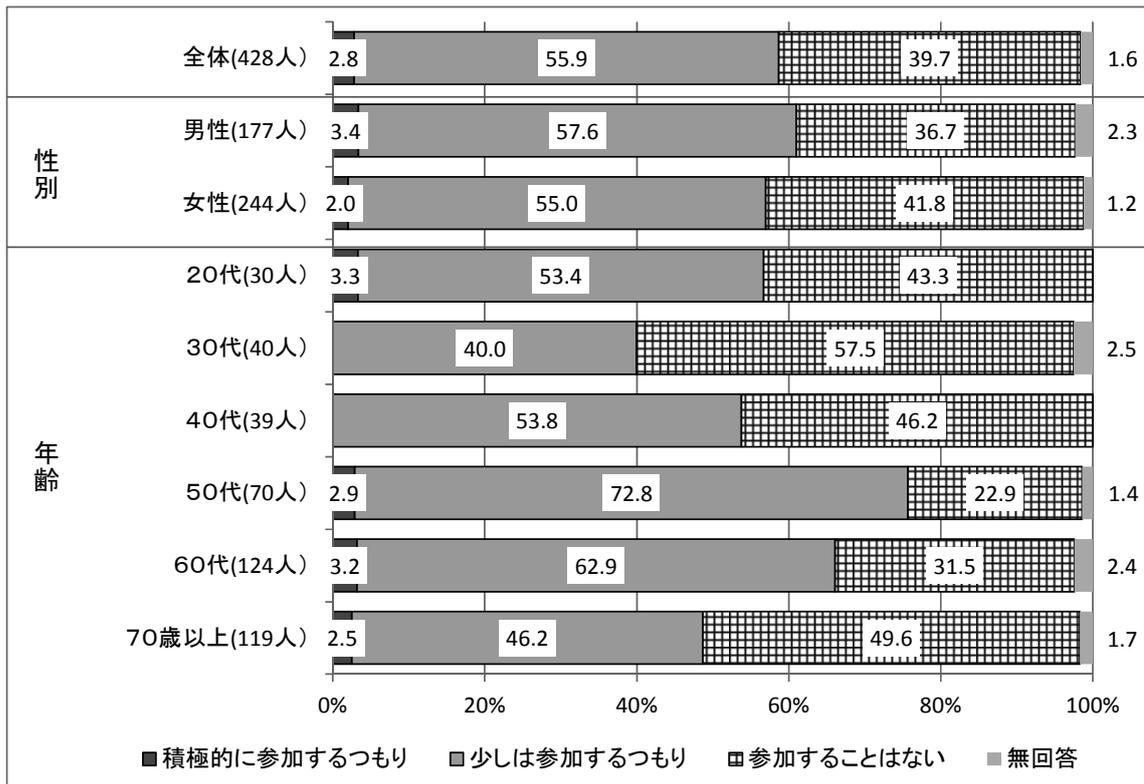
【居住地区別】



**問13 問11で（2. 参加していない）とお答えになった方にお伺いします。
 今後、何らかのボランティア活動を行う考えはありますか。
 （あてはまる番号すべてに○をつけてください。）**

全体では、「少しは参加するつもり」との回答が55.9%と半数以上を占めています。

男女、いずれの年齢も「積極的に参加するつもり」との回答は5%に満たない状況であり、年齢では「積極的に参加するつもり」と「少しは参加するつもり」を合わせた割合は50代が75.7%と最も高くなっています。

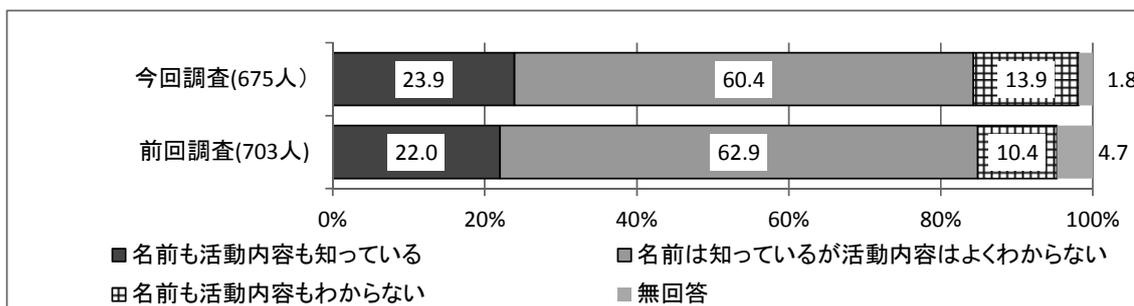
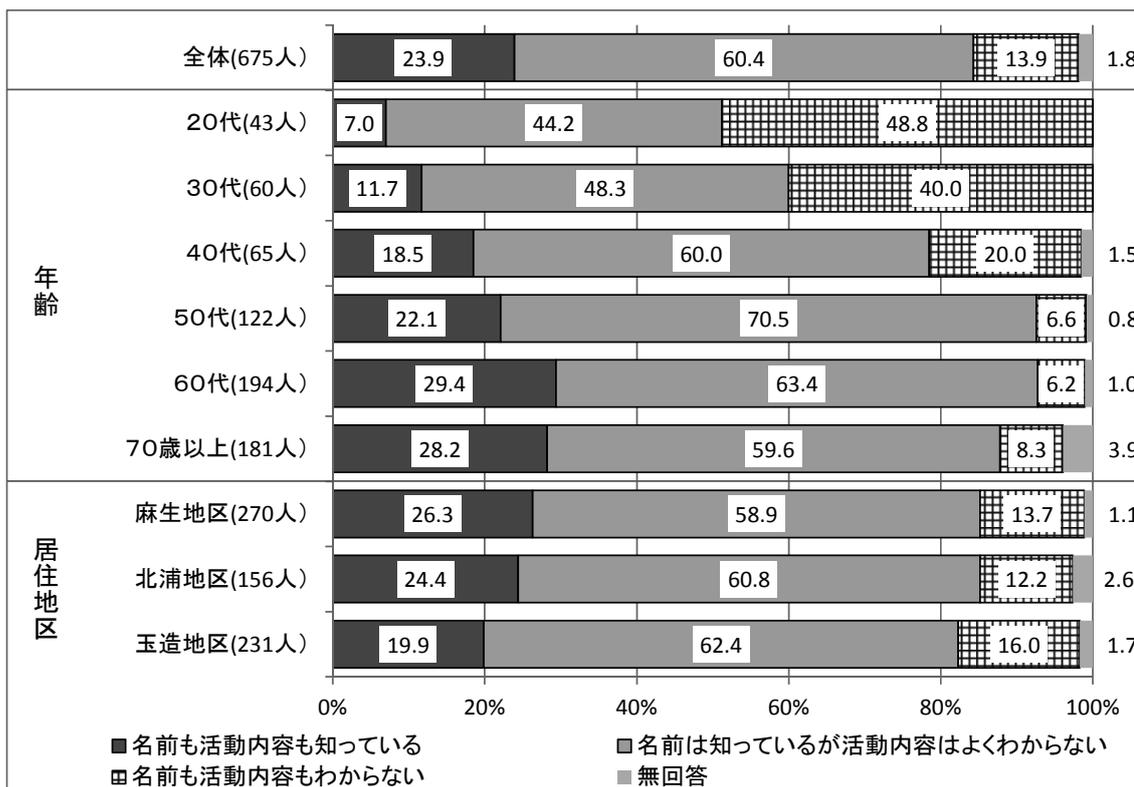


問14 あなたは、行方市社会福祉協議会を知っていますか。
(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)

全体では、「名前は知っているが活動内容はよくわからない」との回答が60.4%と最も多く、「名前も活動内容も知っている」との回答は23.9%となっています。

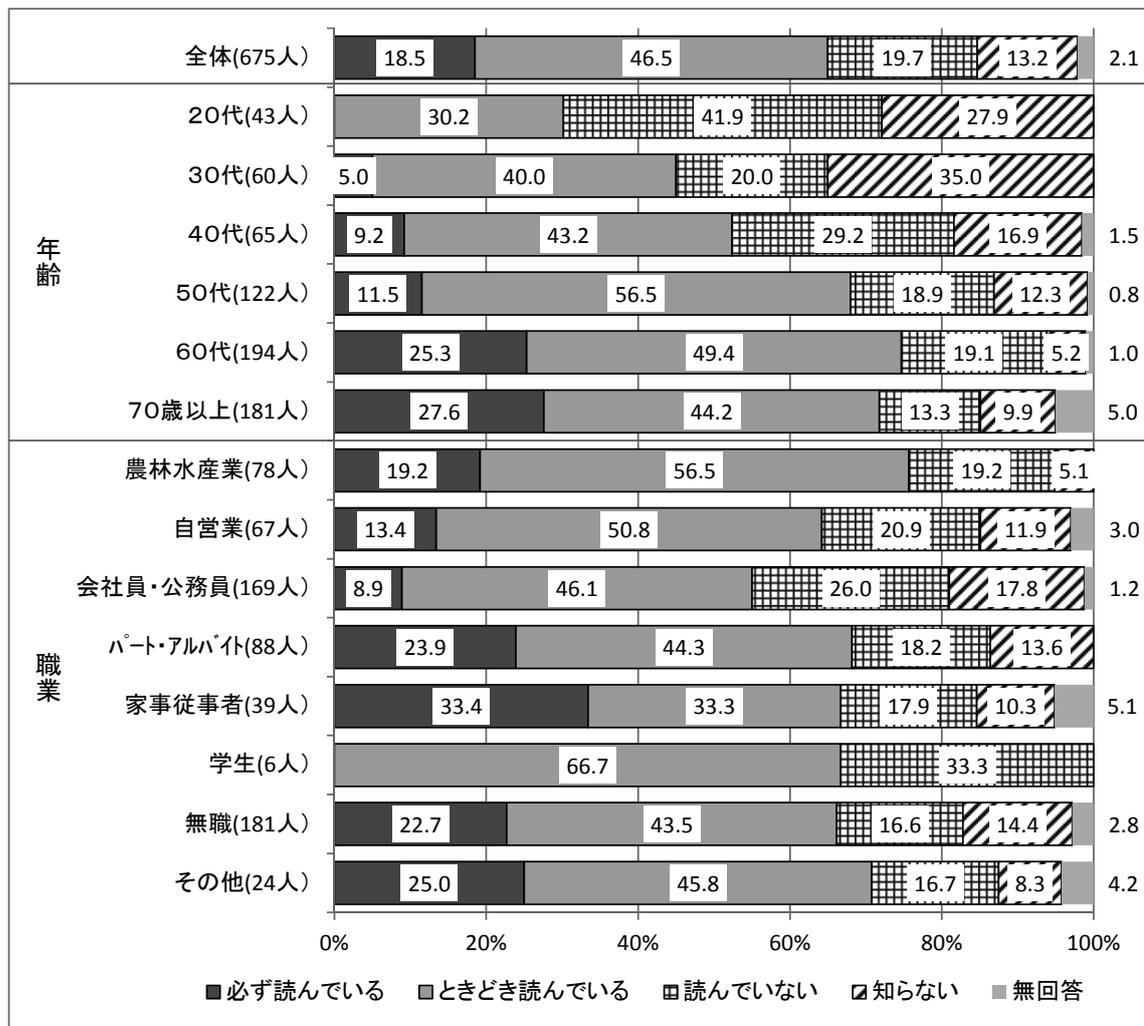
年齢では、「名前も活動内容も知っている」との回答は60代が29.4%、70歳以上が28.2%と、おおむね年齢が上がるに従って認識している割合が上昇しています。

前回調査と比べて、認識している割合に大きな変化は見られません。



**問15 あなたは、行方市社会福祉協議会の広報紙「あおぞら」を知っていますか。
(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)**

全体では、「ときどき読んでいる」との回答が46.5%と最も多く、次いで「読んでいない」と続いており、「必ず読んでいる」との回答は18.5%となっています。
年齢では、おおむね年齢が上がるに従って、読んでいる割合が上昇しています。
職業では、読んでいる割合は会社員・公務員で比較的低い状況が見られます。

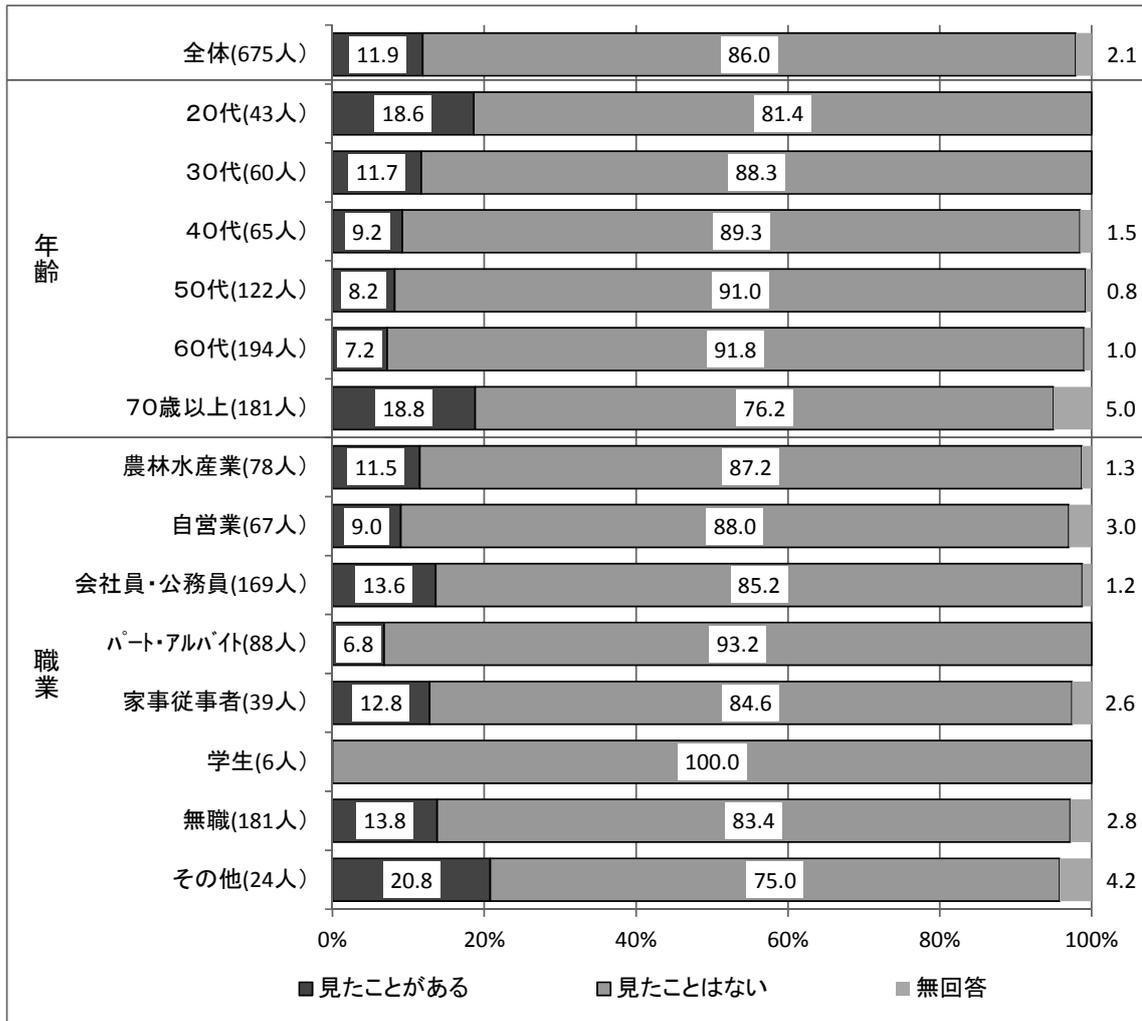


**問16 あなたは、行方市社会福祉協議会のホームページを見たことはありますか。
(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)**

全体では、「見たことがある」との回答は11.9%となっています。

年齢では、20代と70歳以上で「見たことがある」との割合が比較的高い状況が見られます。また、おおむね年齢が上がるに従って、読んでいる割合が上昇しています。

職業では、「見たことがある」との回答はパート・アルバイトで比較的低い状況が見られます。

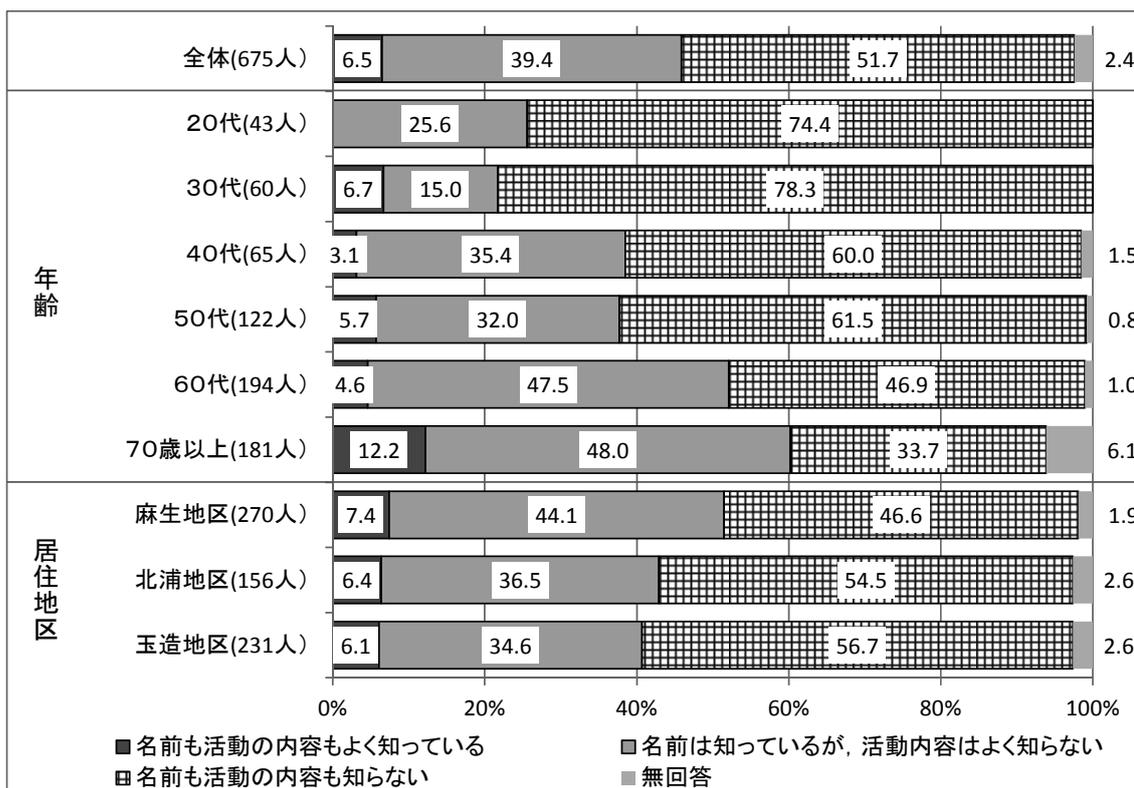


問17 あなたは、行方市社会福祉協議会が行っているボランティアセンターを知っていますか。(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)

全体では、「名前も活動の内容も知らない」との回答が51.7%と最も多く、次いで「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」と続いており、「名前も活動の内容もよく知っている」との回答は6.5%となっています。

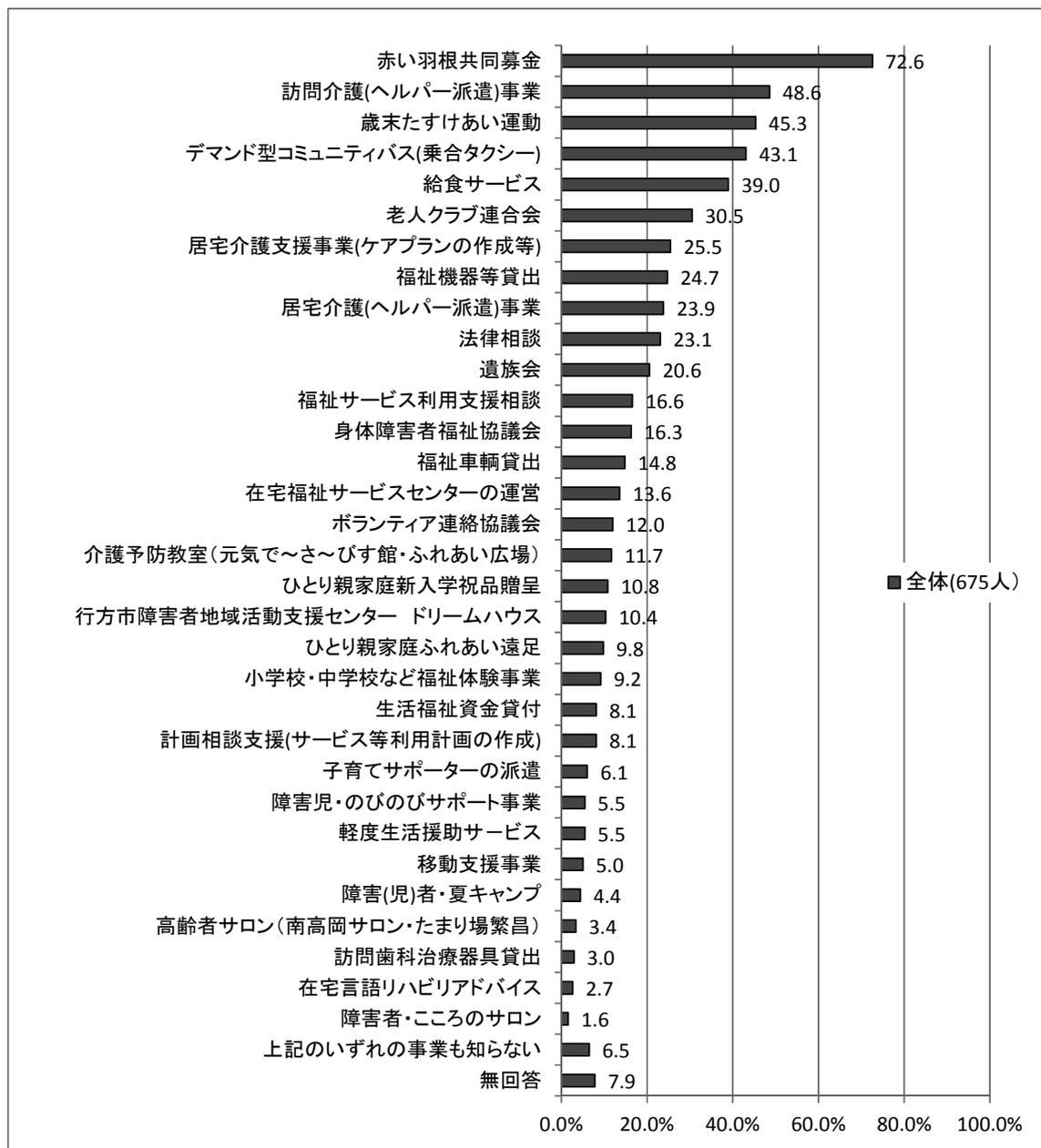
年齢では、おおむね年齢が上がるに従って、名前の認知度が上昇しており、70歳以上では「名前も活動の内容もよく知っている」との回答が12.2%と1割を超えています。

居住地区では、麻生地区が最も名前の認知度としては高い状況となっています。



問18 行方市社会福祉協議会は以下の事業を行っています。あなたが知っている事業または活動はありますか。(あてはまるすべての番号を選んで○をつけてください。)

「赤い羽根共同募金」との回答が72.6%と最も多く、次いで「訪問介護(ヘルパー派遣)事業」、「歳末たすけあい運動」、「デマンド型コミュニティバス(乗合タクシー)」などと続いており、「いずれの事業も知らない」との回答は6.5%となっています。

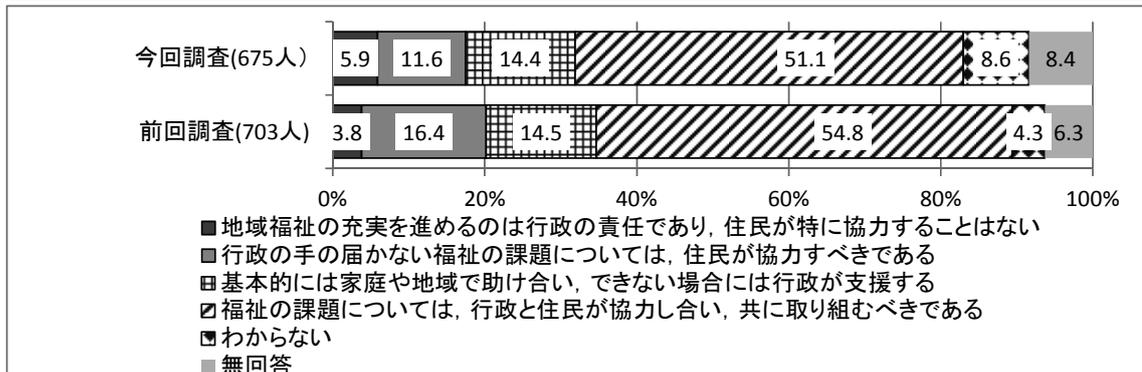
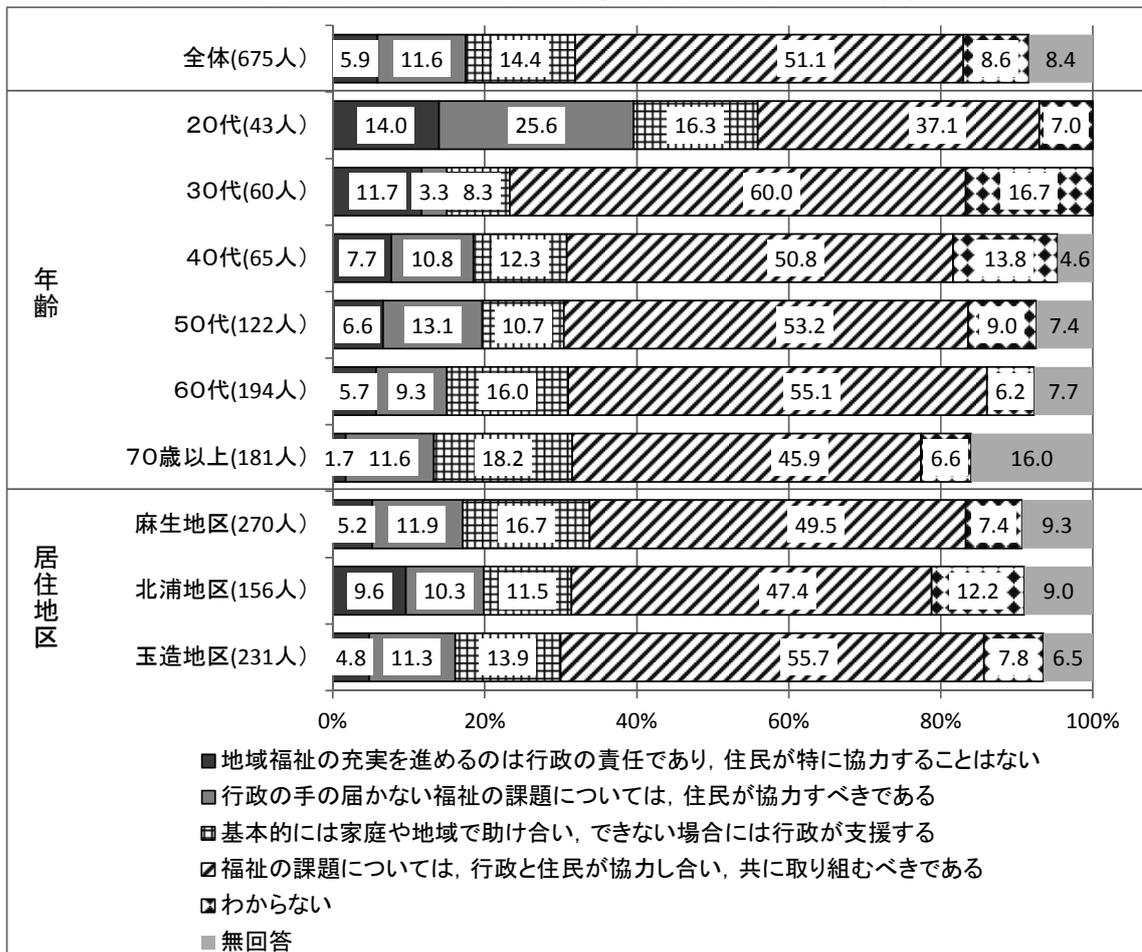


問 19 あなたは、地域福祉を充実させていく上で、行政と住民の関係については、どのように思いますか。(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)

全体では、「福祉の課題については、行政と住民が協力し合い、共に取り組むべきである」との回答が51.1%と半数以上を占めています。

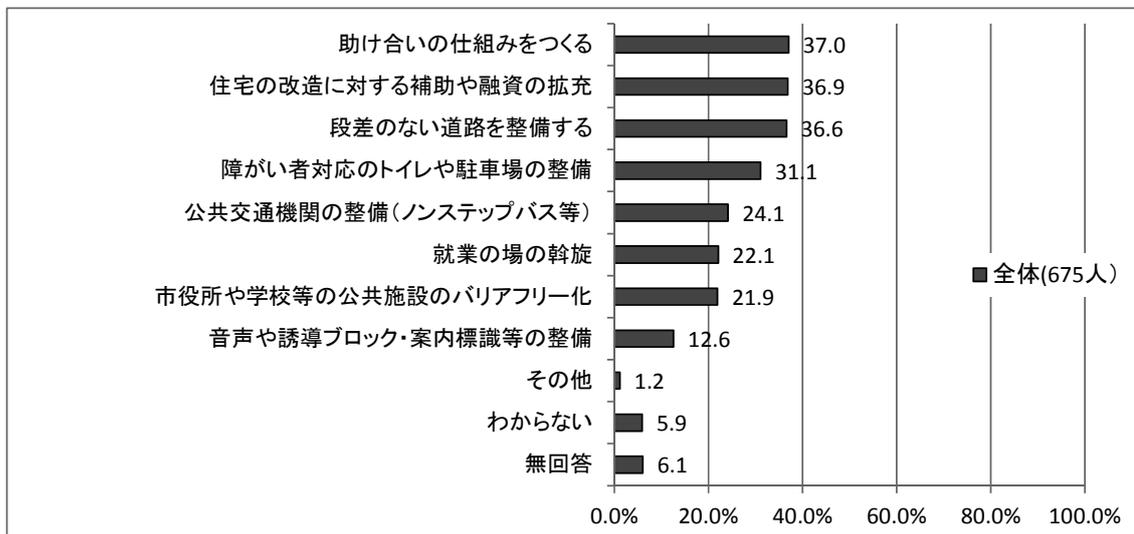
年齢では、20代は「福祉の課題については、行政と住民が協力し合い、共に取り組むべきである」との回答に続き、「行政の手の届かない福祉の課題については、住民が協力すべきである」との回答も比較的多く見られます。

居住地区では、北浦地区は「福祉の課題については、行政と住民が協力し合い、共に取り組むべきである」が最も多い回答で、他地区と同様である一方、「地域福祉の充実を進めるのは行政の責任であり、住民が特に協力することはない」との回答が9.6%と1割近くで、他地区と比べて高い割合となっています。



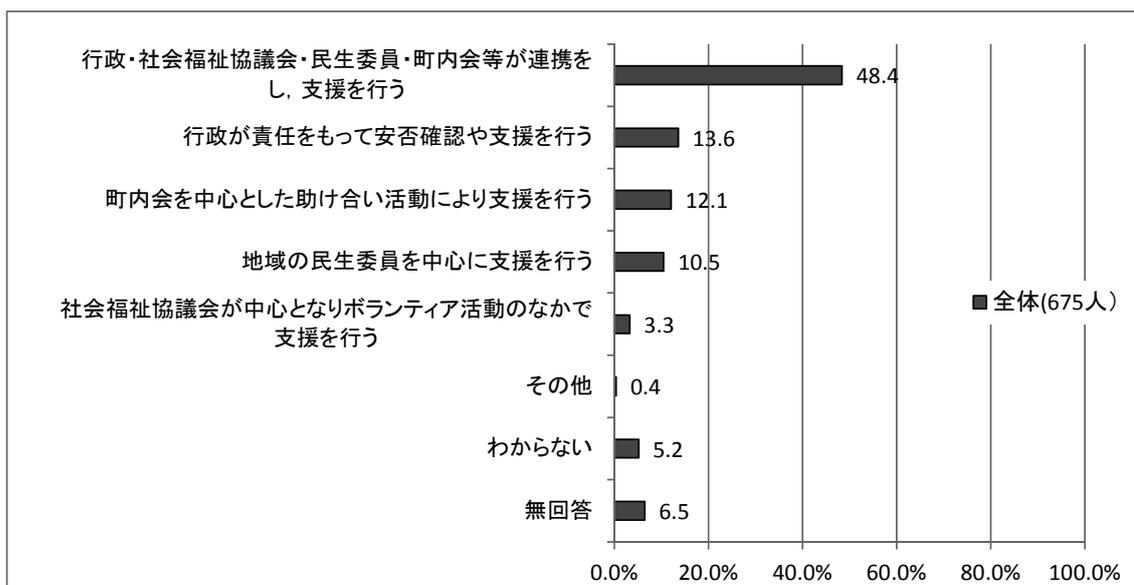
**問20 あなたは、高齢者や障がい者が支障なく生活できる環境、いわゆるバリアフリーのまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまる番号を3つまで選んで○をつけてください。)**

「助け合いの仕組みをつくる」、「住宅の改造に対する補助や融資の拡充」、「段差のない道路を整備する」との回答が上位3つとなっています。



**問21 あなたは、災害時や救急時における障がい者や一人暮らしの高齢者の安否確認、支援を行うための体制をどのように思いますか。
(あてはまる番号1つを選んで○をつけてください。)**

「行政・社会福祉協議会・民生委員・町内会等が連携をし、支援を行う」との回答が48.4%と最も多く、次いで「行政が責任をもって安否確認や支援を行う」、「町内会を中心とした助け合い活動により支援を行う」などと続いています。



問22 行方市の福祉施策についてのご意見・ご要望等がありましたら、ご自由にお書きください。

【情報提供・相談窓口について】の意見・要望等が最も多く、次いで【高齢者・障がい者施策について】、【支え合いの仕組みについて】、【公共交通・移動について】などと続いています。

【情報提供・相談窓口について】(26件)

- いろいろな事業のPR活動をもっと積極的に
- もっと情報を
- 福祉の活動を、市民が集まるイベント、又は常設の建物で写真パネルにして目で見てもらう
- 福祉施設や介護施設やそのサービス等の情報は全く我々住民には届いていない
- 福祉事業の周知
- 行政も知らせる工夫を充実してほしい
- アンケート調査の結果も知りたい
- 福祉施策の情報提供を積極的にやってほしい
- 活動内容を分かりやすく知らせる事から始めたほうが良いと思う
- 情報提供
- サービス内容の周知
- 行方市からの発信も分かりやすくたくさんしてほしい
- 広報誌、同じ敷地に2世帯あるとき、1冊ではなくて2冊ほしい
- 若い人からお年寄りの方まで分かりやすく知ってもらえるようにホームページや広報紙以外にも活動内容を広めて行ってほしい
- 行政・社会福祉協議会等がどのような仕事をしていて、どのような支援を行っているのか、先ずわかりやすく発信して官民一体となって、行動できる事は早めに進めるべき
- もっと、分かりやすく、積極的な広報活動をすべき
- 社会福祉協議会の事業所とか活動がどの程度市民のためになっているのか関係者以外は全然わからないのではないか
- 組内に加入していない世帯もある。組内に加入していないと回覧板が回ってくることが無いため、必要な情報がキャッチできない
- 社協が行っている共同募金など収支がどこか不明
- 身体障害者手帳は頂いた際にもっと詳しい説明が欲しかった
- 行方市の隅々まで社会福祉課の行動されている状況を知らせるべき
- ホームページだけでなく、SNS、わかりやすい内容を目指してほしい
- 透明性のある行政、福祉
- 自分の暮らしが不自由になったとき、福祉にどこまで頼ることができるのかを一番心配している毎日。このことについて答えてほしい

- 相談窓口の設置(電話相談)
- 障がい者を抱える高齢の保護者の声に聞く耳を持っていただけないものか

【高齢者・障がい者施策について】(9件)

- 高齢者や障がい者の方々が、行方市はどの地域と比べても最も生活しやすいところだと思ってくれる、そんな行方市にしてほしい
- 高齢者に就職機会を与えてほしい
- 福祉の助成があると安心して老後も暮らせると思う
- 毎月福祉の車を利用しており、月によって券がなくなり病院を終わり、上にあがって券を求め運転手さんに券を渡すが、運転手さんに頼んだ券を持参して持ってきてくれるわけにはいかないのか
- 介護士、ホームヘルパーの養成・増員
- ゴミ出し(高齢者宅へのゴミ集めサービス月1回でよいので車をむけてほしい)
- 介護保険の申請について安易に受け入れせず本当に申請の必要な方のみ受付する等、仕組みを見直してほしい
- 介護予防の講習会を地域ごとにやってほしい
- 出来る限り老人が安心して暮らせる様な環境づくり

【支え合いの仕組みについて】(9件)

- 気軽に話し合えるような指導をする
- 自分達の地域は自分達で見守隊の様なものをつくり常に社協と連絡を取り行動をする
- 地域の近くの地区役員、民生委員等の研修の機会を持ち、相談窓口として機能する事も良いのでは
- 高齢者だけの世帯や障がい者(児)を支える高齢者などの把握や、相談につくことも必要になってくるのだろうと思う
- 1人暮らしの高齢者は増えていくと思う。地区の区長さん、民生委員さん、班長さんを中心に行政の指導をもらいながら支援体制を作って行かないと手遅れである
- 福祉については行政と住民のタイアップが必要。その体制強化を希望
- 高齢者の現状把握
- 行政と気遣いがないような立場で話が出来ると良い
- 行政は足を運び、考え導き、市民と福祉対象者両者納得いくよう働いてほしい

【公共交通・移動について】（8件）

- コミュニティバスが空車で帰る時は、途中迄でもお金を払うので乗せてくれたらいいのに…とよく話を聞く
- 公共交通機関の充実が先
- 家の近所で乗れる様なバスがあれば良いと思う
- デマンドタクシーの状況から定期バス運行の可能性を検討
- 乗り合いバスで、同じ道のりの場合、途中のちょっとした用事のため寄ってもらえたら、ありがたい（郵便局とかコンビニ…とか）
- 交通機関の整備(運転できない人が利用できるようにする)
- 自動車が無いと、生活ができない場所なので、運転が出来なくなった時、自分は、どうしようと、不安
- 高齢者になり1人暮らしで自動車を運転出来なくなった場合、安心して生活出来るまちづくり

【子ども・子育て支援について】（6件）

- 子どもが生まれたら、祝い金を出したり、育児施設建設予算確保など
- 子育て支援にも力を入れていただきたい
- 若いお母さん方が安心して子どもを産める施策
- 幼稚園と保育園の月謝が同じなのは納得できない
- 子どもの遊ぶところがない
- 公園を整備してもらいたい(原畑)

【ボランティア活動について】（5件）

- 積極的なボランティア募集と周知
- もっとボランティアの募集などを住民がわかるようにしてほしい
- ボランティア活動の組織の充実を図り、さらに地域住民を巻き込んだ支援活動にしていく必要がある
- 地域住民のボランティアをあてにするのを本当にやめてほしい
- ボランティア活動に参加する人たちの意識向上、参加者の若返りのためのきっかけづくり工夫、教育現場での指導・養成などの取り組み

【町内会、区、班について】（4件）

- 新しい住宅地では、近くの既成の区や班に入れない
- 各町内がもっと中心となりしっかりとした活動を行う
- 何を基準に役員さんを選んでいるのか理解しにくい
- 社会福祉協議会ではいろいろな事業活動をしていると思うが、住民（町内会）が、その内容を十分把握しているとは思えない。区民等を含め町内会への広報が必要

【施設の整備・有効活用について】（3件）

- 施設の増設
- 高齢化が進みそれに対応出来る施設を充実させてほしい
- 合併で使わなくなった小学校の校舎を地域の活性化のために使えるといいな

【民生委員について】（3件）

- 近所のお年寄りが困っていたので民生委員の方に相談したら、親身に相談に乗ってくれなかった
- 民生委員の存在感がない
- 民生委員の活動がよくわからない

【防災について】（1件）

- 豪雨時、道路が雨水で塞がれ、防災無線も聞き取れず、避難行動が難しい状況

【その他】（6件）

- 若い人たちの働く場所を確保しないと財政も成り立たないと思う
- （町道）こまかい市道の整備をお願いする
- 歩道を造ってほしい
- 民間企業の福祉施策に取り組んでほしい
- 移動採血バスを呼んでほしいと思う（回数を増やしてほしい）
- 行方市・鉾田町・鹿嶋市で鹿行協定を結ぶのも良いかと思う

2. 行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、行方市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する事項について協議及び検討を行い、計画案を策定し、これを市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 各種関係団体の代表者
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会は、計画案の策定に至るまでの調査、研究、調整及び素案の立案を行うため、関係者によるワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3. 行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属 名	役職等
1	市民代表	西谷 正明	行方市区長会	副委員長
2	市民代表	槐 新一	行方市PTA連絡協議会	
3	市民代表	宮内 俊雄	行方市老人クラブ連合会	
4	社会福祉関係団体	邊田 茂雄	行方市民生委員児童委員協議会	
5	社会福祉関係団体	森田 幸雄	行方市ボランティア連絡協議会	
6	保健・医療関係者	根本 公夫	水郷医師会	
7	社会福祉事業者	田口 慶子	行方市障害福祉サービス事業所連絡会	
8	社会福祉事業者	藤崎 貴英	行方市民間保育園連絡協議会	
9	社会福祉事業者	坂本 登美子	特別養護老人ホーム玉寿荘	
10	社会福祉事業者	額賀 勤	介護老人保健施設かすみがうら	
11	社会福祉事業者	石神 勝徳	行方市社会福祉協議会	
12	行政機関 ・団体関係者	宮内 正	行方市議会	委員長
13	行政機関 ・団体関係者	小沼 岩雄	行方市総務部	
14	行政機関 ・団体関係者	久保 力	行方市保健福祉部	

行方市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成29年3月

発行	行方市・社会福祉法人行方市社会福祉協議会
企画・編集	行方市保健福祉部社会福祉課
	〒311-3512 茨城県行方市玉造甲 404 行方市役所玉造庁舎
	T E L (0299)55-0111 F A X (0299)55-2610
	http://www.city.namegata.ibaraki.jp/
	社会福祉法人行方市社会福祉協議会事務局
	〒311-3512 茨城県行方市玉造甲 403 玉造福祉センター内
	T E L (0299)36-2020 F A X (0299)55-4545
	http://www.yokattanet.jp/

